千九百二十五年八月
於大森松風莊

小野武夫著

郷士制度の研究

東京
大岡山書店發行

序

其昔、一個の社會制度であり、兵を農より起すの方式であり、又當時に於ける經濟事情の産物の一つであつた鄕士の制度は、明治維新と共に消え失せて、今日は最早其の痕跡をも留めない有樣であるが、制度の中の或者に至ては、今尙社會の一角に其餘脈が流れて居る。

此研究の期する處は主として德川時代に於ける鄕士制度の本質を闡明せん爲め、之を社會的に經濟的に又若干軍事的方面からも觀察せんとするのであるが、此の制度の行はれた諸藩の史實に就ては未だ著者の踏查の及ばざる處もあるか

ら、今後未調査地に於ける特殊研究の進むに連れて其研究に補筆を施す必要の生ずることは言ふまでもない。今は只之が成稿を取り敢へず上梓し、先進諸賢の高教により其完成を他日に期せんことを冀ふ次第である。

大正十四年五月

小野武夫識

目次

第一葉　薩摩郷士の家屋

此寫眞は鹿兒島縣肝屬郡小根占村大字川北麓に於ける舊郷士郎ち小根占郷士の邸宅を示すものである。家の門構は舊來の儘で今日迄存續して居るのであるが、門の前に電柱の立つて居る處から見ると、新文明の風が薩南の片田舍にも浸み込んで舊日本の面影が日に月に消え行きつゝあることが知られて寂しい。寫眞中、家の門と庇ばかりが瓦葺で本家の屋根の草葺きであるのに注意すべし。東京の島津公爵家編輯所員坂田長愛氏に依頼し、同氏が特に其郷里の舊知に托して撮影したものである。

第二葉　近江山中氏の宅地

此の繪圖は滋賀縣甲賀郡水口町山中氏の邸宅の文政年間に於ける見取圖であつて、其周圍一町四面の廣さに及び、邸宅の一部は流水を以て圍み、之を外廓と内廓に分ち、内廓には山中本家の館あり。其館の周圍は土手及び藪を以て圍繞せられ、外廓には田畑及び隷屬の百姓家あり。卽ち向つて邸宅の左背には又兵衛及び又右衛門住み、邸の左側には長七、源六、平七、勘左衛門、勘七、淸七、金二郎、宗三郎、勘兵衛及び儀兵衛住み、邸の正面の入口の兩側には、牛部屋及び倉庫あると共に、忠右衛門、源藏、武左衛門及び林平の四人の百姓が住んで居る。此等百姓は平時は山中氏の爲めに私用を辨ずると共に、其の割當てられたる土地を耕作して居つたのである。山中氏は鎌倉時代以來甲賀郡に蟠居せる豪族であつて、江戸時代に至つても其の存續を德川府より許された(御差置舊族鄕士である。畏友牧野信之助氏が親しく山中氏所藏の圖より謄寫せられて著者に割愛せられたものである。

文政九丙戌年之改　山中金左衛門橘俊代

第三葉　石見國恒久鄕士の邸宅

此の繪圖は今の島根縣安濃郡長久村大字長久の舊鄕士恒松家の元屋敷の見取圖である。邸宅の周邊二方は濠を以て繞らし、三方往還に面して居る處から見ると、村の中でも人の寄り附きの可なりに好い屋敷である事が偲ばれる。恒松氏の元祖充忠氏が戰國時代の末期、天正十年に兵を止めて歸農する際、簸川郡高濱村の恒松から從者を連れて移住し來り、此地に新村を拓きて以來、德川時代には藩から村の名族として六邊の役儀に取り用ひられ、一鄕に重きを成したものであるが、明治年間に於ては同家第十世の家主、恒松隆慶氏が政界に出て令名を中央に謳はれたことにより、鄕士末裔の光輝は廣く世間の耳目に觸るゝに至つたのである。此の屋敷は最初から宏大なものではなかつたらしく、後年の當主等が段々と增築又は改築して是程にしたものゝやうであるが、惜しいことには、此の記念すべき舊家の邸宅は慶應二年七月此地方を荒らした百姓一揆に燒き拂はれ、今は唯當時の家主光忠氏が家の子孫の記憶に便する爲め特に描かれた繪圖が殘つて居るばかりである。此處に撮影したのは卽ち此の繪圖によつたものであつて、今の當主等は其燒失後に建築せられた邸宅に住まはれて居る譯である。隆慶氏の令孫に當り現に慶應義塾大學に勤めて居られる恒松安夫氏の厚意により之を撮影したのである。尙ほ詳細は本書の卷尾に追記したる恒久鄕士に就てを參照せられたい。

小引

我國史上に於て農政の沿革が兵制と相關はる處は遠くして深く、或る時代によつては兵制は卽ち又農制であるかのやうに觀えた場合もないではなかつた。降つて德川時代に至れば其所謂鄕士は分布區域を局限せられたけれども、近世社會史及び經濟史上に於て可なり重要の位置を占め、當時彼等が鄕村に居を占め、一方には武士としての待遇を受くると共に、他方には又地主としての經濟生活を營んで居たことは、今日其心を農村社會史又は經濟史の研究に傾くるものの看過してはならぬ現象である。然るに從來此問題に就いては未だ精細なる研究を試みたる者なく、唯二三の先進により若干注意せられたるに止まつて居る。例へば瀧本法學博士が其の「日本經濟史」に於て、又福田法學博士が「日本經濟史論」に於て、吉田東伍博士が倒敍日本史に於て若干此の問題に觸れたる事あるに過ぎぬ狀況である。仍て余は自ら不才を顧みず、聊か本問題に關する研究を

試みようとするのであるが、余は主として徳川時代に於ける鄕士の本質を明にし、次に此の制度が明治維新と共に廢滅に歸したる諸事情及び廢滅後に於ける鄕士生活の一斑を叙して、現代社會に及ぼせる影響如何を見んとするものであるけれども既に歷史的考察の方法を以て研究に臨む以上は鄕士制度の前身であつた兵農一途及び其が分離の沿革を知るの必要があると思ふから、この研究の前半に於て國初以來に於ける兵農制度の推移せる跡をも概觀することにする。斯くて此研究は鄕士制度其物の研究を本來の目的とすることは云へ、其が材料の取扱方に於ては、勢ひ鄕士制度を核心としたる本邦農村社會史及び經濟史を概叙するの結果となるであらう。

一律に鄕士又は地士と云へば、各藩ともに其性質が恰も同樣であつたかのやうに見ゆるであらうけれども、之を實際の場合に徵して精察すると、其が成立の原因と各藩の布きたる法制とによつて著しい異同がある。故に此の研究に於ては、一方には各種の鄕士に潛める特殊性の究明を試むると共に、他方には又之

が普遍性の通ずる點をも通觀したいと思ふ。

余が此の研究題目に着眼して材料の蒐集を始めたのは既に十數年の昔である。爾來各地を旅行して、地理的實驗及び採訪調査を行ひ、又特に東京及び京都帝大圖書館、東京帝大法制史研究室及び大藏省並に農商務省文庫に出入して材料の蒐集を行ひ來つたが、大正十三年に入り、既蒐資料の整理に取り掛つて起稿に着手し、同年九月漸く其稿を綜つたのである。

研究に使用したる根本資料中、大藏省文庫に保管せられてあつた記錄は、一昨年の大震災により烏有に歸し、今や余の手寫によるもののみ此世に存するに過ぎぬ有樣であるから、此等の資料を本研究に採錄するに當つては、全部之を附註として同一の章下に配置した。斯くて資料の按配上に於ては若干不體裁に流るゝを免れぬけれども、畢竟貴重なる文獻を散逸せしめざらんとする著者の用意に外ならぬのである。

主要參考書目

（其一）一般參考書

一瀧本誠一著　日本經濟史

一竹越與三郎著　日本經濟史

一同　新日本史

一大森金五郎著　大日本全史

一坪谷善四郎著　明治歷史

一瓜生喬著　江戸時代の武士

一大久保久敬著　地方凡例錄

一司法省　德川禁令考

一同　全國民事慣例類集

一三浦周行著　法制史の研究

一　同　　　　　　國史上の社會問題
一　大類伸著　　　城廓の研究
一　吉田東伍著　　倒叙日本史
一　同　　　　　　日本歴史地理の研究
一　藤田正著　　　勸農或問（日本經濟叢書收錄）
一　小野武夫著　　農民經濟史研究
一　農務局　　　　大日本農史
一　同　　　　　　農政類篇
一　鄭鄙人　　　　田法獨合點（著者所藏）
一　武元立平著　　南畝偶語（著者所藏）
一　同　　　　　　勸農策（日本經濟叢書收錄）
一　船橋貢著　　　こんでいばなし（著者所藏）
一　大隈重信著　　開國五十年史
一　國府義胤著　　東野田芹（著者所藏）
一　熊澤蕃山著　　大學或問（日本經濟叢書收錄）
一　荻生徂徠著　　政談（同）

一 西川如見著　百姓袋(同)
一 藤田東湖著　土著の議(同)
一 大山重憲著　大山重憲記(同)
一 　滄浪夜話(同)
一 有馬頼寧 稲田昌植 共著　農民離村の研究
一 明治維新發祥地記念銅像建設會　明治維新發祥記
一 菊池海莊著　農兵論言
一 荒甚三郎著　北海道小誌
一 上原轍三郎著　北海道屯田兵制度
一 東京帝大法學部發行　國家學會雜誌
一 雜誌　郷土研究
一 同　民族と歴史(社會史研究)
一 同　歴史地理
一 同　史學雜誌
一 同　地學協會雜誌

（其二）特殊參考資料

一　薩隅日田賦雜徵（著者所藏）
一　撫育教導傳（同）
一　諸鄉榮勞調（同）
一　舊高知藩田制概略（同）
一　土佐國地方慣習手引草（同）
一　阿波藩民政資料
一　淺野史蹟顯彰會　淺野莊と淺野氏
一　東京府廳　東京府民政資料
一　秋田縣北秋田郡役所編　郡邑記拔抄
一　農務局　信州伊那の被官百姓
一　小野武夫著　舊鹿兒島藩の門割制度
一　同　舊佐賀藩の農民土地制度
一　島津家編輯所　薩藩舊記雜錄

一島津家編輯所　歴代制度
一同　島津貴久勳功記事
一內閣文庫　薩州分限帳
一同　薩肥見聞雜記
一同　人國記
一同　西遊記
一　水戸藩史料
一日本及日本人臨時號　郷土光華號
一齋藤圭助著　上杉鷹山公の農政
一　阿波國徴古雜抄
一細川潤次郎著　野中先生傳
一松浦宗安著　清良記(續日本經濟叢書抄錄)
一辻重忠 小關豐吉 著　野中兼山
一　郷士錄(著者所藏)
一　郷士關係一件記錄(著者所藏)
一中村郁一著　鍋島閑叟公

一 大藏省　明治五年記錄寮書類

一 東郷吉太郎著　薩摩士風

一 大藏省　秩祿處分參考法規

一 愛知縣海部郡南陽村鬼頭家開墾事業關係記錄
寫(著者所藏)

一 恒松家系譜　恒松安夫氏所藏

一 上月城　同前

一 歸田集　同前

1, W. J. Ashley; An Introduction to English Economic History and Theory.

1. En Eennet; Problems of Village Life.

1. A. E. Bland and P. A. Brown ; English Economic History.

1. Montague Fordam; Ashort History of English Rural Life.

1. P. A. Ditchfield ; Old Village Liè.

1. Johnson; The Disappearance of the Smae Landowners.

1. I. Nitobe; Bushido.

郷士制度の研究

小野武夫著

第一章　序論

第一節　總論

第一項　郷士の概念

郷士は別に地士又は山士とも書き、其の一般の概念としては、武士にして農村に住居し、又は農民にして武士たる待遇を受くるを云ふのである。地方によつては、士の字の代りに侍の字を用ひて、郷侍又は地侍等と呼ぶこともある。郷士は主として徳川時代の在郷武士に對して使用せられた語であつて、其以前には郷村在住の侍を多くは地士、一領一匹、又は一領具足等と稱へて居た。蓋し、足利

時代の中頃から諸國に軍事的都府たる城下町が漸く發達の緒に就き、安土桃山時代に至つて其徵候が著しく、後徳川時代に至れば、前來の城下町は殆んど完全に近きまでに發達したから、家中武士に對稱せられたる鄕村在住の武士は當時著しく世人の耳目に觸れ、其分布區域は比較的狹かつたにも拘らず、一般の注意を惹いたものである。

鄕士の概念を明らかにせん爲めには、先づ士の字義を討ねると共に、武士が農業を營み來つた原因を知らねばならぬ。士は一に又侍とも書く如く、元來他人に仕事するもの、殊に他人の爲に戰鬪に從事したる男子の意であつて、膂力人に勝れた勇士と云ふ意に通ずるのである。「こんでいばなし」にも『士の字は庶人十人を以て一人にあたるの義、然らずんば士にあらずたゞ人なり因て和漢の內才力庶人の十人にあたるもの、士となると云ふ』とある如きは克く士の字の意義を語るものである。日本に於ても元來士は卽ち侍であつて、王朝時代に於ける貴族の從者又は護衛者を指したのである。而して、此頃に於ける武士の地位

は甚だ低く、夫の寶龜年間の兵農分離令にもあるやうに、朝廷は東國の豪士卽ち當時文化の遅れたる東國地方の土豪の壯丁を以て之にあつべしとあつた位で、其頃から武士は蝦夷の訛であるとも思はれた程、彼等が當時の社會的地位は低いものであつたのである。蓋し上代氏族制度の行はれた時代は姑く之を問はずとするも、中世藤原氏が政權を專らにする頃に到つても、社會の上層階級は卽ち藤原氏を中心とする一群の貴族であつて、此等貴族の驅使に任したる武士は假令主將と雖も其地位は洵に低いものであつた。況んや事に軍役に從ふ雜兵の輩に於てをやである。斯くの如く、武士が貴族に從屬し其の侍臣として劣視せられたる風習は、遙か後年にまでも及んだものゝ如く、夫の源氏隆興の當初、源義朝が院宣によつて參朝し、甲冑を着けたるまゝ殿上に上らんとするや、殿中長袖の貴族等之を見、野武士禮を知らずとして直に退下を命ぜられしと傳へらるゝ如き、當時の社會の風尚が武人を輕んじた一端を示すものである、然るに後年に到り武權の力が大に擴張せられ、貴族は却て權勢の地位から放逐せられ、蟄居の

生活を餘儀なくせられ、武士獨り社會に跳梁し、武人にあらざれば人にあらざるかの如き觀を呈するやうになつたことゝ相照し觀たならば、洵に世を隔つるの感があるであらう。

然らば兵と農とを結合せる郷士は如何にして發生したかと云ふに、郷士とは取りも直さず、武士が地方に在住して自ら農業に從事するか、又は自家に兵を養ひながら之に平時の職業として農業を營ましめたるもの、又後世に至つては、一旦城下武士として生活し來つたものを再び地方に送りて土着せしめたるもの、又は農民を其儘武士に取り立てゝ郷士に列せしめたるものゝ總稱である。換言すれば、同じく土着武士とは云ふものゝ、其中には初めより農民にして兵士であつたものと、武士の歸農して土着したものと、農民であつて武士の待遇を受けたものとの種別あることを知らねばならぬ、而も其成因は何れにあるにしても、郷士なるものが特殊社會階級たる武士と百姓なる生產階級との結合によつて成立し、其結合の方法としては、先づ農民を取立てゝ武士に列せしむるか、又は武

士を郷村に遂つて農民に列せしむるか、一に其時代の狀勢と地方的事情によつて決せられたものである。

兵を農に寓するの制度は其成因を二個の方面から觀察することが出來る。一は武士を常に農圃に居らしめて彼等の筋骨を鍛錬せしめ、且つ其の精神を剛健に保持せしめんとしたることゝ、二には未だ經濟階段の幼稚なる時代では、多數の兵士を一所に常置し、之に給するに錢穀を以てするよりは、平時軍役の用のない時は之を農圃に留めて耕作に從はしむるを經濟上より得策であるとせられたこと即ち是である。故に郷士制度は多くの場合、軍事經濟の二方面から起り來つたものと云ふべきである。

郷士は戰士と農夫との結び合ひたるに與へた觀念であるから、郷士制度の半面には亦兵と農とが相分離する觀念の潛んで居る事を閑却してはならぬ、而して世に謂ふ此の兵農分離と云ふ事柄に就ては、實際上兩樣の別ありし事を記せねばならぬ其一は戰士たる武士が單に農業を止め依然として郷村に在住する

場合と、二には、武士が農業を止むるばかりでなく、更に農村を退轉して悉く城下町に集中したこと即ち是である。夫の寶龜十一年朝廷勅して兵を農より離さんとしたこと、及び荻生徂徠が我國に於ける兵農の分離は北條時頼の時代に始まると云つた事ある如きは、畢竟兵士の業と農業との分業が先づ農村に於て若干行はれたことを意味するに止り、彼等は斯くても尙郷村に在住し、依然として農業を營んで居たから、全く農兵生活を止めたるものとは云ひ難い。然るに年を經て足利時代の末期から織田、豐臣時代の頃に至ると、完全なる兵農分離の徵候が顯はれて來た。即ち此頃に於ては兵士悉く農村を去つて城下の市街に集中したのであつて、其社會經濟の勢の嚮ふ所は頗る徹底したものであつた。斯くて一部の在郷兵士が單に農業を止めたばかりでは、未だ之により完全に兵が農より分離するの時期を作つたものとは云はれない、兵が農を止め、且つ其農村を退轉したる時期を以て兵農分離の完全に實現せられたるものと見る可きである。以上述ぶる處により郷士制度研究の一方便として上代に於ける兵農一

途及び中世に於ける兵農分離の事實が德川時代に起りたる鄕士制度の豫備觀念として必要なることを解し得たであらう。

第二項　兵の沿革に關する考察

人間の日常生活を支配する必然的慾望中最大なる衝動は食慾及び色慾である。中に就ても、食慾は其の榮養となるべき物資の獲得により、色慾は其異性の專有によりて充足せらるゝものであるから、一物又は一異性の上に二人以上の欲求者が現れ來れば其處に紛議の起ることは想像し得らるゝのであるが、太古原始人類の互に相闘つた動機は先づ此二慾の充足を得んが爲めに外ならぬのである。夫の後世に至つて、文明國民が人類社會に於ける此種の亂離を防ぎ、社會の秩序を保たん爲めに、其が經濟生活の保調に對しては物權法、債權法等の民法を設け、色慾生活の保調に對しては親族法を設けた如きも一つに人間の慾望を調節することにより、社會の平安を保たんとするに外ならぬのである。而して色慾乃至婚姻に關する慾望の充足より起る爭闘に關しては、本論は姑く

之を問はずとし、主として、經濟生活の充足と人間鬪爭の本然性に就いて之を考ふるに、未開曚昧の時代に於ては彼等は其欲望充足の爲めに赤裸々なる鬪爭を行ひ來つたけれども社會が進步して其の組織が複雜となるや、其の鬪爭の方法も亦自ら異り來つたのである。即ち野蠻放浪の時代に於ては、人々は一塊の肉、一個の果實を爭ふて鬪ふたであらう、其狀恰も後世の土豪が一村一郡の地を得ん爲に兵を役したのと何等選ぶところがない。人類が斯く自己の慾望を充足せん爲に自ら其戰鬪に從事しつゝある間は、未だ特に兵士なる階級を生じない、況や統一節制ある軍隊のあるべき筈がない。即ち此頃に於ける彼等は自ら物を獲ん爲めに又は自己を防がん爲めに自ら鬪爭に從事するものであるけれども、其社會進みて治者と被治者とに別るゝに到れば、被治者の一部は治者に驅使せられて、治者階級の爲めに戰鬪に從事せしめらるゝに到る、是れ謂ふ所の兵士にして、之に規律と統制の與へられたものが即ち軍隊である。

有史以前に於ては、我島國の各地に散居した蠻民は恐らく當時自らの經濟生

活を維持し、又は擴張せん爲めに時に或は個人と個人、又は部族と部族とが相互に爭闘したことであらう。現に神武天皇東征の時王化に霑はざる遠國の地には邑に君あり、村に長あり、互に其疆域を爭ひ居たりと云ふに徴しても其一端を知り得る。而して神武東征以後は王室を中心として特有なる氏族制度漸く發達し、當時は朝廷の根帶尙ほ微弱なものであつたけれども、全國の民族を率ゐて統一政治を行ひつゝ中央集權の形式下に畿内地方を掌中に握り、其偶々叛亂を企つるものがあれば、治者階級たる皇族自ら戰闘者を率ゐて戰に從事したのである。而して斯の如く皇室自ら皇權の維持及び擴張の爲めに闘はねばならなかつた時代に於ては、一般人民は自己の財産及び生命を保護する爲めには概ね自ら闘爭に從事せねばならなかつたものであつて、兵制の幼稚なりし丈け、中央政府の治安維持力の微弱であつたことは想像し得らるゝのである。

然るに後ち大和朝廷の集權的勢力が漸く增進するに連れて、兵制も亦年を追ふて整ひ、神武建國後五百七十三年には、旣に諸國に四道將軍の派遣せらるゝを

見、更に其後日本武尊が熊襲及び蝦夷を親征せしが如き、又神功皇后が新羅遠征を企てしが如き、建國以來未だ一千年を經ずして軍制は旣に其體を成すに至つたのである。當時に於ける戰軍の組織は若干の親衞軍を除けば戰地に於て鬪士を募り之を軍旅に加へたるものであつて、征旅の到る處戰士來投し、兵糧も亦其地に於て之を求むるの有樣であつたが、斯くの如きは實に兵を農に寓し、農より兵を起すの時代に於てこそ克く見ることの出來る現象である。而して當初は城砦なるものなく、敵を防ぐにも柵の類に據るのみであつて、其遙か後年に至りて起りたる城廓と雖も多くは唯家屋の稍大なるものを山腹又は丘上に建つるに過ぎざるの有樣であつた。(註一)

(註一) 上古は軍團とて國中の人に武事を講はし、萬一事のある時兵士を之より拔き出す事にて、總て兵士の數を官へ告置し事なり、之を檢斷する長を大毅と云ふ、此大毅は一千人を限りて進退す、其副役を少毅と云ふ、又其下官を校尉旅師隊正と云、其諸々の人才に隨て夫々に叶へる兵勢を敎ふる事なり、斯くて其れが宗き士の

中に力術武邊共に殊更衆秀でたる者を拔き出して之を健兒と呼び、其數を官廳へ告げたる上、公役を一たび勤むるに至り、名田と云へる田地を別に賜はる事なり、然るに其後相撲の節會行はれてより、ことり使と名げし官人を差下され、諸國の健兒を召し、登せらるゝ事起きてより、遂に軍團の名目失せて其役所をも健兒所とは改め名けたるやうになれりとぞ、中世此等の制も何時となく廢れ、莊園或は保と云もの追々殖へ、之を領する者は皆豪富の者にて、其下々の郎從奴隷もあり、兵器を備へ、此者頭立ち一村のものを引具し軍役をつとめしとぞ。

（「田法獨合點」）

第二節　封建制度の集權的發達と兵農分離の完成

第一項　庄園制度と武士の發生

我國に於ける武士發達の歴史は庄園制度を離れて觀察することは困難である。武士なる特殊の社會階級は庄園制度を一大胎盤として發生し、新渡戸博士、の言つたやうに Child of feudalism を成したものであるから、之が發生の沿革は、庄園制度半面の社會現象として觀るを可なりとする。

大化の新制により土地を國有に移し農民に對しては六年一班の方法を以て小作權の附與を認めたけれども、當時既に人口の增加漸く著しうして、既墾の班田ばかりを以てしては國民の生計を維持することが出來なくなつたのと、二には當時中央に政權を握つた藤原氏の勢威が漸く地に墮ちて統制力を失つた爲め、各地に墾田の增加を來し、又地方官たる國司や郡司が、租税の不輸を敢てして

中央政府の行政權を拒むの風が漸く盛となつたのであるが、斯くして大小の地主が各地に發生しつゝある一方に於ては、地方地主中の或者は當時既に中央に擡頭し來つた權門勢家に對し年貢の徵收權を認めて其保護を受け、以て土地用益の權利を確保せんとするの風の起り來るのを見た。此等の權門勢家は始めから京都に上つて庄園の本家又は領家たるものあり、又は自ら地方に出て其貴き氏姓を稱へ、土民を壓服して、權勢を張るものもあつたが、是れ所謂庄園なる社會經濟制度が漸く膨張し來つたのを語るものであつて、大化の新制により建てられた土地國有制度は斯くして、實施の年から百年を待たずに崩れ始め、後鎌倉時代に到つて庄園發達の頂點に達するを見たのである。然らば當時の庄園とは如何なる外形と內容を有するものであつたか、先づ其內容から述べんに、庄の知行權は一般に階級的に區分せられてあつた、卽ち普通の場合には庄園の名義上の所有主は貴族たる院宮、寺社其他の權門勢家であつて、之を本家(公家貴族の三位以上なるを本家と云ふ)又は領家(三位以下を領家と云ふ)と稱へたのである。

此本家又は領家等の最高所有權者の下には中間所有者とも云ふべき庄園在住の庄官なるものがある。之を最初は只庄長と云ふに止つたが、後には庄司又は下司と稱へた。而して庄園内の人民中には舊來からの住民である住人あり、他國より入り來りて身を寄する寄人あり。又新に新田を開きて其地を永業とする名田主あり。此等の庄民は何れも當時の所謂百姓であつて、土地の用益權を有する作手職又は百姓職であつたのである。實に當時に於ける庄園は其が永き年月の間に自然に發達し來れる丈け、其れ丈け複雜なる内容を有し、之れを今日から云へば、半官半民の株式會社の如きものであつて、其社長又は總裁としては、社會に地位名望ある人士を推戴し、會社の實務には、專務取締又は支配人あり、其下に平社員があつて雜務を取るが如きものであつた。然も斯の如きは最も代表的なる庄園に於て見らるゝ處であつて、小なる庄園に至つては、中央の權門勢家と結托するに到らない前に既に隣庄の豪族により掠奪併合せられて亡滅したものもあるであらう。斯の如く中央朝廷の統制力が遲緩し、諸國に於て庄

園の爭奪漸く其端を開き、奸盜横行して良民を苦めたものがあつたけれども、地方官たる國司の勢力は萎微として一向に振はず、今や全く曠職に止る觀を呈すれども、中央政府の權力を以てしては、到底之を如何ともすることが出來なかつたから、各地方庄園の豪族等が自己の生命財產を保護せんとせば、勢ひ自ら庄內の百姓に武器を與へ、之を兵として役し一家の安全を圖らざるを得なかつたのである。斯くして當時の社會は强者榮えて弱者衰滅に導かるゝの勢となり、遂に上下を通じて智力、辯才ある者が漸く世を制するに到つたから、勇武善鬪の人々が志を達するには頗る都合の良い時代となつた。其或者は良き主人に望を囑せられて家の子に列し、善戰して賞賜を受け、終生其配下として身を立つるものの續出するに到つたから、全國の鄕村には此頃から武を講ずるの風が大に盛となり、其智勇の衆に秀づるものは容易に用ひられ、其が經濟的保障としては土地を恩給せられ、之に對し武士は其主君に忠義を盡さんことを誓ひ、所謂一所懸命の士として戰鬪に從事するに至り、忠義奉仕を一大信條とする武士道の萌芽此

頃から漸く社會の一角に生長し始めた。地方社會の形勢の移り行くこと斯くの如き時に當り、各地の諸豪が堅要の地を相して城砦を築き、隣庄の進攻に備へんとするの風の起るのは亦自然の現象と云ふべきである。顧れは曾て天平寶字の頃惠美押勝が亂を企てた時に際しては其戰闘員は田圃の中に積まれたる稻叢を要塞として攻防に從つたとの事であるが、爾來數百年、其間戰闘技術大に進歩し、敵を攻むるに若干の戰術あり、防ぐに山塞を利用するに到つたのであるから、戰闘に從事する兵士の如きも、自ら專門的なるを要する時代となつて來た。

然らば兵士が庄園に起りたる經濟的事情如何と云ふに、庄園が既に地方豪族が中央政府の派遣したる國司の干渉を拒否し、且つ中央政府に對し租税の納付を肯んせざる爲に起り來りたるものである以上、彼等は其屢々加へられたる中央政府の壓迫に對して抵抗せねばならぬと共に、地方庄園の本家又は領家が京都にある場合には田舍の庄園から京都貴紳の家に米穀を輸送し、又は兩者の間の聯絡を保つ爲には、平時身體强健にして、地理に精通し、且つ途中に於ける草賊

の襲撃に堪ふるものでなければならぬ、又庄園毎に兵を養ふ事になつてより、近接の庄園間には屢々紛爭を惹き起すことがあつたから、之に備ふる爲め庄内に戰士を蓄ふるの必要を生じたのである。斯くて庄園は地方の地主が中央政府に對し不輸不入の行動を採りたるに始まり、其庄園より徵收したる租穀の一部は之を京都の本家又は領家に送り、一部は庄司に於て之を使用し、以て國司の行政權を拒否したるに基くものであれは、云はゞ朝命に抗して國中又國を建てたるが如き觀を呈し、隨て朝權が爲めに式微したことは庄園發生の原因であつたと共に亦其が必然の結果として見得べき現象であつたのである。斯くて日本國中には一見宛も小獨立國の觀ある庄園が無數に出現し、此等の庄園は時代を經る間に謀計や暴力を以て他の庄園を併合し、其勢の進むや、形容共に具はれる侯領地と化し、遂に後年に於ける封建制度の出現を馴致するに到つたのである。

「地方落穗集の一節に、『往古八幡太郎義家公、奥州の亂爲鎭彼地へ下り給ふ節、下野國鹽谷郡に至り給ふ、此處に一人の鄕士あり、住居は一段高く其構廣く嚴重な

り。四方に門を重ね、堀を構、家人充滿して金銀財寶藏に滿ち、武具、馬具等の類過分に蓄へ、都て事缺る品なく近邊皆其者の持分にて、諸人の尊敬云ふばかりなし、威勢遠近に通しける、之を鹽谷の長者と稱す、義家公士卒共に此所に止宿し給ふに、皆園の中に宿し、夫々に隨ひ一つとして手支なし、義家公奥州平定の後かのものを此地に置いては、謀叛人の中立共なり、又は自分一揆をも起すべし、其時退治せんには民の煩多かるべしとて、其族を殺し、纔に其跡を立給ふとかや』とある如きは、當時に於ける豪族生活の一斑を語るものであつて、當時此地方の大地主にして土豪であつた鹽谷某が巨大なる庄園の所有主たりし源義家に打滅されたるを語るものである。

實に當時中央政府の綱紀亂れて其權勢は地方に行き屆かず、各地の豪族は既に其の經濟上の實力を握つて居た上に、恣に手兵を役して掠奪殺生を敢てして怪まなかつた、前記鹽谷の長者が義家に滅ぼされた如きは唯其の一例に止るものであつて、後出平家の末族が屋島に敗戰し、逃れて阿波の祖谷に入り、其地の名

主を打滅して自ら其村に永住するに至つたとの例と其符を合するものである。以て其頃に於ける社會の風紀が亂れ良民が其堵に安心することの出來なかつた狀をも想ひ見るべきである。

第二項　庄園の崩壊と兵農の漸離

荻生徂徠は說を爲して兵農の分離したのは北條時頼の時であると云つて居るけれども、果して其事實あつたや否やは疑問である。凡そ一國の經濟進化の現象は短くも數十年、長きは數百年を以て一期を爲すのが普通であつて、短時日の間に其時期を劃するが如きは甚だ稀である、況してや、兵農分離と云ふ如き社會的大變動に於て殊に然りである。思ふに其始め庄園制度維持の爲に興起した武士は、當時朝權の衰微に乘じて諸地方に跋扈した奸盜鎭靜の任に當り、且つ隣鄕庄園との交鬪に出戰し、又は中央政府の代理人たる國司の壓迫を排拒せん爲めに現はれ、後ち小なる庄園は屢々大なる庄園に合併せられ、平安朝末期の頃に到れば、東國に於ては先づ源氏漸く大を成し、多數の庄園を併せて其頭目とな

り、西國地方に於ては平氏によりて遠近の庄園統合せられんとするの機運に向つたが、其一たび平治の亂に於て源氏失脚するや、平清盛立つて中央政府の實權を握ることになり、全國五百有餘の庄園全く其配下に歸するに至つたのである。後ち平氏倒れて源氏再び興り、頼朝覇府を鎌倉に開き、諸國に守護を置き、庄園に地頭を置くことになつてから、昨日迄の庄園の知行權も今や漸く幕府が操縱する處の政權と結合し、之が維持と行使とは一に最高武權の統率者たる鎌倉幕府により制御せらるゝこととなり、之よりして、曾て貴族の爪牙たり、豪族の護身者たるに過ぎなかつた武士の門戸は大に擴張せられ、其勢力は社會の上下に侵透し、政治、社會、經濟は擧げて武門の司る所となり、其上層階級者たる武士の地位は昨日迄京洛の地に繁榮した公家の輩と肩を竝べて讓らざるに至るを見た。故に此頃に於ける武門社會は名は武士ではあるけれども、其社會的地位は既に漸く萌芽したる封建社會の貴族階級であつたのである。

されど、此等武門社會を支持する低層の武士は此頃尚ほ平時鄕村に在つて自

ら農業を營むか、又は農夫を役して農業を行つて居つたのである。然るに年月の進む間に其主人たる豪家の勢力漸く充實して其活動が外間に現はれ機會だにあらば、決然蹶起して隣郷の庄園を屠り、以て一國一城の主とならんことを企つるもの頻出するに至つて、全國至る處動亂の兆漸く顯然たらんとするを見た。卽ち夫の北條氏覆滅の頃から社會の紀綱は蕩然として崩れ、天下の事專ら力征によつて成さるべきを示したから、地方の土豪や郷紳の輩は大に尙武的氣象と戰鬪の伎倆を習熟し、其智勇勝れたるものは武門に率ゐられて征戰に從ひ、低きものは村落の地士として爭鬪を事としたのである。斯の如く攻閥相續く間に各地庄園の本家又は領家は次第に減却し行くと共に諸國の領主は所謂一圓知行主と化し、名實共に封建の勢を形り、其威を揮ふに至つて、複雜なる庄園の制度は漸く廢り、之に代つて武權治下の候領地全國に興り、昨日の大地主今や一變して公權を握る國領の主となれるのを見た、而して當時尙ほ地方の土豪に身を寄せたる武士は平生事なければ田園に耕し、事あれば干戈を取つて攻防に從ひ、能

く近郷の地理に通じて郷士社會の一勢力を成した爲め、出沒自在にして、之を征服することは容易ではなかつたと云ふ。（註二）

（註二）淺野稱號、昔時尾張國有淺野村、美濃國州俣川を越へ、一二里にて尾張の內犬山の方なり。往昔尾張、美濃兩國、足利の一族斯波武衞代々の領國として支配す。其後織田領地以前は耿と國主無住在數十年村々地士ありて銘々に田地を蓄へ、屋舖構へをして親族近村に相纏住居す、當家の先祖又如斯歟（「淺野莊と淺野氏」）

左れば、荻生徂徠が北條時頼の時代に於て兵と農とが分離したと云つたのは、想ふに從來兵士にして農を營みしもの、此頃から漸く農を止めて專門的なる戰士となりつゝあつたとの意であつて、武士全く郷村を離れて城下に集中したと云ふ意ではないと思ふ。然るに、其後織田氏の時代から築城術の發達と鐵砲の輸入により最早兵士の郷村存住を許さなくなり、彼等を促して城下に集中せしむるに至つたのである。然かも此の頃に於ける兵農分離と雖、決して全國同時に行はれしものではない、先づ安土桃山時代の頃から畿內地方に行はれ、他の地

方は漸を追ふて行はれたるものゝやうである。

斯くて武士は始め貴族の侍者として又其の爪牙として使役せられたのであるけれども、後ち貴族の勢力減縮し、曾ては其侍者であつた野武士の輩が中央に出で、政權を握り、其の社會的地位一世を風靡することになつたものであるが、熟々當時斯る世變の至つた原因を按ずるに、武士が政權に對して擡頭したことは藤原氏を中心とする貴族等の優柔文弱にばかり基くとは云へぬ。其間に於ける社會經濟の推移と武人修養の進歩の効果の大に現はれた事をも看逭してはならぬ、卽ち保元平治の亂の前後から藤原氏の無能なることが益々顯著となれると共に、當時既に庄園を根據として、地方經濟組織の鍵鑰を握つたる武士は柔弱なる京洛の公家を輕蔑するの度漸く加はり、遂に其實力を伸ばして之を覆すに到つたのである。之より先き、武士は田舍に住居し、平生番上宿衛の爲めに屢々京都に上りて洛中に於ける優美の風を感習して鄕里に齎し、又京都の公卿等にして、政治上の罪に問はれ田舍に貶謫せられ其土地に京風を傳へたるものが

あつたのと、又當時都會と田舍を通じて佛敎に對する信仰篤く、寺院の僧侶は武士に文學を敎へ、之により彼等が粗野の風を優美ならしめたる効も尠くない。斯くて、曾ては貴族社會から見れば一種の賤者に過ぎなかつた侍も、時代の進化に連れて一方には經濟上の實力を涵ひ來つたと共に、自己の修養により其座臥の風尙自ら訓育を受けて上品となり、時人の上位に座しても恥しからぬ程になり、遂には武士は全社會の最上層に優越の地位を占め、又其信奉する日常生活の綱常は、一世の龜鑑として重んぜられ、人倫五常の道一に此武士道を以て源流とせらるるに到つたのである。以て我國に於ける武士なるものが、其初め賤民の階級より漸次累進淳化して時代的勢力となれる所以を解し得らるゝであらう。

第三項　兵農分離の實現と其の原因

自然的進化を經て成長した庄園は、後年庄園を胎盤として發達したる武門の權力に壓せられて崩壞し、遂に全國六十餘州は一圓領主たる大小の封建的國主によりて占領せられ、後ち此等國主が攻閥鬪爭を交ふる間に小は大に併せられ、

强は弱を呑み、遂には近世集權的封建の初期たる安土桃山の時代を作り出したゝものであるが、實に庄園崩壞して戰國時代に靏はんとする頃に於ては、各地鄉村の土豪は先づ其族黨を組織し、此土豪を集めて大族黨を作り其れから國主となると云ふ有樣であつたのが今や然らず、智勇辯力ある者は其個人的力量により一氣に躍進し得ることゝなり、又連年兵戰相續き、上下不安に襲はれ、何時敵軍の進擊を受くるやも測り知ることが出來なかつたから、之が防衞に備ふる爲めと、更に又海外から新武器の輸入せられたることにより、戰鬪の方法も著しく進步して、先きの個人的白兵戰は變つて軍隊的勝負をする時となり、從て舊時の如く武士をして地方々々に點々存在せしむる譯に行かず、一地に城廓を構へて其中に集團せしむるの必要を見るに到つたのである。即ち此頃に至り、武器として最も恐怖せられたる新銳の武器であつた。斯る新來の武器に對しては古の族黨組は長柄の鎗發明せられ、大砲及小銃の輸入もあり、大砲は之を國崩(クニクヅシ)と稱して最も織の遺物にも似たる一騎先づ進んで其系譜及び勇力を述べて戰を挑むの風の

廢るゝは當然である。隨つて其城廓の如きも以前の如く唯柵を立てゝ敵を防ぐが如き簡單なる構造では其用を爲さず、高き石垣の上に高樓を築き、堂々たる堅城の威容を以て先づ敵を脅し、其の中には武業を專らとする戰士を收容し、一旦緩急あらば全力を一時に集中する必要を生じた。隨つて武士は續々田園を離れて一所に集まり、其處に所謂城下町なる軍事的都府を生じ、家中と稱する一團の都市生活者を生ずるに到つたのである。

斯の如き事情により武士は農村を去つて次第に都府に集中したのであるが、更に此の變革を軍事政治及び經濟の三方面より觀るに

（イ）軍事的原因

安土桃山時代に於て兵を農より分離するに到つた軍事的理由如何と云ふに、戰士をして攻擊精神を充分に發揮し、且つ當時海外より新に輸入せられた武器を使用し、集團戰術により敵を屠らんとするには、訓練を缺いだ農兵を以てしては到底用を爲さないから、平生之を一所に集めて調練を施し、專門的戰士として

養成するの必要を生じたのと、二には當時に於ては既に往年に於ける如き個人的挌鬪による戰術は廢つて軍隊的作戰の術大に進步し、數百數千の一隊、一丘にしてよく數里若しくは數十里を長驅するを得るに到つたから、平時內に留つて武を練り隣國の進攻に備へん爲めには、精銳の軍を一所に集むるの必要あるに至つたからである。

（ロ）政治的原因

兵農の分離したる政治的事情としては、豐臣秀吉が天下一統の大業を遂げて中央集權の實を擧げたる後、諸國の大名に對して國替を命じ得るに至つたことを擧げ得る、國替は今日で云へば地方行政官の更迭の如きもゝであつて、一度移封の命を受くるや、大名は家臣を引具して他國に轉せざるを得ぬのである。之に就ては大山重憲も曾て說を爲して『今天下一統、此風俗なるは、太閤秀吉諸大名に處替をせしめしより、其時知行所に居ては不便なりとて、皆々城下に集まり居たりと承る』と云つて居るが、之は兵農分離の原因を政治的に道破せる事例

である。元來兵農は土地を所有するものであるから、國替に際し其主君に從ふて他國に移轉することは經濟上甚だ不便であるばかりでなく、新に他より入部せる領主の家臣も郷村に行つて土地を與へらるゝよりも、城下に住んで知行を受くるを便利としたことは云ふ迄もない。又一たび集權的封建制度が確立せられた以上は、郷村社會に殺氣滿々たる農兵を存置するのは啻に民治の上から見て種々の弊害を生し易いばかりでなく、當時戰國干戈の爭の漸く收まつた後のことゝて、何時舊土豪の煽動により土民蜂起せずとも限らぬから、此の憂患を絶つ爲めに秀吉は一方には武士の郷村退去と城下集中を奬勵すると共に、農民の兵器を携ふることを嚴重に禁止したのである。實に封建制度による集權の實績を擧げんとせば、全力を盡して武權の地方分立を妨げねばならぬ。秀吉の行ふたる政策の如きも畢竟ずるに其集權政治の一片を示すものであつて、徂徠の所謂戰國の始めて靜りたる砌りにて、其勢を弱むる術を施したものに外ならぬのである。

（八） 經濟的原因

封建時代に於ては政治は卽ち軍政であつて、政治上の經綸の完成は軍事の成功に待たなければならぬ、各地に於ける大小名が隣國の城主を攻閥したり、進攻を防禦したりしたのは一に彼等が政治的野心を滿足せしめんが爲に外ならぬのである。されば彼等が軍を行るのは政治的企畫を完成せんが爲の手段であつて、其の目的ではなかつたのである故に豐臣氏が其中央集權の實績を擧げた後は勿論、其以前でも、國內の糧庫を富ます爲めには常に地方產業の發達を念頭に置かなければならなかつた。蓋し當時に於ても、社會經濟の源泉は一に農業であつて、農業を無視しては人民の經濟は枯渇するの外はなかつたから、當時彼れが如く上下混亂庶民流浪の間にあつても、尙ほ且つ農業の保護を忘るゝことが出來なかつたのである。尤も織田氏時代から豐臣氏に至れば天下漸く平靜に歸り、中央集權制度も克く實現せられ、爲めに、一方には軍事上より兵と農とを分離するの必要が生じたと共に、他方には庶民を安堵せしめ、產業を振興する上

からしても、兵と農とを截然として分たざるを得なくなつたのである。蓋し、當時近畿地方を始め、諸國の城下町漸く發達し、氣鋭善鬪の武士が各地の城下に群住することになつた爲め、郷村の土豪にして事を構ふるものあれば一擧にして之を討ち滅ぼすのも困難でなくなり、最早や農民は自己の身命や財産を保護する爲めに武裝するを要せず、意を安んじて稼業に勵むを得るに至つたのと、他方には、新興中央政府に於ても、應仁以來亂離衰頽したる農村を回復して人心を安きに就かしむることの急務なるに着眼したのである。即ち秀吉が天正十六年七月、諸國に令して刀狩りの令を下し、農民の兵器を携ふるを禁じ、耕作専一に力むべしとしたのは、實に當時既に實際上の現象として行はれた兵農分離の勢を更に法令の力を以て最後の仕上げを施したるものと云ふべきである。其令文に曰く

條　々

一、諸國百姓等刀、ツキサシ、弓、鐵砲其外武具の類所持候事固く令停止候、其の

子細者不入道具相蓄へ、年貢所當を難澁せしめ、一揆を企、自然給人に對し非儀の働をなす族勿論御成敗あるべし、然は其所の田畑令不作知行ついゑに成候間、其國主給人代官等をして右武具悉皆取あつめ可致進上事

一、右取置かるへき刀、ワキサシ、ツイエにさせらるべき儀にあらず、今度大佛御建立候釘、カスガイに被仰付べし、然ば今世は不及申、來世迄も百姓相たすかる儀に候事

一、百姓は農具を持ち耕作を專にし候へは子孫に迄長久に候百姓御あわれみを以如此被仰出候、是國土安全萬民快樂の基也、異國にては唐堯の其かみ、天下を令鎭撫寶劍利刀を農具に用候も本朝にてはためしあるへからず、此旨を守り能其趣を存知、百姓は農業に精を入るへき事

右道具急度可致進上不可油斷候也

天正十六年七月御朱印

秀吉の普く天下に令して刀狩りを行ふた表面の理由としては、其取り上げた

る武器を鑄崩して奈良の大佛を修繕させようとするにあつたけれども、是只政治上に宗敎を利用しようとの口實に過ぎぬものであつて、其が本來の目的としては鄕村平和、農產增進及び武士精練に在つたことは爭はれざる事實である、其れは彼が曾て、『諸奉公人は面々以恩給其役を勵むべし、百姓は田畠開作を專に可仕事』と令したのに徵しても察することが出來る。恩給とは主君から割與せられたる年貢徵收權の義である。斯くて此頃から旣に武士と庶民とは社會的に區別せられ、又經濟上に於ては生產者階級たる農民と、消費階級たる武士との區別の明かに現はれ始めたことに氣付くであらう。

第四項　城下町の發達と兵農分離の維持

豐臣氏の後を襲いで霸權の確立に力めた德川氏は、兵制及び民治の方策專ら織田豐臣二氏の遺制に倣ひ、特に必要のある場合でなければ、異策を立るつるが如きことを避けた。是れ德川家康が微小なる地方の土豪より身を起して永年の間征戰攻閥に從ひ、其間織田豐臣兩氏の施したる軍法及び政策に熟通し、此兩

英雄の施設する處一に時代の要求に應じて爲されたることを知つて居たから、織、豐二氏の努力によつて平定した封建國家の秩序を支持し擴充する爲には、一に兩氏の施設を踏襲することを最得策であると信じたからである。而して今兵農分離の政策に關する德川氏の措置に就いて觀ても亦、同樣の方策の施された跡を見る。即ち德川氏が將軍職に就任してより以來、全國を通じ、原則として各藩一城の法則を樹て、爾他の小城は之を廢止せしめたから、諸藩の城下町は時勢の進運に伴ふて著しく發達し、其近代的築城術により築かれたる城廓は蜒蜿として其城地の丘陵を繞り、圍むに二重又は三重の濠を以てし、白壁黑瓦の大天主閣は巍然として天空に聳え、其周圍に置かれた市街と共に軍事的都府の美觀竝に特質を備へ、各藩新領主の威嚴は其人的要素たる幾多の家臣と共に優に領內の人民を懾服せしむるに足るに至つたのである。之を中世の頃、各地の土豪が近傍の天險を利用して簡單に築城したる山寨の類に比すれば、其軍事的形質と觀望の點に於て雲泥の差あるを見たのである。斯の如く城下町は軍事的都

府として日に月に發達に向ひつゝあつたから、徳川氏も亦此時代の潮流に棹さして進むの外はなかつた。　即ち武士を社會の最上階級に置き、之を國々の城下に集居せしめ、武士の下には農工商民を配し、武士は消費者階級として之を徒食せしめ、農工商は生産階級として專ら物資供給の任に當らしめたから、前者は一に後者の經濟的支持により生活することを得るに止つたのである。（註三）

（註三）　古賢の言に、人を養ふ者人を治め、人を治むる者人を養ふ、天下の通義なりと云ふ、凡そ四民の內士は農を治め、農は士を養ふ此二は工商の上に居る。　熟々歷世の亂流を考ふるに、此二物を辨へず、故に天子は位を失ひ、將軍は民に背き、諸士は家を亡ほす、仁を其の間に挾んで一日も懈るへからさる事（「徳川百ヶ條」）

斯の如くして武士と庶民との社會階級を嚴重に定めた結果、幕府及び各藩は一方には生産階級たる郷村の農民を督勵して農業生産力を發揮せしむると共に、他方には家中武士の生活を緊縮せしめ、又原則として武士及町人の農村に在住するを禁制するの必要を見たのである。　農民を郷村に引き留め商人の村落

に住居するのを禁じたのは、當時の經濟觀念として社會に於ける物資の生產者は農民に限られ商工の徒は單に物貨を變質又は交易するものであるから、之を生產業者と見做さなかつたこと、又商人は淸廉是れ事とすべき武士の風尙に反するものとして賤しめ、素朴堅實を旨とする農民社會の中に彼等の混住することを忌みたるによるのである。若し夫れ武士の農村に住むことを禁じたる理由たるや、一には彼等を城下に置いて訓練を與へ、文武の道に熟せしめ、以て治者階級たるの品位を保たしめんが爲であつたけれども、他には又社會の優者たる武士を村落に在住せしむることにすれば、今や全く抵抗力のない百姓社會の平安を亂すべきを虞れたのによるのである。斯の如くして社會經濟の消費者たる武士及び町人は城下町に群居し、生產階級たる百姓は鄕村に散在して耕作に從ひつゝ父子相襲いて土地に緊縛せられ、其間轉職することの自由ならざるは勿論、居を移すの自由さへ之れ認められず、營々辛苦して消費者階級の生活必要品の生產に從はねばならなかつたのである。世態が旣に斯の如き有樣に立ち

至れば、百姓や町人が武士の眞似をすることは絶對に禁ぜられ、苗字帶刀は専ら武士の身分を表彰するものとしてのみ貴ばれ、百姓町人には之れを許さず（註四）、勞營、服從、儉約は實に當時の庶民社會を制御すべき一大鐵則として見らるゝに至つたのである。

（註四の一）　一、百姓町人共私に帶刀いたし罷在候もの大小取揚げ輕追放
一、脇差は一尺八寸に可限事
（「科條類典」）

（註四の二）　百姓町人、苗字相名乘并致帶刀候義其處の領主地頭より差免候義は格別用向等相違候迚御料所は勿論地頭の者より猥に苗字を名乘らせ帶刀致させ候儀は有之間敷事に候間堅可爲無用候
右の通可被相觸候
享和元酉年七月十九日
（「徳川禁令考」第五帙）

（註四の三）　近來在方に浪人もの抔を留置百姓共武藝を學又は百姓同士相集稽古いたし候由相聞農業を妨候計にも無之身分を忘れ氣かさに成行基に候得者、堅相止可申候勿論故なくして武藝師範致し候もの抔猥に村方に差置申間敷候

慶應三丁卯年三月　（「德川禁令考」第五帙）

地士の退轉して城下に集りたる後に於ける村落の社會狀態如何を見るに、其村の民は數百年の間在住武士の爲に壓せられ、地主を兼ねたる武人の制抑下に朝夕農奴の如き生活を營まなければならなかつたけれども、今や武士鄕村を去つて城下に集居することになつてから、村落に於ては直接なる社會的壓迫は免れたけれども、村の鎭めとしての主長を失つた爲め、農民間の團結力は爲めに自ら馳緩せざらんとするも得ざるに至つた、斯る形勢は特に德川時代に於ける舊き村落に見得る處であつたが新規開墾による村落は多く市町に於ける商人又は武士の企業に依りて出來たものであれば、其招徠に應じて入村し耕作に從事する百姓は勢ひ其の地の地主に屈服して生活しなければならぬ代り、其村民の社會的生活は前者たる舊村落の場合に比すれば、一層團結的にして且つ治め易きものであつたことは、兩種村落の間に於ける著しい相違であつたのである。

斯くて德川時代に於ける日本の國家は社會的に云へば士農工商の四階級に

積層せられ、此の內士及工商は消費者階級として各地の都府に押し詰められ、百姓は唯一の生產者階級として鄕村に散居することを强制せられ、此社會制度と經濟組織とを根本の盤石として德川幕府は克く上下三百年の永きに亘つて、其治安を維持することを得たのである。

第二章　本論

第一節　德川時代に於ける武士土着論の趨向と其實績

幕府創立の後、三代將軍家光に至る期間に幕府の集權的基礎漸く成り上り、殊に夫の參覲交替制度、諸國巡檢使及び諸藩に對する探偵制度等により各藩を駕御し得た爲めに、諸大名は德川氏に對し內實共に臣從の關係を生じ、且つ諸侯が江戶に在住しつゝ屢々江戶と鄕藩との間を往來したるより、一方には江戶市街の膨脹を來したると共に、他方には江戶の文化を地方に移植して城下の生活を向進せしめ、遂に消費經濟階級たる家中士の生活の奢侈に流るゝもの漸く多きを見るに至つたのである。社會の上級者たる武士既に奢侈に流るゝに至れば下層階級たる市府の町人先づ之を見習ひ、遂に鄕村社會にも其弊害の波及することは自然の數である。而して斯る社會の狀勢を逸早く看て取り、之が對策を論

じたのは幕府及び列藩の諸學者であつた。蓋し、徳川幕府は其始め一には當時尙ほ殺伐の氣風を帶びたる人心の靜謐を圖らん爲めと、二には永年の間社會擾亂に妨げられて等閑に附せられたる士民の敎育を行はしむる爲めに、學問の奬勵を行つたのであるが、其奬勵せられたる學問は主として朱子學であつた、其後學風は年月を經る間に自ら移り行き、世の有爲新進の儒者中には好んで陽明學を學び、盛に經世の策を論じて社會を動かさんとするものが出來て來た。而して當時諸學者の經世的眼光に觸れた社會現象の中にも夫の城下武士が惰弱に流れ、其日常生活の奢侈に傾いたることは、彼等をして特に憤慨せしめたのであつた。即ち熊澤蕃山が大學或問に於て、荻生徂徠が政談に於て、西川如見が「百姓袋」に於て、武元立平が勸農策」に於て、藤田東湖が「土着の議」に於て、各々抱負を披瀝し、其の善後策として武士の郷村歸住を建策したるが如き、最も著はれたるものであつた。然らば此等諸學者は實際に如何なる言議を爲したか、今左に右諸家の説の一端を抜録して見るに、蕃山は曰く

或問斯の如く農と兵と別れたること久し、云、其道を得ざれば甚だ難し、其道を得れば易し、若し仁心仁聞君出で給ひても、あしくゆるめ、あしく施し玉はゞ、かへさん事難かるべし、あしく施しあしくゆるむとは何ぞや、云、諸大名在江戸三年に一度五十日の古法にかへし給ふても、たゞにかへし給はば、國々にて私の奢生し、東に減じ西に生ずる如くならば何の益もあるまじ、親の子の所帶を下知する如く、公儀より下知せられば前に云ふ處の仁政行はれ、事調て後、又餘りて置所無き米穀を以て農兵に返し玉はんこと易かるべし、是は士も民も悦ぶようになりてはかへしがたし、先民間の借物たまはり質の田地取返し、賣たる田地も上より元銀にて買戻し給はるべく、是買たるもの田畠多くは賣たる者すくなき方へ給はるべし、若し賣たる田畠猶多く、買たるもの少きは其まゝ買たるものゝ地と成べし、其上に士を民間に入さまに成て、民に免一寸ゆるし給ふべし、如此自然に高免に成て民の悴(かじけ)たるは、士とはなれたる故也、士の在々に在付やうにすべ

し、又士の心得にも此の後子々孫々生死を共にする譜代の民なれば、民の爲めあしからぬやうにたしなむべし、軍役は民をつれて出ることなれば常に、人多くはかゝへ置かず、二つ成にても三つ成にても足るべし、使番もなく、公用の勤もなし、同村隣里の士と往來するにも臺所へ入てかたる樣に成れば、客に人つかはる事もなく、少しづゝの手作りすれば、菜園の草を取やうなる事、慰の養生に下人の手傳ひし、山野に獵し、川澤に漁し、風雨霜雪をいとはず、文武の藝をつとめ君の干城となるべき武夫ならん、くはしきことは其時にあたりて制法あるべし、高知のものゝ子多きは、子供にわかちてよきほどのなみ出來ぬべし、子々孫々に至りては士共に作人となりて士の貢に歸すべし、其時は郡奉行代官の役をもし、今の代官にては治むべからず、士將與組と云ふもの村里をわけて預り眞の君の御代官なるべし。　問、今高十萬石の城主中分の知行にすれば五つ物成にて、五萬石納れり、十一なれば壹萬石なり、五分一にて足るべき歟、云、五萬石の納米を家

中の知行四つ物成につかはし、其外扶持切米に出せば漸く藏入は壹萬石許なり、それにて在江戸の用にあつれば不足、借銀すれば又利分に出て愈足らず、後には家中の物成を借り、或は暇などを出すなど、さま〴〵の不仁の仕置出來るなり、仁政行はれ在江戸三年に一度五十日の昔にかへれば一年に千石づゝ餘し置、三年目に三千石にては參府の用餘りあり、一年に九千石の藏米は士のみ入べきことなし、在により其器にあたる役人を城下に呼出し、役料賜はるばかりなり、城にも今の樣に物入るべからず、本丸二の丸にて足るべし、士屋敷は猶以て今の十分の一なるべし、大かた田畠とならん此田畠はうきものにて、上下の爲になることあらん、城下に出る役人は屋敷廣く賜はり、表は竹を植ゑて生垣とし、隣の界は桑を植ゑて妻子蠶すべし。　問、關内候はいかゞ、云、是は江戸の地にて農兵の如く成てもあらんか、仁政行はれ諸侯心服の上は母儀妻子みな〳〵國元へ引せ給ふべし、江戸に大名の屋敷も一所にて足るべし、町も今の十分の一にて足る

べし、旗元衆も大身は各領地にひかるべし、御藏所の士、大將となして遣はさるべし、江戸の屋敷あと夥しきことならん、本來水かゝりもよければ大分田となるべき乎、地形平なれば井田の法も行はれんか、農兵となりての安樂長久を見及では小身の旗本衆知行所々にゆかん事を願はるべし、學校の暇ありて上下道を知る時は今の心とは格別なるべければ、相談にていかようとも宜しかるべし、役人ばかり御城の四方に廣く屋敷を賜はり是も表生垣裏の界は桑を植ゑて住する時は長久なる風景ならん、番頭與組は組を引つれ、五里十里の外より出て五十日か百日の番を勤めて御城の四方を警固すべし、弓、鐵砲の類も同じ番中一入武藝を習はし、學校に入て道をきけば、出番を樂みとせん、城下に妻子ある武士千人よりは、遠方に妻子を置て男のみつとむる武士三百人は増るものなり、仁政行はれて無事なれば、何の氣遣ひはなけれども、文事武備の業をわすれず、其上道藝の爲なり。　問、萬事調て後十一の貢に歸せば、公儀の藏入天下の用に不足な

らんか、云、今諸侯に給て諸侯の益にもならぬことあり、又上に奉りて上の益にもならで、下にて財の費る事あり、かようのことは上下ともやめ給ふべければ、公儀の不足あるべからず、若不足ならば、古法の如く在國二年に五十分の一貢を取給はゞ如何様の事も調ふべし、納米壹萬石より米貳百石の貢物なり、拾萬石に貳千石なり、外にうき物成の貢あり、京、大阪、駿府等の在番もやむべし、神佛の寺社も數少く修理にて調べければ、公儀の入用多くはあるまじ、其上有道の代は道ある入用なれば萬一公儀御不足の事あらば、諸大名の相談にていかようにも足給ふ様になるべし、諸大名大分の公用をゆるされ玉へば貢少し、多く奉り給ふとも、不足あるべからず、上より諸侯を子の如くし玉へば、諸侯も上を父の如く思ひ玉ふべし。問富有大業、財用置所なかるべしと承れば、いつとても上の不足はあるまじき乎、云、富有は天下の爲の富有なり、置所なき穀物も武事武備の用なれば、いつとても不足なし、四海の困窮くつろぎ、萬事調て以後は餘財用なれば、農

兵の昔に返り十一の貢に成て、財散じ、人心あつまり足る事を知て、富有淳厚の風俗と成て、人民足らざることを知らず、農兵となるならば、本邦の武勇格別つよく、眞の武國の名に叶ふべし武士農を別れてより此方、身病氣に手足弱く成ぬ、心ばかり勇とも、敵にもあはで疲るべく、病死すべし、其上若黨小者一年居にて主を思はず、是は軍用の損也、平生も農兵ならざれば、風俗あしく成て長久ならず、農兵の昔に返すべきは此時なり。

徂徠は政談に於て說て曰く

畢竟の所武家の知行所に置かざれば締の至極にあらず、夫のみならず、武道を再興し、世界の奢を鎮め、武家の貧窮を救ふの仕形、此外更に有るべからず、先第一武家御城下に集居すれば旅宿也、諸大名の家來も其城下に居て江戶に對して在所とは云へども、是又わが知行所にあらざれば旅宿なり、其仔細は衣食住を初め、箸一本も買調へねば成らぬ故、旅宿なり、故に武家を御城下に差置時は、一年の知行米を賣拂て夫にて物を買調へ一年中

に遣切ゆゑ精を出して上へする奉公は皆御城下の町人の爲なり、依之御城下の町人盛になり、世界次第に縮り物の値段次第に高値に成て、武家の困難當時に至ては、大勢の武家御城下に集居ゆゑ、大災も繁く其上常の居住なる故、女子足手纏に成、財寶に心引れ、火を消すこともならず、其上町人の風俗と傾城町、野郎町の風儀武家に移り、風俗悪き慰多き所なれば、武藝學問の嗜も薄くなり、又不斷御城下に有て馴故になるゆゑ、公儀をも鵜呑にして上を恐るゝ心も薄く、行儀を嗜むと云へば軟弱にして公儀上﨟の如く、行儀に構されば放逸無慚にして、町奴に成、畢竟は風俗の移す處なり扨又田舍の締り無なりたるより甚悪し、田舍の締りと云ふは昔は在々に武家滿々たれば、百姓も我儘ならず、百年以來地頭知行所に不在ゆゑ、頭を抑る者無く、百姓殊の外に我儘になりたり、御旗本の武士小身なれば、自身不住は江戸より知行所の仕置することならず、代官など遣しても、小身者の家來若黨風情のものなれば、何の用にもたゝず、自ら私領をも公儀より

治る樣に成て、愈々地頭を輕ずることに今は成りたり。人殺なごある時は江戸へ申來、江戸より詮議する故、日數延て詮議手延になり、實否も知ぬことになる類多し(中略)。畢竟武家田舍に不在關八州明地のやうになりたる故、右の如き惡類も多く關八州の地より出でゝ遠國へも働きたることなり、武家田舍に居住する時は第一衣食住に物入する故武家の身上直るべし、總じて奢は內訟より起る武家の妻女御城下に栖時は次第に奢て身を倦し、病者になる故、其腹に生るゝ子柔弱にて今は何の用にも立たぬ樣になりたり、是も亦田舍に住すれば自ら機なご織て身をこなし奢も薄く身も強く成り、武家の妻女に相應すべし、男も野廣く、方々驅走て手足も丈夫に成るべし、親類近附の處に咄に行き、用事あれば五里も十里も常に往來して馬も自ら達者に成べし、飼料も心がければ二三百石の身上にても五匹も十匹も嗜次第に持るゝは田略なり、平生隙なれば武藝並に學文も外の慰なければ江戸より善るべし、家來も田地五百石目、十石目取せて

も作取にさるゝ故、五石は十石になり、十石は二十石になるなり、其上に田舍の暮なる故五石目は二十石、に向ひ、十石目は四十石に向ひ、何も豐に然も數多く持るゝゆゑ、軍役の嗜如何程に成るべし(中略)。

武家知行所に往時は百姓も幼少より地頭樣と崇め尊ぶ心骨髓に染ゆゑ、其所もよく治るなり、左樣のものを軍役に召連るれば、缺落のことは云に不及、其主人の用に立こと承傳たる咄も多也、且又武家田舍に住めば、田地の樣子川除等のことも見なれ聞習する故、御役被仰付候て地方御代官に罷成ても、江戸出生の者ども手代任せにすることは、雲泥の違なるべし、扨武家知行所に住居しては、江戸の勤番は一月替とか百日替とかに相勤むべし、勤番の内は御城の御米田は隔日に成とも三日番成とも相勤むべし、何程苛き御番も旅宿なれば勤るなり、旅をも度々して功者なるべし在江戸の内男住居なれば火事の節又不慮のことありても足手纏ひなき故、御用心向却て宜なるべし田舍に武家居住せざる故、武家田舍に行て放埓をす

るを氣遣、五里外へ罷り出ること今は成ざることなれども、夫とは違ひ在所々々に地頭有之時は、主ある處へ行ゆゑ、放埓すべきやうなし、川狩鹿狩をもして、山川を驅歩行き、國中の地理を知り、嶮岨にも習れ、物毎に付武士の業功者に成べし、當時は其身江戸に在て、知行所遠方なれば、なじみもなく、恩義も貫かず、只百姓よりは年貢を取、物を覺へ、百姓は又年貢を收る物と計覺て只取られ取られじとの心許にて、百姓に非道をする族も有之ども、不斷に我住所にて見なれ聞なれする時は、愛憫の心も自然と生じ如何樣の人にても百姓をさのみ苛はせぬこと是又人情なり、武家を知行所に指置事、如斯德有て甚宜しきことなり、扨其仕方大體二三里四方の地に一組の武士の知行所を割て其知行所〳〵に地頭を差遣し、其頭に器量次第段々に可成人を三千石四千石位の身上なるを三四人程も其所に知行所を與へ差置、其內にて當分器量有之仁を頭に申付、私領と交るに御料を割入れ御料をも右の頭に預け、組の支配をも御料の治め年貢をも取立、又は

公事の裁許も輕きことは所にて捌かせ、川普請等の一切のこと其頭より可申付如此ならば田舍自ら締て御政道行渡るべし、當時小身者に御代官被仰付其身は在江戸にて手代を遣す故、種々の奸曲有又田舍へ遣されても小身故、公事の裁許も不成、小身にて武備も無之故、盗賊を鎮ることも不成、又御料私領なく、社領へたゞしに成て川普請も不便利なり、又右の組の内より御役被仰付候人は妻子引連て常江戸さるべし、御役上らば元の如く知行所へ參り組入すべし(中略)。就中武士と云者は元來士の上の業をする者ゆゑ、田舍の住居に非れば武道廢ることとなり、今の世の人、百姓より外に武士も商人も在郷と云者を持ず雲の根を離れたる樣なる境界哀なる次第也、但し大名の家來をも面々知行所を與て其所に置度ことなれども、當時指支る仔細あり、元來是も皆知行所に居たれども、太閤秀吉の時より大名に所替をさすると云ふこと起し故、左樣の節不便利なりとて、皆々面々の城下に集め置て、今は一面に風俗となれり、其時代は戰國の始で靜

りたる砌にて、其勢を弱むる術にて是より日本國中總人數減少すること武道に於て不宜ことの第一なり(以下略)。

(一)西川如見は其百姓嚢に於て說を立て

古は國主に軍陣の事ある時は、百姓にて歩役を受けてつとめたり、是を農兵と號して、唐土にも本朝にもあり、むかし亂世の時は、武夫、農夫相雜り歷々なる武士も農家と成て面々押領の地ありて村里に住居せり、之を地侍と云ひて士農兼勤る者なり、本より山家は繁華都會の地に隔りて文華風流の俗にならふ事少き故質素律義のならはし多く美食大酒すくなく、身體を勞して脾胃を健にす、此故に長壽の人も山家の民に多し、自ら養生の道に叶ふことあればなり、近代に至りては、世の人倫數多く、山家も家多くなり、口數多く成て、食不足なる故、子多きものは都會繁華の地に往來して生計をなす者多く、いつとなく京都の風俗となりて百姓も町人も所作をなす故に、少しにても繁華の地に近きあたりの百姓ほど盛衰の變易多し、

百姓心あるべき事なり、兎角農家に生れたる身の幸ひと思ひて、外にくつる心なく、身の程を樂みなば、何の樂か是に如かんや、形を勞して心を勞せず、心を勞しても心神をくるしむる事なかれ、苦は人間の常なれば、苦を苦とな思ひそ、母の胎内を出て則先づ啼ことを始めとす、啼とは苦しめる事ありて也、笑ふ事は日數を經て後はじめて笑ふ、是人間苦を先として樂を後とする自然の道理にあらずや、此苦は天子もかはりなしいはんや四民に於てをや、此理を辨ふるときは苦と樂とへだてなし(下略)。

武元立平は「勸農策」に於て立案し

然らば今の困窮を救ひ候致方と申すは、第一諸家中在住宅被仰付候事急務と奉存候、古へは兵農一つにて無事の時は山野に散在して耕作仕り、平亂御座候時は一族郎黨を集めて軍立仕候事と奉存候、是を土着の兵と申候、御當代へ相成候ては兵農判然として別れ百姓は田野に散在して耕作計仕年貢を拂上げ、諸士は城下に集り居て祿を得て文武の道を習ふ樣に

相成申候、勿論是は良法にて管仲が齊國を治め候仕方此通に士農工商を混雜不仕候に各其處に集置き候事相見え申候、是にて諸士百姓とも衣食財用足り候得ば、甚宜敷御法にて御座候然れども只今の如く、百姓田地荒廢仕候樣相成候ては御物成納り少く、諸士も減祿にては衣食用度不足仕候時節にて御座候へば、此弊を救ふには又昔の通兵農を一つに不仕候ては相成不申奉存候、今の諸士の知行と申すは地方にて直段に而御座候得ば、元來土着の方にて御座候得共、城下に集居て田地稼穡の事は預り知らず、百姓より拂上候年貢を定めの通り取納候許にて御座候へば、名は土着の樣にて實の土着にては無御座候其上城府中に集居候へば薪、雜事其外諸入用奴婢の給米迄皆知行米にて仕候事故、足り不申、又常に游食にて御座候故、酒食宴會等に奢り長し、入用多く相成候故、諸家中皆困窮に及び候事と奉存候、殊に諸家中の奴僕は皆在方農民より出て相勤め候へば、之れにても農民多く減じ候、又一旦家中に奉公仕候へば、美食美服にて手足を

働さす、安樂に暮候事故、再び農民に立返り粗食粗服にて苦勞仕候に付是皆游民に成り果て、小奉公人又は小商人等に相成申候、是れ大に農民の減じ田地の荒れ候事と奉存候(中略)

藤田東湖は土着の議に於て策を建て

土着の儀御始封の節直に被仰出候はゞ土貢無之候處、一旦御城下住居の御組立に被遊御家中一統御城下にありし候故、義公樣御代に而すら御馬廻土着の儀御摸通り不罷成、無程御止に罷成申候、尙更只今の世の中に而土着御取立被遊候は、餘程御仕向け振六ケ敷可有御座候、扨土着仕候へば、御家中一統御領中村々へ散在仕候樣に人々說を唱候へども、右樣相成候へば御城下丸に明き屋敷と相成御廓中を始め上下町の諸士屋敷皆無用の地と罷成可申候、尤五六百石以上の大臣に候はゞ御城下の屋敷をも手入仕り家內の內より屋敷守として壹兩人も差出置可也に掃除等も行屆き可申候へども、中以下小臣ものは御城下の屋敷迄世話仕候儀は中々行

屆申間敷奉存候扱て又御政事方は勿論、諸役人遠郷に住居仕候而は相勤り兼候間、御役人は御城下へ引移り不申候而は相成間敷候處是を以て五六百石以上の大臣に候はゞ郷村の屋敷へは家來等殘し置御役可ㇾ勤候內は御城下に引移候へば郷村の屋敷はがら明きと罷成候、是迄江戶に數年罷在候族さへ御國の屋敷持通候者少く御座候、御城下に而僅に三百坪四百坪の屋敷すら如此に御座候處、土着仕候上は、屋敷付田畠山林等も有之、打置候而者荒廢仕候間、御役人共は皆在々より御城下へ交代相詰可然哉に候へども、是迄御城下より江戶へ交代の儀は平日御國に而一統打寄江戶に詰候內は當座ものゝ樣にても年中御國に而江戶の儀を取調候樣にも罷成候處、江戶も旅先き、御城下も旅先きの旅計りと相成候而は、御用辨不宜候のみならず、江戶を御城下へ二重に交代仕候樣にては御家中取續き兼候間、郷村より御城下へ交代の儀今の時勢に而は出來申間敷奉ㇾ存候其外御家中民間へ雜居仕候而は種々さま〴〵の故障有之上御役人引移

の儀差支候へば、所詮土着は出來不申候樣に御座候へども、古今の時勢制度等御斟酌の上漸を以御取立被遊候はゞ隨分御取行ひに可罷成哉と奉存候(中略)御城下の儀はすべて是迄の通御居置御家中をば不殘鄕中へ御移しに罷成候而は封建郡縣の制度混雜仕候のみならず、御城下の屋敷持張り兼候段は委細前に申上候通りに御座候間、御城根廻り貳里位迄を限り右の內に御家中夫々土着仕り、一統御城へ通勤仕候而可然奉存候、右樣相成候へば是迄の御城下あたり廣すぎて御居り不宜候間、上町に而は西町並に鷹匠通りの土手を境に仕り、下町に而は馬場の邊を限と仕り、其外はすべて鄕分に被遊是迄住居の御家中の內直に其地に土着仕候樣にも可相成奉存候、尤も右に付而は委細に論候はゞ御手順等も數多可有御座候へども、何れ是迄の御組立は御城下に住居の御組立に候處御家中鄕宅と罷成候上には、御城下の儀は可成丈御せばめ、町家の儀も悉く減少不仕候而は御居り合不宜奉存候(下略)

と云つて居る、之により諸家が武士土着を唱導せし理由及其の對策として信じたる一端を知り得るであらう。而して此等諸學者は何れも江戸城下又は諸藩の實情を觀察建案したるものであれば、單に一片の抽象論とも見得ないのである。諸家の說く處には種々の方面があるけれども、要するに其の骨子とする處たるや、

一、軍事上の理由としては

1、家中士の土着により武士道を再興して兵の元氣を涵養せしむること。

2、武士を鄉村に散居せしめて平生より地理に精通せしめ、萬一の場合山野の馳走を自由ならしむること。

3、家中士を鄉村に歸らしめ農業に從はしむることにより戰士の身體を强壯にし長命ならしむること。

二、經濟的理由としては

1、武士土着制度を再興することにより過度なる城下町の膨張を抑止する

ことを得ること。

2、城下住居の武士を郷村に置くことにより奢侈の風を防止し儉約ならしむるを得ること。

3、武士に農業を營ましむれば一方には消費經濟を節約すると共に他方には一國の農産を增加せしむるを得ること。

三、政治上の理由としては武士を農村に常住せしめて百姓の專恣を抑へ治民上の方便とするを得る。

等であるが、然も其實施し得べき方法として示されたものの中には架空の論策に近きものかないではない、例へば熊澤蕃山が江戶の在番兵士を減じて三年に五十日の滯在とし、其餘は悉く之を農村に歸住せしめたならば、其の屋敷跡は平坦なる田畑となるから、之を井田に仕立て農産を起すべしと云つたことや、又藤田東湖が水戶の周邊二里位の地域を以て農兵村に區切り、其處に家中の武士を散在せしめて農業を營ましむべしと云つたことは、前記蕃山の井田仕方に比す

れば幾分か實際的たるの感はあるけれど、既に人口漸く充滿して成熟の域に達したる水戸郊外の地に、武士を導き殖民せんとする如き、果して實行せられ得べきことであつたかどうか、思ひ半に過ぐるものがあるであらう。

斯く四方の學者は侃諤の論を爲して、城下群居の家中士を鄉村に散布せしめむとしたけれども、如何にせん、當時既に一世の風潮となつた都府生活の人口吸引力が漸く大きくなつたのと、寂寞閑散なる農村にも最早相當に人口が包容せられてあつたから、假令城下附近の農村に武士を入れて農業を營ましめんとしても殆んど實行し得られざることであつた。此點に關し、船橋亘はこんでいばなしに於て極めて實際的見地より武士歸農の困難なるを說破して、『班田の法破れて後、新開等の地都て地代金を出させ、民に賣たる姿なれば、官の自由にはならぬなり、然らば是迄の祿だけ年貢の納まる村を與へ其村へ住居せしめば土着の形なれども在住する迄にて、自耕の田畑なく、又山林もなければ、採薪の所もなく、馬を飼はんとしても、秣草を刈る所なし、村中の秣草場は百姓の割地にて所持す

る故、之を地頭の威にて刈る時は農の利を奪ひ痛みとなるのみならず、承服致すまじ、又價を出して刈れば通例一反の草金一分位なり、然る時は在住しても家計寛やかならず、城廓中の住居とかはりなかるべし』と論じて居るが、傾聽に値する說である。實際、當時各藩に於ては鄕村の人口漸く充實して居たから家中より武士を迎ふるの餘裕の少いのに加へ、城下住居の武士又都府生活に馴れて士着するを好まなかつたから、諸方の學者が武士の歸村を勸めん爲に縱論橫議を試みたに拘らず、城下士の農村移住は唯遠隔の地方に於ける新田開發と相並んで施行する場合の外は、殆んど之が實行を見ることなくして終るものが多かつた。

第二節　徳川時代に於ける鄕士出現の社會的並に經濟的事情

徳川幕府が士農、工、商の社會階級制度を打立てゝ其間嚴に兵農の分離を行つた後、江戶旗本を始め各藩の武士をして各其城下に集中して都會生活を爲さしめたこと及び此社會的狀態を見て經世に志ある諸學者が武士の城下集中を難じ、之を散じて鄕村に歸住せしめようとしたけれども、特殊の場合を除くの外は、武士の歸農は實行せられず、家中士の都市生活は年月の進むと共に益々制し難い有樣となつたことは既に述べたる通りであるが然かも斯る間に在つても、當時點點の地に種々なる形態と特質を帶んだ所謂鄕士なるものが存在するを見た。卽ち其或者は「外城衆中」の名の下に、或者は「山士又は一領一匹」の名の下に、又或者は「地頭」又は百人衆の名の下に鄕村に在住して武士の面目を保つものがあつた。地方凡例錄の記者が當時の此社會現象を見て『和漢とも古は兵農不分、

武士は田舍に住で農業を務め、軍事あれば分限に應じ、軍兵を出したり、唐の世より農と兵と分かるゝことと始まり、明朝に至つて天下の民を二に分け、兵を業とするを軍と云ふ、農を務るものを民と稱す、民より軍に入る事ならず、軍よりも民に移る事を禁ず、天下の人の種類を二に別けたり、本朝にても中古の武士皆農夫にて、今の世の鄉士なり、元弘建武の戰國以後兵農分れ、地頭百姓となり、租稅の法も四公六民と成たり、今も遠國には兵農不分以前の如くなる所もあり、其の荒增薩州には外城とて四十八ケ所の地あり、一に武士多きは七八百騎少きは二三百騎、外城附與力の侍あり、代々其地に住で常は農業を務む、又外城を守る守將は三四千石より萬石以上其所を領有するも有、又は勤番もあり、此侍は在所鹿兒島なれば、武士一遍、外城附與力の侍は何れも其處百姓同然なり、肥後國にも一領一疋と唱へ一騎役の士數百騎、亦地侍とて步卒數百人、無束にて在々に居住し、事あれば分限相應一騎又は獨步にても出、大身なるものは、十騎二十騎にても軍役無定兵卒を出す、肥前國鍋島家にても千人足輕とて、城下を離れ背振山に住て平日農業

を務め、筑前堺の番手なり、又赤司黨と云ふ郷士數百人筑後境に在りて耕作獵等を營み、筑後押への番兵たり、日向の國にも浮世人と稱する農兵多くあり、土佐國には長曾我部の類葉四百人餘皆郷士にて領主に隨順す、是を一領具足と云ふ、大和國吉野宇陀郡邊、都て郷士共武術を嗜み、常は農事山稼にて生活を送る、其の外遠國片鄙には此類多かるべし、是皆古、兵農不分以前の遺風なり、關東にては八王子千人、同心の外農兵あることを聞かず』と云つたのは當時日本に於ける農村社會の一現象として各地に郷士なる特殊階級の存在したることを指し示せるものである。

德川氏が其の整然たる法制と、至らざるなき手段を以て社會階級制度を維持して以て中央集權の實を永久に保たうとしたに拘らず、一見百姓でも亦武士でもない所謂半農半士の制度が何故に然かく社會の一角に出現したか、之が理由としては一方に之を歷史的に考ふると共に經濟的に考へ、更に又之を政治及び軍事の方面から見るを要する。顧れば中世の頃、諸國の土豪が勢を得て攻閥防

戰相續く時、或者は奇勝を博して隣鄉隣國を殉へ、以て一國一城の主となつたけれども、或者は事成らずして四方に離散し、其志を世間に絕つて山林に隱れ、引具したる僅少の從者と共に其地に居を定めて土地を開き、新村を立てゝ外間と交通せず、峽谷の裡に無事太平の生活を續くる間に、世は變りて織田、豐臣氏を經、德川氏の時代となり、中央政府よりせる法制上の拘束はありながらも、必ずしも此等溫順なる山林の舊族を剿滅するの要を認めず、却て之を保護したから、此等の舊族は中世其儘の生活を維持して其土地に住むものがあつた。世に所謂平家の落武者又は之に類似せる經歷を誇る山村の名家は概ね此類に屬するのである。次に各藩に於ては當時の一般的傾向として財政上の窮乏に加ふるに、各藩個々の特殊事情により藩士の給養漸く薄くして、家中士の生活に窮するものが多くなり、殊に武士の家庭に生れた二三男を如何にして生活せしむべき乎は當時各藩の經世家の等しく腦漿を痛めた問題であつた。又德川氏は關ヶ原の役後、其與黨であつた諸將と敵軍に與みした者とに對して信賞必罰を嚴行し、罪の

重きは重刑に處し、輕きは移封を命ずるに止つたのであるが、其勳功を樹てた諸將士に對しては新に封地を賜ふて藩を成さしめたから、德川氏の覇權確立する頃に於ては各地領主の交替は頗る繁多であつた。而して當時新に封地を與へられて入部した藩主は、其領內から上る貢米では、其扈從して行つた家臣を給養するを得るばかりで、前の領主の殘した無祿の浪士を厚く待つが如きは到底之を行はうとしても出來なかつた。然も此等の浪士は其主君を失ふてこそ今や武士の列外に置かれて在るのであるが、元々皆門地ある一廉の武士であつたから新臨の藩主に對して不平憤懣の情の起るは當然である、故に新藩主に於ても此等舊來の浪士救濟の爲めには何等かの方法を講せねばならなかつた。斯る浪士の窮乏を救濟する爲には、領內の人家薄ふして殖民の餘裕ある地を選んで新村を設定し、窮乏の士を其他に送つて土着せしめ、其開拓によつて得たる土地の生產力を以て生活を支持せしむると共に、之を家臣として待遇することが最も實行し易い方策とせられたのである。是卽ち新田開發によつて起れる鄉士

の發源であつて、當時諸學者が切論したる武士郷村の歸住は僅かに此新田開發の企てによつて實現せらるゝを見たのである、即ち當時僅かながらにも行はれた武士の歸農は決して諸學者の理想的土着論に動かされて行はれたるものでもなく、實際は當時既に各藩の財庫を襲ふた經濟的逼迫の緩和策の一端として行はれたものである、次に郷士出現の政治的理由としては、德川氏が既に嚴重に社會制度を確立して、士農の別を明にし武士の名譽を表彰する爲め苗字を稱へ刀を帶ぶるは武士のみに限られ、武士にあらざる者には刀を帶び又は姓を稱ふることを禁じたから、苗字と刀劍とは當時に於ける名譽の表彰として最も重きを置かれたものである。即ち幕府及び各藩は人民の殖産興業を奬勵する爲め庶民の勳功あるものを武士に列して其の名譽を旌表するの方法を採つた、庶民たる百姓が地方開發其他の功勞により苗字帶刀を許されて郷村の社會に勢威を張るに至つたものが即ち此種の郷士である。

尙ほ郷士起用の原因を兵事的方面から觀るに、當時各藩の軍事的施設として

は一國一城に限られ、爾他の攻防的設備は概ね之を禁せられてあつたけれども、邊陬の大藩に於ては中世以降の農兵制度を其儘踏襲して德川時代に及んだものがあつた。是れ其の藩國が江戶から遠ざかつて一地に偏在し、且つ其地理的條件が優越であつたから、中央政府も漫りに干渉の手を伸べなかつたにもよるものである、卽ち天正年間の刀狩にも、後年に於ける德川氏の武士城下集中策にも應從することなく、依然として中世其儘の農兵制度を維持せるものであつて、德川幕府のやうな强大なる集權的政府の下の兵制としては、寧ろ異數の現象として見らるべきものである。又幕末の頃に及んで起用せられたる所謂農兵は、其性質及起用の目的が前者の場合とは著しく異つて居る、卽ち地方農民の精良なるものを武士に徵集し、之に訓練を與へて農村に留め置き、當時我海邊を覬つた處の異國船の襲擊に備へしめんとしたものであつて、此の場合に於ける農兵は庶民たる百姓に武器を給し戰士としたるものであるから、夫の戰士たる武士を農村に土着せしめたのとは、其起用の方法に於て正に相反したるものである。

又此の百姓を徵發して軍役に使用せんとした試みは、當時の治者階級たる武人等ばかりでは一國の防備の任じ難きに至つた事を自證するものであつて、此一事を以てしても、此頃既に日本に於ける封建制度の維持が頗る困難となりたる理由の片鱗を覗ふを得るであらう。而して此の新に兵を農民階級より採用したることは後ち明治初年に至り徵兵令を布いて庶民を兵士に取り立つるに至りたる制度の先例を開いたものとも見ることが出來る。又封建時代の軍兵は專ら國內に於ける各藩自體の安寧を期する爲めに置かれたものであるのに、今や世態は一變して海外諸國の覗窬に對して兵を置くに至つたのであるから、此頃より德川幕府の崩壞を促す事件の漸く頻發するに至つたことをも想ひ知るべきである。

第三節　郷士の種類及び特質

德川時代に於ける郷士の制度を諸方面から區別すれば、前記の如く或は歷史的遺物として存存せるものあり、經濟的施設として起されたるものあり、政治上の方便として作られたるものあり、軍事上の目的を以て特設(又は保存)せられたるものあり、更に又之を其出現の形式上から觀れば、從前より存在せるものを德川氏が其儘存在せしめて優遇したるものあり、家中士を農村に入らしめて土着せしめたものがあり、又庶民たる百姓を武士として重用したるものあり、又同じく郷士とは云ふものゝ其中には戰鬪員たる郷士あり、文官の性質を帶べる郷士がある。

斯くて一概に郷士と云ふも其が成立の原因又は生活の樣式によつて其性質は著しく異つて居る、卽ち詳しく云へば或者は藩主より特に郷村移住を命ぜられ、平生は農業に從事すると共に一旦事あれば戰陣に就かねばならなかつたものがあり、又或者は身は武士階級として郷士の待遇を受けても、實質上は

寧ろ文官に近く又實際上文官の任務に就くものもあつた、故に、德川時代の郷士は先づ之を戰鬪員たる郷士と非戰員たる郷士とに大別するが宜しいと思ふ。蓋し武家時代の社會的特徵として、武門の人が文武の兩權を一途に掌握し、武將は一方に於ては戰軍の指揮官であつたと共に、他方には政治其他文事上の權力をも手中に握つて居たから、其士格に列せられた在郷の士人中に戰鬪員ならざる者のあつたことに不思議はないのである、而して戰鬪員たる郷士中には藩又は幕府の制度として特別に組織したるものと、元來城下住居の藩士の貧困なるを救濟する爲めに田野に散居せしめたるものとの別がある、仍て前者をば特置郷士と呼び、後者をば救濟郷士と名づけたい。次に非戰鬪員たる郷士の中には中世の頃戰亂の打ち續いたる時、世を避けて深山の溪谷に入り、其地に村を起し小土豪として勢を張りつゝ德川時代に及べるものがあり、又藩內に散居せる舊家にして德川時代に至り舊來の由緒により其家格を維持するを許されたものもある、之を舊族郷士と名づけたい、又其身は元來一庶民たる百姓であつたけれ

ども、德川時代に及び治水開墾等公共の事業に力を致し、其功績を認められて鄕士に列し、又は金穀を公邊に献上したる功勞を表彰せられて在鄕の武人に列せられたるものがある、之をば登用鄕士と呼ふことにする。

- 鄕士
  - 戰鬪員たる鄕士
    - 特置鄕士
    - 救濟鄕士
  - 非戰鬪員たる鄕士
    - 舊族鄕士
    - 登用鄕士
    - （以上二者）文官的性質を帶ぶ

仍て之より前記兩種四品に別たれたる鄕士の成立事情及其形態の一斑に就いて説明を試みる。

第一項　戰鬪員たる鄕士

（イ）特置鄕士

整規の軍として特置したる鄕士に二種類ある、一は藩國防備の爲に打ち立てられたる場合と、二は幕末の頃、海外諸國に對する防備の爲めに編成せられたる

もの卽ち是である。一藩防備の爲めに置かれたる鄕士は其の藩士をして鄕村に在住せしめ、平生農業を營ましめつゝ剛强の精神と體力を養成せしめんとするものであつて、薩摩の鄕士、相馬藩の鄕士、毛利藩の鄕士及び仙臺藩の地頭等之に屬する、而して幕末の頃、所謂攘夷の爲に編成せられたる農兵は當時黑船來寇の風說頻りに至れる時、之を擊ち破らん爲に農民の中の精良なるものを兵に徵して練兵したるものであつて、水戶藩の農兵や幕府領に於ける江川太郞左衞門麾下の農兵の如き是に屬する、今此整規軍たる鄕士の中第一種に屬するものゝ代表的形態としては薩摩の鄕士制度を、第二種の鄕士としては水戶の農兵制度を擧ぐることにする。

（其一）鹿兒島藩の鄕士制度

島津氏の始祖忠久は賴朝の長庶子であつて、鎌倉幕府の創設當初、下司として薩摩に來りて島津庄を開き爾來七百有餘年の間同一地に割據して幕末に及んだるものであるが、此島津氏治下の鄕士制度は鎌倉時代以後の制度を其儘受繼

ぎたるものであつて、徳川時代に至つて打立てられたるものではない、戰國の當時、既に領内に一町衆より十町衆に至る農兵の階級を打立て、平時は郷里に在つて農業を營ましめて筋骨を練り、一朝事があれば軍旅に徴して征戰に從はしめたことから起り來つたのである。（註五）

（註五）諸士衆中番狩普請其外役務の間日には不致唯居、主人公の子女迄も早朝より農業に可出事

但し地頭、領主不請免許候而其所を外し出候はゞ死罪たるべし、（島津忠久十ヶ條掟）

天文八年己亥正月　（「島津忠久勳功記事」）

此等の郷士に對しては主從共二人の出役を命じ、貳町衆からは二人、其れより順次兵數を増し、十町衆からは十一人の兵を出さしめ、且つ此等の兵士には啻に武器ばかりでなく、陣中に於ける土工用雜器具をも携帯せしめたのである。（註六）

（註六の一）軍役賦

一、壹町衆者主従貳人
一、貳町衆者主従參人
一、參町衆者主従四人
一、四町衆者主従五人
一、五町衆者主従六人
一、六町衆者主従七人
一、七町衆者主従八人
一、八町衆者主従九人
一、九町衆者主従十人
一、十町衆者主従十一人

右田高一町に付賦十町より百町千町迄軍役壹町に付具足壹領宛賦善用を以て其の合點專用に候事　以上

天正六年

（「薩藩舊記雜錄」）

（註六の二）天正四年高原の城被攻時の「衆盛」出陣賦の事

一、田高壹町衆一町に付一人宛主從二人、自飯米外に詰夫壹人寺社より出送夫馬
　三ツ寺社中より出賦
次に持具の事
　一、手かふし壹つ　高三尺五寸廣二尺五寸
一、六尺の立木　一つ
一、鍬　壹具
一、よき　一つ
一、かま　一つ
一、のこ　一つ
一、のみ　一つ
一、なた　一つ
一、もつこ　一つ
一、なは　一房
一町と申候者田高上、中、下、押並申候得者、只今の高四五石程に而御座候由
（「薩藩舊記雜錄」）

元龜天正の頃、島津氏兵を四方に出して連戰連勝大に隣境を壓して遂に九州を席捲したのであるが、後ち島津氏は豐臣秀吉と戰ふて利あらず、豐臣氏に和を乞ひ、其結果單に薩、隅、日三州の舊封地ばかりを保つことを許されたのであるが、此時に於て曩きに九州全土から連れ歸りたる多數の武士は到底鹿兒島城下ばかりに收容することが出來なかつたから、之を鄕村に放ち在來の鄕士に交へて農兵を組織せしむるに至つたと云ふ、して見れば薩摩の鄕士は中世よりの舊制度を後年更に補充したものと云ふべきである。（註七）

（註七）案ずるに衆中の儀前代、士の通稱と相見へ候、御領國龍伯公御代九州御一統其後太閤より三ヶ國御預けの節、九州の士人御城下へは難充、外城へ被召置候に付、國分衆、加治木衆、飯野衆、栗野衆、鹿兒島衆、伊集院衆など鄕々の唱分有之、何れも御城中の通稱にて、御城下士、鄕士差別と無之旨相見へ候　（「歷代制度」）

鹿兒島藩に在つても、鹿兒島城下を家中と稱することは他藩と異らないが、城下以外の領土内を總稱して外城と稱へたことは、同藩獨特の防備制度であつた。

而して外城とは云ふものゝ、何等城塞があるではなく、たゞ郷士によつて防衛せらるゝ藩域の義に外ならぬのである。外城に住居する郷士は又一に外城衆中と稱へて家中士と對稱せられた。然らば此の外城衆中たる郷士の數は德川時代に於て凡そ何程であつたかと云ふに、寶曆六年の調査に依れば、郷士數貳萬人を算したとのことであるが、既に常備軍として外城ばかりに二萬の精兵を置いた程であれば、之に城下住ひの武士を加ふれば莫大の勢力であつたに相違なく、德川家康が幕府創立の當時島津氏を以て一敵國に擬し、之を恐るゝこと尠らず、遂に後年日光廟を營むに當つても、其殿宇を特に南面せしめて島津氏を睥睨せしめたと傳へらるゝのも、强ち附會の說ばかりとも思はれない。（註八）

（註八）　鹿兒島郡

六百八十石　吉田鄕士　百五十二人

　　谿山郡

千四百七石　谷山鄕士　三百三十九人

石高	郷	人数
揖宿郡		
千六百八十六石	指宿郷士	三百十八人
六百八十石	山川郷士	七十三人
頴娃郡		
千三十五石	頴娃郷士	三百六十四人
河邊郡		
千六十九石	河邊郷士	二百二十人
二千五百五十二石	加世田郷士	五百五十三人
二百五十八石	山田郷士	九十人
千七百十石	坊泊郷士	四十六人
百十一石	久志秋目郷士	六十九人
阿多郡		
七百三十石	阿多郷士	二百二十五人
四百七十九石	田布施郷士	二百十八人
千四百五石	何作郷士	三百九十四人

石高	鄕	人數
日置郡		
千七百二十九石	伊集院鄕士	二百四十六人
三百六十二石	郡山鄕士	百三十四人
千百二十三石	市來鄕士	二百七十二人
八百四石	串木野鄕士	二百二十七人
薩摩郡		
二百五十一石	百次鄕士	六十四人
二百九十七石	山田鄕士	八十人
八百七十石	隈城鄕士	二百六十七人
百五十五石	高法鄕士	九十八人
八十九石	中江鄕士	七十人
五百二十三石	東江鄕士	二百四十三人
八百石	樋脇鄕士	百八十九人
伊作郡		
百八十九石	山崎鄕士	八十四人

三百五十二石　鶴田郷士　九十人三

四百二十八石　大村郷士　百三十八人

二千四百三十九石　大口郷士　三百八十二人

三百四十五石　羽月郷士　百四十八人

三百九十石　山野郷士　百四人

出水郡

五千五百十三石　出水郷士　千四人

八百二十八石　高尾野郷士　三百六人

三百五十二石　野田郷士　百七十八人

七百石　長島郷士　三百二十一人

九百十四石　阿久根郷士　二百十五人

高城郡

四百六十四石　高城郷士　二百四十二人

千二百六石　水引郷士　百五十九人

甑島郡

七百八石	甑島郷士	四百二十四人

大隅國大隅郡

五百二十四石	指島郷士	五百十二人
二百四十一石	手根郷士	百六十二人
百六石	大根江郷士	百八十八人
三百十七石	小根占郷士	二百七十一人
六十石	佐多郷士	百七十九人
百九十一石	田代郷士	百四十二人

肝屬郡

二百二十七石	內ノ浦郷士	六十人
千七百七十石	高山郷士	二百二十六人
四百九十二石	姶羅郷士	七十八人
三百二十四石	大姶羅郷士	百十五人
九百十二石	鹿屋郷士	百二十七人
六百十五石	串谷郷士	百五十六人

四石三石　高根鄉士　四十九人

七百三十四石　百引鄉士　百八十五人

囎唹郡

六百十石　恒吉鄉士　百十八人

二千五百三十五石　末吉鄉士　四百十六人

千三百四十四石　財部鄉士　四百二十人

七百四十六石　福山鄉士　二百六人

二百九十九石　敷根鄉士　百十七人

四千九百十三石　國分鄉士　二百八十五人

六百四十一石　清水鄉士　二百六十六人

五百九十二石　曾淤鄉士　二百六十九人

桑原郡

三百六十四石　踊鄉士　百二十七人

三百二十七石　日當山鄉士　九十人

四百六十二石　橫川鄉士　百四十八人

五百四石	吉松郷士	二百二十三人
七百七十七石	栗野郷士	二百三十四人

菱刈郡

二百五十八石	湯ノ尾郷士	百三十五人
二百八十七石	馬越郷士	百二十四人
二百八十三石	曾木郷士	九十八人
四百一石	本城郷士	百七十五人

姶羅郡

二百五十七石	溝部郷士	九十三人
九百八十一石	帖佐郷士	三百六十一人
三百七十六石	山田郷士	百六十七人
二千百六石	蒲生郷士	四百七十九人

日向國諸縣郡の内

七百五十七石	大掛郷士	三百八人
三千六百六十六石	志布志郷士	四百三人

五百十石	松山郷士	九十七人
五百八十一石	勝國郷士	五十二人
六百九十三石	山口郷士	百十五人
千二百四十四石	高城郷士	二百六人
千百七十五石	穆佐郷士	二百二十四人
四十一石	倉岡郷士	百二人
七千九百六十七石	高岡郷士	六百九十人
九百七十六石	綾郷士	二百八十二人
千十五石	野尻郷士	二百七十一人
七百三十八石	高原郷士	百六十三人
三百二十八石	高崎郷士	百三十七人
千百八十一石	小林郷士	三百四十二人
四百九十石	須木郷士	二百十人
二千二十石	飯野郷士	三百三十八人
七百七十三石	加久藤郷士	二百六十八人

二百三十八石　馬關田郷士　九十四人
二百五十石　吉田郷士　百四十五人
合人數　二萬二百九十七人
内壹萬五千七人　地方取
六百五十人　藏米取
此藏米　壹萬參千俵
四千五百七十七人無祿
合高八萬五千四百五十五石
合藏米壹萬參千俵
以上
寶暦六丙子十月

（「薩州分限帳」）

外城では郷士の住居する地を府下（フモト）又は麓と云つて居る、蓋し一地方の本所と云ふ義である、麓の外に別府（ビュウ）なるものがある、麓の出張所と云ふに等しい、而して

郷士は多く麓の小高い處に居を構へ、農民は其周圍に雜居して居た、郷士は島津藩の外衛兵であつて、其の勢力はよく一藩の命脈を保つに足つたけれども、城下士たる家中の藩士からは常に輕蔑せられ、何事につけても、一段下に構へねばならなかつたと云ふ。

郷士は平常農業を營むあり、又自ら犂鍬を採らぬでも、人を使役して農業を營んで居た、郷士の身分は素より武士であるけれども、常に郷村に在つて農業に從事する關係上、其生活の一端は庶民の階級に觸れ、他の一端は支配階級に屬するものであつたから、純粹の武士たる家中士より輕蔑せられたのも道理である、傳ふる處によれば鹿兒島近在の郷士が帶刀しながら馬を牽て城下に出て來た爲め、藩主が之を禁止したとのことであるが、之も當時に於ける郷士生活の粗野なりし一斑を語るものである。(註九)

(註九) 近名又は外城より馬を牽き鹿兒島へ差越候節脇指候格の者も無刀にて差越候様、先年申渡有之候處、頃日馬牽き候者脇指を差し、或は通路考へも無之繫置、往還

の妨に相成、或致大酒法外の體にて致徘徊、就中末の者身分不相應の脇指を差候者有之由相聞へ不屆候、向後右體の儀無之樣支配頭其外諸外城にても不洩樣可申渡被仰渡

明和寅五月廿五日　帶刀伊織

（「歷代制度」）

郷士を直接治むるものは在住の地頭である、地頭とは城下士の外城に派遣せられたる者である。卽ち藩廳は藩士を諸所に派遣して村落に駐屯せしめ、豫て割當てられたる一定地域の政治に當らしむるのである。麓には又噯（アツカイ）と云ふものがある、他藩に於ける庄屋又は名主の如きものであつて、外城に於ける自治體の首長である。藩主既に整規軍として郷村に農兵を充滿せしめ軍國の實を擧けようとするのであるから、其が平生の教育も亦隨てスパルタ式軍事教育に似たものがあつた、卽ち身は農業に從ふ兵士であるけれども、心に宿る尚武忠勤の精神に至ては克く一命を棄て、干城の務に就かんとするのである、故に彼等は平生儀容を正しくすると共に、武を練ることに心懸けたのである。「薩肥見聞雜記」

に薩州白水口の鄕士の事として『此處の風俗又薩州の內と云へば一風あり、殿樣交代の時此所の鄕士二百人程同じ頭に同じ着類、大小同品にて一列に禮する處並首尾そろへ、事美風なり、此事江戶上聞に達し、江戶迄召出しに預り申候、然れば當時薩州ヨフホフ御改の節も、此禮ありて、今も其姿等にかはらずとなり』とある如き、當時の鄕士が如何に其の儀容の整然を貴びしかを徵し得るであらう。(挿繪參照)彼等が平生の生活は亦專ら軍國主義に測り、其家は敵の間牒の侵入して祕密を聞かれない爲めに、床の下を低くして人體の入る餘地なからしめ、其衣服は短褐、朝夕洗足にて山野を跋涉し、且つ其日夕耳にする處は卽ち剛健勇猛の說話に限られ、假初の遊戲にも敗北すれば、父母は直に其子に死を勸むる程であつて、女々しきことは一切排斥せられたのであると云ふ。(註十)

(註十) 剛健なる性質今の世に至る迄然なり、常に床の上に病死するを憾として、殺伐の場に死を遂る身を以て本意とし、子孫も之を榮名とせり、假令兒子の戲論に至ても少の劣を恥辱として其父是又死をなすゝむる類の事多しとす。誠に死を恐れ

ざるは勇猛なれども、理非を勘辨せざるとこと遺憾ならずや　（「入國記」）

要するに鹿兒島の郷士は島津氏が鎌倉時代の當初、庄官として薩摩に入國し其地に庄園を開きたる時より置かれたるに起因し、戰國時代には一町衆又は二町衆などと呼ばれ、最よく農兵制度の性能を發揮して居たが、島津義久の時其一たび九州を席捲したる多數の軍勢を戰役後鹿兒島城下に收容し切れずに之を外城に放散し、先來の郷士と共に村落に土着せしめて之を外衛軍として德川時代までに及び、江戸時代の中葉には其總數實に二萬餘人に達する程の盛況を見たのである。

（其二） 水戸及江戸の農兵

水戸藩は其の地勢の上から云へは東方は太平洋に面し、隨て德川氏の末期に到り屢々我近海に來航したる外國船に恐怖を懷くこと亦他藩に比して大なるものがあつた、左れば幕末に近き頃領內農民中の有力者を徵して武を練り之を農兵に仕立てたのは一に邊防の軍務に就かしめんが爲であつた。

天保の初め藩主齊昭は邊海防備の手段として水戸領東海岸の要地那珂港に砲臺を築いたけれども、其の構造が完全でなかつたから、天保十一年更に改築を圖り、尋いで領内沿海地方の漁戸及農家から壯丁を募り、所謂海防戍兵の組立に着手したのであるが、幾くもなくして、弘化元年齊昭幕府より急激に國政を變ずるの故を以て譴責せられ、海防工事及戍兵組織を中止するの已むなきに到つたけれども、嘉永六年以來再び之を繼續して兵備進捗の計を立て、安政年間に至り愈々海防軍としての在郷軍を組織することを得た。今其次第を按ずるに、安政元年三月齊昭は時局の忽かせにすべからざるを看て、家老に命じ、海上の變に備ふるため、豫て計畫中の海防兵の爲に農兵を編成することを郡官に傳達せしめたのであるが、上命を受けたる家臣等は直に之を藩廳の軍用掛及奉行に傳達し、實行準備として即刻其の調査に取掛つた。然るに郡奉行よりの諮問に對し、村々の舊鄉士は如何に答へたかと云ふに、農兵の組織は上命の通り、今や甚だ急務であるから一日も早く之が編成を了る必要がある、併し農民を取り立てゝ士分

に列し、藩士と君臣の關係を結ばしむるには、農兵一人に付き高十石から二三十石或は五十石位の扶持を下賜する必要がある、左様にすれば彼等は一朝事ある際は自己一身のみならず、一家眷族を率ゐて君上の爲に奮戰すべしと云つたとのことである、是れは農兵の忠誠誓盟と經濟關係とを交換的に考へて具申したものであることを記憶せねばならぬ。同年五月齊昭は一家老に書を下し先年命じて置いた砲臺の改築工事進捗の模樣を取調べ、降て九月には家老をして水戶領內の海岸を巡視せしめ、之と同時に農兵組織を急ぐべき旨を督促したのであるが、其の實行は遲々として著しき進捗を見なかつた。而して安政二年の春には數年前に中止じたる鳥追狩を再興し之に鄕士を參加せしめて、士氣を鼓舞し、不日組織せらるべき農兵編成に對する促進の一助とせんことを努めた、然るに其年四月には愈々米艦が那珂港へ來航したから、上下を通じて海防戍兵を急に實行する必要を感じ、其年九月に至り藩廳は愈々農兵の組織に着手し、布令を爲して領內の鄕士、百姓數百人の家格を進め、帶刀を許して之を農兵に編入した

のである。（註十一）

（註十一の一）　海防の爲壯丁等農兵に組立の義去る天保寅年より公邊へも申達、其筋へも相懸候へきか、組立に相成り居り候はゞ宜しく、未組立に不相成候はゞ鄕中門地格別にて心得宜敷者、有志の者にて國恩存辨候者、勇壯にて氣力有之者等相選農兵に早々組立、苗字帶刀等の家格又は夫役免許等夫々規相立、勿論勇功に依り候ては格別の恩賞も可有之段兼て申達候はゞ、民間一統の義氣も引立當節の急務一廉の海防にも相成可申間、郡官共一同遂評議、速に農兵組立候樣、今日申遣郡官へ申付候樣可致候也

二月初九　　能登守へ

新太郎へ

（「水戸藩史料」）

（註十一の二）　農兵の事實に當今の御急務と奉存候、一人宛も義兵御募り被遊度儀に御座候、併永久御模通り君臣の分を成し候には、持高十石より二三十石或は五十石迄も被下置候はゞ、常に文武相勵み、武器等も貯置候樣相成可申候、例へば農兵五百人へ平均二十石宛の積りにて壹萬石被下置候はゞ、御軍役には其の子弟を携

出候はゞ千四、五百人は丈夫にて有之、中には豪富のものは夫々食客も抱置可申二千人にも至り可申哉、兵を農に寓候へば、常々寒暑を厭不申農事に筋骨を勞し武藝を勵み、山野に馬を奔らし、強健にて御用に相立候儀必然の勢に御座候

（「水戸藩史料」）

（註十二の三）追日暖氣に相成候處、無障令大賀候、先年我等一條に付、罪を蒙り候百姓の内には追々再出郷士に成候ものは追鳥狩にも出候事、扨一段の事にて郷士にも可相成ものは何歟郡奉行の與力の如くに成共致追鳥狩へさし出候ては如何、尤右同志の類許にては一統の氣請も如何候故、外にも名家舊家等に而村方氣請も宜しきものは同樣さし出し可然、追て農兵組立のさし引役等に申付候も可然候間、郡官へ懸否可申聞候也

三月九日　白井織部へ

（「水戸藩史料」）

農兵組織は安政二年九月を以て略ぼ其の緒に就いたのであるが、新編成の農兵軍に對しては、特に藩主より觸書を達して、平生農業を勵み、耕作の餘暇を以て

文武の道を習練し、萬一の場合には決して不覺の擧動に出づることがあつては
ならぬと訓令した。斯くして成立したる農兵の統轄は之を藩廳の直轄とす
べきか、又は地方事務として郡奉行に委任すべきやに就ては議論が兩派に分れ
たが藩の軍用掛の方では、農兵は各鄕村に於て隊伍を編し、司令官を置きて每年
檢閲せしめ、平時は砲術師、劍術師を村々に派出し、農耕の暇々に武技を講せしむ
るを可とすと建言した、之に反して、郡奉行等は、農兵は平生は郡官の管轄下に置
き、有事の日に於て始めて臨機部署を定むべしとのことを建策した、是れ畢竟藩
廳內の軍閥派と、地方在住の文治派とが農兵事務所管の上に於ける爭であつた
が、結局農兵に關する平時の事務は郡奉行に屬せしむることゝした。斯くして
組織せられた農兵は、平生は鄕士に在住して、農耕の業に從ひつゝ練武に力め、一
旦事ある時は出動して軍役に服するの任務を帶ぶることゝなつた。今安政二
年九月郡奉行の定めたる海防農兵の配置を見るに、

磯濱

一ノ組　五十人　御先手物頭
二ノ組　五十人　臨時一手
湊
一ノ組　五十人　御船手
二ノ組　五十人　臨時一手
平磯
五十人　同
河原子
正十人　同
助川
一ノ組　五十人　山野邊殿
二ノ組　五十人　山野邊殿
川尻

五十人　御先手物頭

磯原

一ノ組　五十人　臨時一手

二ノ組　五十人

以上十二組　六百人

即ち農兵十二組六百人を太平洋岸に動員して敵襲に備へんとの仕組である、乍去、此の六百人は軍の最前線に配置せんとするものであるから、此外に尚ほ豫備隊及び總豫備隊を置くの必要あると共に、農兵の總人員は最前線に就くべき兵數の約二倍半即ち壹千五百人を必要とせられたが、此の增員の中の五百人は舊來よりの鄕士及び村々有功者の中より選拔し、五百人は村の志願者中より拔き、外に金錢を藩に献上したるものの五百人をも採用することゝして、遂に總計一千五百人の農兵を得た。（註十二）

（註十二）　鄕士本職の外家格御引立の者一統

此度御備人數御組入に相成候條、平日行跡相嗜、耕作の暇を以て砲術劍術修業非常の節不覺之義無之樣可被相心得もの也

但し組分等の義は追て可相達候

一、帶刀御覽無之者は勤役中指免候

一、大山守橫目庄屋別頭申付候ものは在役中非常の節迚も本職の方專可相心得候

一、醫生の義は勤方心得振追て可相達候

（「水戸藩史料」）

而して農兵登用の資格は既出諸觸書の文書に依りても知り得る如く

一、舊鄉士

一、舊長百姓卽ち村の草切にして名望ある百姓

一、其他鄉中門地高く且つ品性宜き者

一、氣力ある百姓にして忠義心に富み勇敢なる者

一、氣力品性相當の者にして金穀を献上したる者

の中より選拔採用したのであるが、右列擧の採用資格を通じての特色たるや其

農兵たるべきものは第一に農業に從へる農民たること、第二には各戸に傳はれる門地及び當主たる者の品性氣力を重んじ、尙門地は左程高くなくても品性の高い者であつて金錢を献納せし者をも農兵に編入したのであるが、是れは藩の財政の困難であつた當時の對策として武士の格式を庶民に賣渡したものとも見るべきである。

農兵組織に依り水戶の軍勢の大に整備したのは言ふ迄もないけれども、一利の生ずる所一害の生ずるを免れない、彼等農兵が自ら氣を負ひ神道を崇敬し武を尙ぶの餘り、鄕黨仲間の佛敎者を譏謗して世間の憎惡を買ひたるが如きこともあつたとのことであるが、藩主は之を見て安政四年九月、郡奉行に命じて農兵の素行を愼ましむべきを訓令した位である。乍去、藩廳が農兵を組織し、彼等に敎育と訓練を施した結果、全藩の士風と民俗を作興するの効果はあつた、卽ち動もすれば因循姑息に流れ易い村々の農民から農兵を選んで鄕士軍を組織し、之を訓練するに文武兩道の道を以てし、且つ筋骨を練る爲め平時稼業に勵ましめ

此度御備人數御組入に相成候條、平日行跡相嗜、耕作の暇を以て砲術劍術修業非常の節不覺之義無之樣可被相心得もの也

但し組分等の義は追て可相達候

一、帶刀御覽無之者は勤役中指免候

一、大山守橫目庄屋別頭申付候ものは在役中非常の節迚も本職の方專可相心得候

一、醫生の義は勤方心得振追て可相達候

（「水戸藩史料」）

而して農兵登用の資格は既出諸觸書の文書に依りても知り得る如く

一、舊鄕士

一、舊長百姓卽ち村の草切にして名望ある百姓

一、其他鄕中門地高く且つ品性宜き者

一、氣力ある百姓にして忠義心に富み勇敢なる者

一、氣力品性相當の者にして金穀を献上したる者

の中より選拔採用したのであるが、右列擧の採用資格を通じての特色たるや其

農兵たるべきものは第一に農業に從へる農民たること、第二には各戸に傳はれる門地及び當主たる者の品性氣力を重んじ、尙門地は左程高くなくても品性の高い者であつて金錢を献納せし者をも農兵に編入したのであるが、是れは藩の財政の困難であつた當時の對策として武士の格式を庶民に賣渡したものとも見るべきである。

農兵組織に依り水戸の軍勢の大に整備したのは言ふ迄もないけれども、一利の生ずる所一害の生ずるを免れない、彼等農兵が自ら氣を負ひ神道を崇敬し武を尙ぶの餘り、鄕黨仲間の佛敎者を譏謗して世間の憎惡を買ひたるが如きこともあつたとのことであるが、藩主は之を見て安政四年九月、郡奉行に命じて農兵の素行を愼ましむべきを訓令した位である。 乍去、藩廳が農兵を組織し、彼等に敎育と訓練を施した結果、全藩の士風と民俗を作興するの効果はあつた、卽ち動もすれば因循姑息に流れ易い村々の農民から農兵を選んで鄕士軍を組織し、之を訓練するに文武兩道の道を以てし、且つ筋骨を練る爲め平時稼業に勵ましめ

たから、全藩の士氣大に昂り、民風又從つて革まり、廉恥を重んじ君國の爲めに一命を捧げんとの精神を涵養し、後年尊王攘夷運動の盛んなるに至るや水戸藩士中身を挺して國難に殉じたるものも多かつたが、當年の所謂水戸浪士中には農兵出身のものも尠くなく、夫の萬延元年伊井直弼を櫻田門外に擁して刺殺したる浪人の中には此の農兵出身の士があつたと云ふ。

幕末の頃江戸幕府に於ても農兵の編成を企てた。其の一例として伊豆の江川太郎左衛門の部下として訓練せられた農兵のことを擧げたい。始め天保十年江川太郎左衛門英龍代官の時、江戸内海海防見込を立て、農兵設置を言上したのであるが、其後弘化嘉永の頃にも再三建言する處あり、文久三年十月六日英龍の子太郎左衛門英武が代官の時、始めて其管内に限り農兵を召募し、銃隊取立を許された、同時に幕府は他の關東代官にも之を諮詢する處があつたから、同月江川の管内に發した書の中にも『今般御料所一體の農兵御取立の儀被仰出、外御

代官方之は見込の趣、夫々御尋中の由、當方の儀は御先代より被仰立之次第も有之候故、有馬遠江守殿之仰渡を以、御支配所限り御委任相成候こと』とのことが記されて在る。斯くて江川の手附柏木忠俊、手代三浦剛藏等は北多摩郡田無村に出張し、各村重立の名主に其旨を申渡す所あり、同年十一月には勘定所より小筒五百挺、胴亂其他の下附を受け、次で韮山と江戸新錢座の屋敷とに彼等の子弟を集めて敎練を開始した。而して是等の敎育を受けたるものは鄕里に歸り青年を集めて敎育と調練に從つたとのことである。

（ロ）救濟鄕士

德川時代の末期に近づく頃から、中央では幕府を始め、地方では各藩の財政漸く困難となり、隨て藩士に對する給與の如きも時勢の變遷に伴ふて增給するを得ぬやうになり、藩士にして生活の困難を感ずるものも尠くなかつたが、又各藩特殊の事情により、財政窮乏に陷り、藩士の貧乏に苦しむものが少くなかつた。然も財政收入の主班に在る穀類の收穫は國民生活の向上と人口の增加に伴は

なかつたから窮乏藩士の俸祿を增して其生活の窮迫を救ふことが出來ない、其處で各藩は勢ひ其領內荒蕪の地を見立て其處に窮乏の士を扶殖して新田を開拓せしめ以て一方に於ては貧窮藩士を救助すると共に、藩の收入を增加せんことを期したのである。土佐の山內氏が舊長曾我部氏の遺臣たる浪士を取り立てゝ郷士となし、肥前の鍋島氏が貧乏士族の爲に特に農兵村を建てしめ、又羽前米澤の上杉氏及び肥後の細川氏が領內點々の地に藩士を散らして土着せしめたのは、何れも各自の藩士の窮乏を救はんが爲に行はれたる政策の一端に外ならぬのである。今左に此等諸藩で實施せられた此種の郷士の沿革と性質とを說明する。

（其一）　土佐の救濟郷士

貧窮の浪士に產を授くる爲に起されたものとしては先づ土佐の制度を擧ぐべきである。土佐の郷士は長曾我部氏の滅亡したる後を襲ふて入部した山內氏の第二代忠義の時、正保元年中、舊國主の遺臣であつた浪士に新田を給し、村方

に土着せしめたのに創まるのである。 蓋し戰國の頃、土佐一圓は長曾我部氏の領する處であつたが關原の役に於て長曾我部氏は西軍に投じた爲めに其領地は沒收せられ、土佐の國は山内一豐に與へられた、之より先き、長曾我部氏は其國を富まし兵を強くする爲の方策として、領内の武士を村々に土着せしめ約三町の土地を給し、一旦事ある場合には一令の下に鍬を捨てゝ武器を執り、領主の馬前に馳せ參せしめたのであるが、當時此輩を稱して一領具足又は三町衆と呼んで居た。 三町衆とは田地を耕作する在鄕の武士と云ふ意である。 然るに山内一豐が新に土佐の藩主として入國するや、舊領地たる三河の國から自家譜代の臣を携へ來り、此等譜代の臣僚に對しては多年の忠義に酬ゆる爲、夫々扶持を給して其功を賞し、他方山内氏に對して忠誠を誓つた者にも若干の土地を給與し、爾來三十年の間、此等鄕士は一種の農民として村々の庄屋に配屬して居たのであるが、其内山内氏の擧用に與らない多數の浪人は隱に不平を抱いたのである。然れ共藩としては其限りある熟田を以てしては到底此等の遺臣を滿足せしむ

ることが出來ぬから、第二代の藩主忠義は寛永二十一年(正保元年)當時執政の職に在つた野中兼山の策を容れ、其の動もすれば不穩の擧動に出でんとする浪士懷柔の一手段として彼等に領內の荒蕪地を割り當て新田を開拓せしむることとしたのである。

郷士として登用すべき者の資格は一に長曾我部の遺臣に限り、其の家格の高きものから漸次郷士に取立て、之れ以外に登用資格を擴張しなかつたのは、一に舊遺臣が生活困難の上より來る不穩の行動を和げんとしたのである。

郷士に給すべき新開地として最初に選定せられたのは、高知城の東方五里、野市と稱する所である、郷士取立の順序は先づ村の庄屋が長曾我部遺臣の中から其家の由緒書を徵して家格を取調べ、其正しき者を藩廳に推薦し、藩廳に於て一應詮衡の上其の家格高く品行正しきものより順次郷士に列し、執政の名を以て開墾許可の指令を與へた。斯くて登用せられたる郷士は開墾指令地に到り先づ屋舍を建て其處に家族を移入せしめた後郷士は自ら鍬を下して開墾するか

又は近郷より百姓を召致して開拓に從はしめたのである。而して最初野市に配置せられた郷士の數は百人に限られたが、一時に百人の郷士を取立てたのではない、先づ開墾豫定地を百人分丈け準備し、其の準備地を百人に分ち、一人に對する割當面積は舊一領具足に倣ふて凡そ三町歩とし、各地庄屋よりの推薦ある毎に銓衡して百人に達する迄採用して開墾の指令を與へた。當時之を百人衆と云つたが、其後此の百人衆に準じ、他の地方に土地を選んで郷士に取立て開墾を許したる者をば百人並と稱したのである、而して最初の間百人衆を取立つるに際しては、其の資格の吟味は可なり嚴重であつたけれども、百人並の取立に當つては其銓衡が次第に寛大となつて、確な家格を持たない平百姓をも郷士に取立つるやうになつた(註十三)。斯の如く百人衆と百人並の登用資格には尠からざる相違があつたから郷士其ものゝ實質の上にも自ら亦相違の生じたことは云ふ迄もない。斯くて全藩の郷士は百人衆及び百人並を合して無慮一千有餘人に達し、其の居住地は藩內の遠近に及ぶに到つたと云ふ。

(註十三の一)　覺

一、私先祖森本宗兵衞本地貳町五反(朝倉、片山、下町)村に御座候片山孫左衞門(一字不明)リ八町、御家人に被仰付都合十町五反の軍役仕候

一、私親藤七の兄源七豐後にて討死仕候に付、跡一町二反私親に被下候

二、私親加增地分二町六反餘被下候坪付は元親盛親の御判則藤右衞門方に御座候、右地拾四町三反餘

右の通御座候間百人並に被仰付被召出候樣御取成奉願候

承應二年巳六月四日　森本藤右衞門

村與左衞門殿

(「鄉士錄」)

(註十三の二)　百姓より願を以て直に鄉士に被召出候譯は先年秦氏筋の族、當分地下へ落降り農業等致居候者の內、其砌御穿鑿を以て鄉士に被召出候儀、其意味往々間違自然に百姓を被召出候樣別に相成居候事

(「鄉士關係一件記錄」)

藩主の鄉士に對する待遇は經濟上の待遇と、身分上の待遇とに分ちて觀ることが出來る。經濟上の待遇としては、前項既に述べた如く、領內荒蕪の地を給與

し之を開墾して生活の資料を得しめたることに存する、身分上の待遇としては藩主と郷士との接近である、長曾我部の遺臣中には山内氏入國後も忠臣二君に見えずとの豪語を吐き、或者の如きは其儘山谷に隱れ『春は葛を掘り、夏は蕨を掘り、野地を開きて粟を作り、日の暮方には葛布太布、着刀は錆び候へば自ら研き柄は藤葛にて卷き、譬葛蕨を掘候ても刀は帶び候』と云ふ如き殺伐なる生活を爲して居たのであるが、其後三十年を經たる正保の頃迄には彼等は、概ね老死し其の子孫の殘存により父祖の遺志を繼ぐに過ぎざる有樣となつたと同時に、其父祖が長曾我部氏を追慕した程に最早舊領主を懷はず、却て機會だにあらば山内氏との接近を希望するやうになつて來た。蓋し三十年乃至四十年の歳月は可なり長い時日であつて、一家の内に在つても其の主を更へしむる丈の長き期間であるから、舊一領具足等の子孫が正保の頃に至つて慶長元和の時と同じ懷舊憎新の念に滿ち居たとは思はれない、乍去、彼等の貧困は尚ほ救はれず、其生活は依然として困難であつたから、遂に野中兼山の建策により郷士起用新田給與

の政策を採用することになつたのである。斯く新鄕士と山内家との親近は其の身分上の優遇たる士分列格と經濟上の優遇たる土地給與により實現せられたのであるが、身分上の優遇を實質上に顯はしたものゝ中最も著しきは夫の毎年正月城下に出て藩主に新年祝詞を言上することゝ、新年初頭の御馭初式に列なることであつた。卽ち領內在鄕の武士は、平生は農村に存在するから城下に出入することが尠つたけれども、正月二日には城下に出でゝ家中士と共に八段の所にて藩主に御目見へ仕る光榮に浴することが出來るやうになつたのは、鄕士の藩主に對する臣從關係が形式上に表はされたものであつて、彼等が之を光榮としたことは想ひ知るべきである。又新年御馭式の參加は臣從關係が軍事上に現はれたものであつて、是又彼等の以て榮譽とする處であつた。馭初式とは毎年正月十一日高知城下の大道を家中の武士が盛裝して肥馬に跨りつゝ練り進むのを藩主が百僚を具して閱兵することであつて、今日の陸軍始め觀兵式に似たる儀式である。而して鄕士の始めて馭初式に參列を許されたのは慶安

二年正月十一日であつたが、而かも當年は未だ鄕士制度を創始したる翌年に過ぎなかつたから之に參加した鄕士も僅か五十餘騎を算ふるに止つた、翌三年には更に二十五騎を加へ其れより七年を經たる萬治元年には更に增加したるにより、鄕士の騎馬せる者を四組に分つ程になつたとのことであれば、其數は可なりに多數に達したものゝやうである、斯くて今や鄕士等は村に在つては土地を有する農兵として生活上の保障を與へられ、出でゝは一藩護國の干城として藩主の前に馳驅するを得るに到つたから之より後、彼等は全く山內氏に心服し、其恩寵に感激するやうになつた。乍併、此の新年御目見參候及び馭初式參加は最初の內こそ鄕士等が其身の光榮として自ら進むで參加したけれども、後には農村に住居する鄕士輩が平生馬を飼つたり、武具服裝を用意することは小身の彼等に取つては負擔が重過ぎるから、藩主は負擔輕減の趣旨を以て、後には鄕士は新年挨拶に參候するに及ばずとし、其の代り一年一度づゝ所用の爲め城下に出ることあらば、登城して參候すべしとのことに定め、又御馭式參加も特に裕福な

る郷士の外は各自の自由に委すことにせられた。(註十四)

(註十四)　從㆓御家先中㆒郷侍へ申渡覺

一、年頭御禮式の儀御在國の時、如㆓例年㆒正月二日御目見可罷出御留守たりとも毎年正月二日可罷出、但し遠方四五里の外は面々勝手次第に可致、惣而此方祝儀又は愁に付態と不及罷出私用に罷越序に一ヶ年に一度は可罷出近邊に住居たりとも用事なきに平常の見舞は不㆑及㆑言五節句の禮たりとも罷出間敷事。

二、御馭初の儀勝手次第に可㆓相勤㆒、但し領地能勝手不致迷惑者、但し組中より五騎程可相勤、尤御馭初前に此方より吟味の上可㆓相觸㆒事(下略)

寛文十二子年四月二日

桐間兵庫

郷侍中

(「郷士錄」)

最後に土佐の郷士と土地制度との關係に就き觀るに、郷士の土地に對する關係は最初藩主が一定の資格を有するものに領內の荒蕪地を割いて開墾せしめたのに始まり、其許可を受けたる郷士は或は自ら鍬を下して自作農となり、或は

百姓を招來し開墾せしめ小作權を與へて永小作關係を結び、永小作人を仲地頭と云ひ、又自ら開墾せる者も其の一部又は全部を他人に耕作せしめて普通の小作關係を結びたるもあるであらう。郷士に與へたる土地所有面積は最初三町歩卽ち約三十石內外であつたけれども、後ち二百五十石迄は買得により增石することを許され、若し經濟上の逼迫に遭ひ其所有地たる領知を他人に賣却する時は、郷士たる身分をも同時に喪はねばならなかつた。元來土佐藩に於ては領內の農地を本田と新田とに分ち、本田とは山內氏入國以前に開かれたるもの、新田とは其後に開かれたものとの區別を立てゝあつたが、藩の制度として本田は農民でない他階級者卽ち士人及び町人には賣却することを禁止し、且つ同じ階級者たる農民でも他村の者に對しては賣却することを許されぬことになつたとのことであるが、新田に限り、幕府の土地永代賣買禁止令ありたるに不拘、特に許可したのは、思ふに、新田に對しては土地處分の制限を解いて開墾企業に對する人民の營利心を刺戟し、水田の擴張を圖つたものであらう。

（其の二）　諸藩に於ける救濟鄕士

其他の藩に於ける救貧鄕士としては肥前の佐賀藩、羽前の米澤藩及び肥後の細川藩に於ける制度がある佐賀藩に於ては天保の頃、藩の財政が困乏の極に達し、士人の窮乏又甚しく、中にも小身の士分に至つては、城下の住居に堪へず、各々其衣食の道を得ん爲に四方に離散し、各地に散居して衣食を求むるの有樣であつたが、閑叟公が襲封してから、藩政の改革を斷行し、同時に藩士に文學武藝を修練せしむるに際し、藩士が斯く各地に散在しては其修練に缺くる處があるばかりでなく、彼等の經濟的窮乏も亦甚しいから之を救はむ爲め、藩廳をして、之が對應の策に付き調査を行はしめたのであるが、命を受けたる吏僚は其救助人員並に農兵村の豫定地を選定して下の如き伺書を提出した。

左の人々兼て小身逼迫等にて、在住の儀存立相成、尤農商打混致居住候ては如何に付、何れの場所へか住所被相定被差出候事は、打寄り文武の稽古等も仕度、惣て前斷小身等に而、家建方等自力に而不相任に付、右建方に付

ては御手副被下度段願出相成、彼是無餘義相聞候に付最前御取捌相成、下金立村の內大野原に住所被差出其外願の通被仰付方に可有之、惣而別紙の人々香燒請被仰付候以來諸申談をも行屆候得者、別而逼迫の面々に付前條願出の內御取加相成在住被仰付方には有之間敷や、一體御手始付ては屹度御趣意行屆候樣無之而不叶に付猶又御吟味の事

年田喜作

外

三十九名

天保十五年辰

四月十日

（「舊佐賀藩の農民土地制度」）

右に對し閑叟公は直に之を可として裁許したから、藩內上佐賀の大野原に新に農兵村を立て藩士を送つて開拓に從事せしめ、開墾の成就した後には日時を

極めて佐賀の城下に出てゝ文武の道を修練せしめたのである。

羽前の米澤藩では慶長以來移封削封屢々行はれ、藩の財政も自ら窮乏を告げたから、藩主上杉鷹山公は其窮乏せる藩士をして、或は蠶業に從事せしめ、又は其二男三男を鄕村に移し土地を開發せしめて之を農兵とするの策を採つたが、鷹山公の取れる諸他の農政施設と共に最も著しい效果を擧げたる制度である。

藩主移封の都度、削封の厄運に遭ひ、舊來の臣下は皆藩主に附隨し來りしかば、充分なる俸祿を給することを得ず、僅に其半を給するに過ぎざりしかば到底藩士の生活を與ふにる足らず、勢ひ自活の道を講せしむるの已むなきに到れり、茲に於て藩主をして蠶業を經營せしむると同時に他方に於ては諸士の傍系を土着せしめ、農業を營ましむるに到れり、蓋し蠶業は之を經營するに多額の資本と時日を要せず、且つ飼育の術を習得するにも容易なり、而して本藩領內には廣大なる未墾地あるを以て、此等藩士の傍系を入れて開墾を爲さしめて農業に從事せしむるは適當の大策な

り、此制度は北海道に行はれし屯田兵制度と大差なきが如し、卽ち藩士の二三男伯父甥等の傍系を農民の間に土着せしめ、平時に在りては農耕に從事し、村役人の支配に屬し、村の格式により普請村役等農民と同樣に賦課せらるゝと雖、宗門は本家の末家として武術の調練を怠らず、一旦緩急あらば武士として戰爭に出づ（中略）之が奬勵策としては田畑家作料を與へ、夫食糧を貸附し、三ヶ年間の租稅を免じたり。

（上杉鷹山公の農政）

肥後の國では、細川氏入部後其收米ばかりでは藩士の給養を維持することが出來ず、其の貧乏に瀕せる藩士を救はん爲め、領內に荒蕪の地を求め、之を割いて彼等に給して土着せしめたのであるが、之を一領一匹と云つて居た、而して當時荒蕪地の最も多かつたのは阿蘇谷地方であつたらしく、其頃細川氏の藩士にして同地方に土着し近鄉の細民を招いて開墾に從事せしめしものが尠くなく、此等土着の武士は爾後永く其地に止つて地主を兼ねたる在住武士となつたが、他

方開墾に從事したる百姓は永小作人として其地の上に耕作權を保有するに至つた。

細川家の始めて肥後に來りし後、丹後及び豐前より肥後へ移住せしもの尠らず然れども其此に移りしは既に知行割を爲したるの後なりしを以て、細川家は之に與ふるに僻遠荒蕪の地を以てせしかば、彼等は之を開墾するの便法として、諸所より來りし無宿無類の徒を驅り集め、之と約束を結んで開墾に從事せしめたり、而して之が開墾費用は主として藩廳より之を與へたるものゝ如し、夫れ斯の如く遊手徒食の徒を集めて之が開墾を指揮したるものゝ中、阿蘇に住せし所謂阿蘇組なるものあり(中略)是等阿蘇組は卽ち地主となり、而して現に鋤鍬を取りて開墾に從事したるものは卽ち今日の所謂永小作人となりたり、(中略)
阿蘇に在りては阿蘇組の外に郷士卽ち御家人なるものあり、之に二種ありて一を一領一匹と謂ひ、他の一を地士と謂へり、一領とは甲冑一領の謂

にして一匹とは馬一頭の謂なり、一領一匹は出師準備、地士は護國準備卽ち國民軍に從事するの義務を負擔せしものにして、細川家は此の義務に對して荒蕪の地を與へたれば、是等鄕士も亦浮浪無宿人を驅集めて其土地に住居せめ之を開墾せしめたり。

（阿蘇の永小作）

洵に德川時代に於ては當時既に一般的狀勢であつた消費階級たる武士の經濟膨脹したるに反し、生產階級たる農民の生產力之に伴はず、武士全般の生活爲めに困難となつたのに加へ、各藩又其特殊なる事情に基いて藩士中に生計の困難を告ぐるものがあつたから、之を救濟する方便として、荒蕪地を與へ開墾に從はしめたことより鄕士制度なるものが起つたのである。而かも鄕村に彼等を放つたとは云ふもの〻、其身分は元々士籍に在り、又向來とても之を一藩の護國軍として用ひんとするに在つたから、彼等を全く庶民の伍列に落すことをなさず、特に地方在住の武士として待遇したるにより、兵と農との混成物たる鄕士が

生れたのである。

第二項　非戰鬪員たる郷士

（イ）舊族郷士

武門の擡頭してより一族起つて一族仆るゝの有樣は啻に中央の政治舞臺に於て之を見たばかりでなく、同時代各地に割據した豪族の間に於ても亦之を見たのである。而して一族仆るゝや、或者は敵に降り其の庇護の下に忠勤を試むるものもあつたが、或者は逃れて山に入り、桃源の地に新居を營み、此處に永住の村落を形りたるものもあつた。阿波の祖谷、肥後の五家、越後の三面、信濃の伊那衆美濃の多良衆及び大和の十津川郷士の如き是である。彼等は特に山間の邑落を索めて村を立てたから、一に又山侍とも稱へられた。今此等隱棲郷士の代表地として阿波の祖谷族、信濃の伊奈衆、肥後の五家衆及び大和の十津川郷士のことに就き述ぶることにする。

（其の一） 阿波の祖谷族

阿波の祖谷が平家の落武者の聚落たることに就ては既に人口に膾炙せらる る處であるが、今其の史實を尋ぬるに、其の昔元暦二年、平氏讃岐國八島に破るゝや、敦盛の二男平國盛は船に乘り後れ、手勢二百餘騎を以て戰ひ破れて白島に逃れ、更に水石の庄に渡り、後大山を越えて阿波に入り、三好郡井の內谷を越え、極月晦日に祖谷山大枝に着し、岩窟內に越年した、時に門松がなくして檜を用ひたから、其の裔今猶ほ門松に檜を用ふると云ふ、斯くして國盛は元日早々大枝の名主を討ち、其の家に籠り、後阿佐の庄に移り子孫世々同地に住み阿佐を姓とし、今尙ほ當時用ひたる二旒の旗を祕藏すると云ふ、後ち天正年間、蜂須賀氏が豐臣氏から阿波に封ぜられ入國した際は、祖谷の土豪等七名相通じて從はず、藩の兵來れば却つて之を擊破するの有樣であつたが、遂に隣接地なる一宇山の豪族小野寺氏の爲に謀られて、或は降り、或は討たれ、小野寺六郎三郎の子安右衞門其の功に依つて祖谷の政所(マドコロ)となり、子孫世々喜多源內と稱して、西祖谷重末に住し、明治に至る迄其の職を襲ふたのであると云ふ(註十五)

（註十五）　秀吉公天下を定め、元親を降し、蜂須賀家政阿州に封せられ給ひし時、祖谷の士從はざりしかば、謀り以て打定め、八人の士に田錄若干づゝ給はりけるとなり。

喜多源治　五十石
小野寺忠治　五十石
菅生四郞兵衞　三十石
西山平助　三十石
有瀨丞之丞　三十石
住善禎之助　三十石
阿波順之助　三十石

此他三名西南大州隣りたる所に三士を置く、—是土州のおさへなりとぞ。

（「阿波國徵古雜抄」）

世に所謂平家の落武者と稱ふる部族は尠くない、其中の或者は當時の賤民族であるにも係らず、自己の卑賤を覆はんが爲に特に貴族の後裔なりと僭稱するものもあつたけれども祖谷の鄕士に至つては其地理的關係に於て讃岐の屋島に

近きと、又遺跡文献及び口碑に徴して其史實の精確なることを追考し得る、而して祖谷の社會組織に關しては全國民事慣例類集に記して『獨身の者又は全戸失踪せし節、其の所有の田畑は名主之を預り置く、其の土地に關する貢租は村悉皆之を勤む、名主たる者慶長年間、祖谷山、分高成外の山林田畑を竿外地と唱へ、之を二十一家の名主へ賜はりしものにして、各莫大の山林を所有す、明治三年に至る迄然り、名子は普通の百姓と云ふに同じ、下人は名子の所有地に居住するものゝ稱なり、即名主の奴僕と見做せしことなり、名主は下人一戸より年五人役を課す名子よりは年三十人役を課す、而して名子貢租不納又は死人等の事あるときは名主より取替上納せしことなり、三五年を經れども本人行衛相知れず、歸籍のこと覺束なきと見留るときは、名主より人選の上其の田畑を他人へ渡し、耕作せしむ、之を地取人と稱す、而して名主曾て失踪者の爲に上納せし貢租等を地取人より悉皆名主へ償却する時は、幾年と云ふ期限なきなり、總て地取人は失踪人累世の位牌を保護する義務ありとす、又其家屋は名中（ミヨウ）の慣例に普請組と稱する者あ

りて互に社を結び(十五戸二十戸又は二十五戸位なり)家屋新築或は營繕等の節協力拮据して造築せしものにて之を名中(普請組)の共有物と見做すを以て、名主並に地取人の自由に處置することなし、因て家屋は普請組中合の上、地取人と約定し、處分するを慣例とす、地取人若干の田畑を讓り、受くるも更に金錢を出すこ となし、聊謝儀として村醪一升位を名主へ贈る例なり』とある如く、祖谷の山侍の聚落は之を名と稱し、名毎に名主あり、名主の下に名子あり、名子の下に下人があるのである。此名主は卽ち山侍であつて村の貴族兼土地所有者である。名子は名主に隷屬する村民と云ふに同じく、而も名子の宅地内には奴婢の如き下人があつて其家を構へたとの事であれば、名子も亦名中に在つては一個の百姓として其家格を保つたものであらう。斯の如く名主は地主であると共に其の名たる村の主長であれば、藩主に對しては納稅其他の責任を一身に負ふて居つたのである、而も名主が其の名内の名子と下人に對し每年夫役を課し又名子の失踪して歸らぬ者のあるときは名主の權能を以て勝手に名内の人を選んで後

織者に定めて土地を與へ、之を地取人と呼んだこと及び名内に普請組なる一團の工人ありて名内の家屋を新築修繕するの風習あり、又名内の家屋は其の名の共有物とするの慣習存する等の事實に徴して之を觀れば、祖谷に於ける名は他地方に於ける村とは聊か其趣を異にし、名は宛も大なる家族の如きものであつて、名内の土地財産及び家屋は名の共有物にして、名主は之が管理に任ずる一種の族長の如きものであつた樣である。思ふに中世に於ける各地方の豪族制度は概ね斯の如きものであつたのではあるまいか、卽ち諸多の地方では外方より促す時世の變化に伴ふて段々移り行つたのに、獨り此地方ばかり外界との交通が懸絶せる爲め、德川時代に至る迄斯る古風を保つを得たものであらう。

(其の二) 信濃の伊奈衆

信濃の伊奈衆のことに關しては鄕土研究に興味ある報告が載て居る、曰く『伊那谷と云ふのは一個の長い袋地である、卽ち長い袋地である故に、其れだけ今日でも歴史の面影をより多く認める事が出來る、例へば此二十餘里の伊那谷には

今日でも親方と云ふ階級がある、其の親方は普通世間で云ふ親方と云ふ意味と違つて、一寸云つて見ると、領主の土着して居る樣なもので、今日では零落して居る輩も見受けるが、維新後其の儘で居るものは一部落中の屋敷から山林まで所有して居り、而して普通の人民は武家時代其の儘(否寧ろ室町時代其儘)被官と稱せられて居る、徳川の末期に到るまで生殺與奪の權こそ停止されて居たが、全然鎌倉幕府前後からの家子郎黨の實際が繼續せられて居つた、つまり、大名小名の殘つたもので親方は「御館」又は「御屋形」なのだらう。(中略)、天文永祿以來日本國中無數の大名小名に統一的傾向の旋禍が生じて來て、大名は滅亡した者の他は藩となり、小名も概ね皆其の小城を捨てゝ大名の傘下に集中し、或は亡び、間々大名に立身したものゝ他は大概は所謂今日の藩士なるものとなつてしまつた唯今日まで鎌倉乃至室町式の面影を其の儘に保持して來たのは日本廣しと雖多分は伊奈溪ばかりであらう』と、然らば此の伊奈谷の山侍は果して何年頃に起つたものであるか、農務局の調査による信州伊奈の被官百姓には、甲州武田氏の家

臣が此の地に入つて各々其の家を名乘り土民を領有したことが其の濫觴である とし、又其の土地に傳はる古文書中にも相模垣外先祖は應仁の頃より續桃澤筑後の代迄續云々と記せられたるに見れば、其の伊奈衆は足利時代甲州の武人が入り來りて土地を開き、居を定めたるに因を發すると云ふてもよいと思はれる。而して此地の親方を中心とせる社會組織を見るに山侍たる伊奈衆は即ち土地の豪族であつて、田畑山林を所有し之を被官に耕作せしめて小作料を收納する、彼等は德川時代には名主格の取扱を受け村の上下より尊重せられ其の家を「御家」又は「御館」と稱し御家に隷屬する農家を被官と稱したのである、被官とは足利時代に於て多く用ひられたる語であるが、此の特殊なる呼び方に徵して見て見ても、伊奈衆が中世に起源を發したとの説の首肯し得らるべきことを知るであらう。

被官は御家に臣屬し、宗門帳にも何某の被官と記してあるが、被官の身分は代官の役所にも知らされて居た。被官は御家に屬するから「御家の許可を經るに

あらざれば被官の身分を脫することが出來ず、又御家の承諾を得たる後でなければ婚姻を結ぶことが出來なかつた、加之、被官は御家より質に入れられ借金の擔保として勞役に服せしめられたることもあるから、被官が一種の財物として取扱はれたるを知るべきである。（註十六）

（註十六）　一札の事

我等被官儀、右衞門忰粂吉夫婦之者御借り被成度段承知致候、然上は貴殿御被管こと同樣に諸事御取計ひ可被成候、然共儀右衞門夫婦の者若長病致候歟、又は年寄詰り難義の節は粂吉夫婦に見捨させ被下間敷候、尤も宗門之儀は今迄通り致置候得共、個樣に相定御貸申候上は、無御心置御自由に御遣ひ可被成候、爲後日一札仍而如件

大草村
久米吉、貸元　作太郎（印）

享和二戌年二月

証人 伊作㊞

（信州伊奈の被官百姓）

大草村

左内殿参

（其の三） 肥後の五家衆

祖谷及び伊那衆と同じく深山遁居の名族として世に知られたるものに肥後の五家村がある、五家は又五箇庄とも云ふ、今の熊本縣八代郡の管轄であつて、球磨川の源なる山谷地方を占め、方四五里に渉り、椎原、久連子、樅木、葉木、仁田尾の五村から成つて居る、故に五家村又は五箇庄の名あり、山岳重疊せる間に在つて九州第一の僻境なりと稱せられて居る。

五箇庄は平家の殘黨の逃れて入山し、村を作り其子孫の後世に繁榮せる地であると云はれて居るけれども、其の傳ふる處は口碑のみであつて、適確なる史實の徵すべき文献が缺げて判らない、蓋し中世の頃迄其住民は土地狹ふして農業に從事するものなく、多くは禽獸を狩りて之れを食糧とし、德川時代に至つても

交通不便なる爲め食鹽の供給乏しくして住民鹽を尙ぶこと黃金の如く、各家食鹽を包みて神棚に結び附け、之を眺めて其の食慾を支へたりとさへ傳へられて居る、以て一般を知るべきである。中世以來五箇庄一圓は菅原緖方の二氏により領せられたが、後ち阿蘇宮司の支配となり、阿蘇家衰微の後は亂離打續き、加藤淸正の時代には銘々の地頭とし、後ち細川氏熊本へ入城の後故あつて天草の支配となし、舊地主は大庄屋段格に取り扱はれ、其れより諸稅をも徵せらるるに至つたとの事である、五箇庄のことに關しては諸學者の筆に上りたるものも尠らず、其の中に就きて西遊記の記事最も世の著はれて居る。（註十七）

肥後の五家庄

（註十七の一）肥後の隈本に逗留せしころ、五ヶ村の事を尋ね問ふに、壽永年中、平家の人人都を落て、須磨の屋形をも義經に破られ、又讃岐の八島にてうち負け、長門國赤間か關の海上にて、一門のこらず入水と披露し、その實は肥後の深山に隱れ住たり。その後世の中鎌倉に歸して、平家の人々は永々山中の士と朽果てぬ。その

隱れたる所、今の五家庄なり、南北凡そ二十里ばかり、東西一二里もあるべし、東は豐後、北は阿蘇、南は求磨、西は隈本なり、何方より入るにも、みな二十里あまりありて、その嶮岨は中々いひつくすべきにあらず、更に道とてもなし、それ故に平家の人々の子孫年々繁茂して數千、萬人に及び、年月は數百年が間、一向人間の通路は絕えて居たりしが、足利の末にや、豐臣家のはじめにや當りけん、川上より椀のながれ來るをふと見付てこの山奧に人の住けると知りて、やう〳〵に尋ね入りて始てこの五家庄の人この世に通ひそめしとなり、彼地の人の世間へ出て人交りをせし始は、元和寬永の頃にもや、このあたりにては隈本名家なれば、此手に屬したきよし申立て、公にもその由間屆けられて、肥後の支配とし給ふ、されど元より國の外なれば、何方の領分といふにもあらで、ただ支配といふのみなり、此後は隈本より鹽幾十俵を賜ふ、彼方よりは五人の頭分の者、替り〳〵年始の禮詞をつとむるために、隈本に出るなり、熊の皮十枚禮物として、年毎に進物す、むかしより彼地に五人の頭分あり、故にその地を五ツにわけて、おの〳〵一所を司り保つ、この故に世人五家村とよべりと云、その人みな質朴にして、武をはげみ、男子はみな長き大小を帶す、みづから平家高貴の人の末葉なりとて高ぶり、世人を輕んずと云。

その地鹽なし、近頃までは數百年の間、かの地の人は一人も鹽味を知るものかなかりしが、近來は隈本より賜る鹽を分ちで食す、その外も格別家富たるものは、肥後より鹽を買ひ入れて食料とす、かゝれは甚拂底にて、末々までは行届かず、然れども鹽は食して藥なりといへるにや、百姓の家々に何れも見鹽とて、紙に少しの鹽を包み、臺所の柱にかけ置て、家內みな每朝この鹽を見ることゝなり。この地に主君とよぶものなければ、年貢を納るといふ事もなく、みな穀物はその地廣きより、手柄次第に作り取るなり、又賦役といふこともなし、それ故人の心直にして、衣食もあまりありて爭ひなし、上古の世に似たりと云へり、又平家傳來の寶物甚多し、樂器刀劍世に珍しきものありと云。他人は一向に入ることを許さず、又たとひ入りても宿るべき家なければ、難義に及ぶとなり、只醫藥の事におろそかなる故に、醫者は入ることをゆるして、たま〳〵彼地に至ることあれば、甚重んじ愛せらるゝとぞ。（「西遊記」）

（註十七の二）　五家莊は、五ヶ村の總稱にして、各村相距るの里數は甚遠からざれども、交通の道は嶮岨にして、川を渡り向岸の村に達せんとするも容易に得べからず。五家山中は、山の傾斜急にして、平田を開くの餘地なく、且つ四方峻山聳立して、外

郷との交通不便なれば、其生活上の經濟に、他の地方と異り、即ち米穀食鹽釀造物乾鹽魚野菜等、通例吾人が常食と見做すものは、此地に缺乏し、器具家財等の製工品に至りては、其供給至て少きが如し、先づ此邊に富有なるは材木にて、居宅の構は之が爲め甚矮卑ならず、又産物も木履板材等の外は之なしと思はる、其器具家財を求る者は、此等の産物と交換するならん、生活上の有樣を云へば、彼の急峻なる山腹の適宜なる處を燒き拂ひ、爰に稗・粟・唐黍・小豆等を播種し、食料の原基とす、野菜菓實も少しは植付け、溪流の小魚を捕へ、又筍を取り、之を干筍として貯蓄す、此他は時々の供給に據て得るものにして、常食と云ひがたし、五家莊にて緒方管原の二姓に、貴族家なりと云、余の宿りたるは緒方能員と云人の家なり、即ち貴族の一なり、此兩家は同血に非ざれは結婚せずと云ふ。

(「地學協會雜誌」、石井八萬次郎九州紀行)

(其の四) 大和の十津川郷士

大和の國、吉野郡には十津川郷士なるものがあつた。十津川は大和國吉野郡の西南隅に偏在し山巒重疊の間に散布する僻邑であつて、南北十三里、東西七里、戸

數一千有餘に達し、全郷悉く南朝の遺臣であると云はれ、又彼等自らも古來郷士と唱へ、平時農林業を營んで居るけれども、一種の士氣が村民の間に傳はつて居り、五條代官所の配下に屬し、夙に公租を免せられて幕末に及んだのである。（註十八）

（註十八）十津川郷は五十餘の部落在り、其住民往古より十津川に郷士を拜したるものなれば、木を伐る樵夫も田を耡く老叟も皆是れ籍を士族に列ぬるものにして、其氣風の如きも京畿地方の農夫とは自ら異る所あるが如し。

（「日本地名辭書」、中「人類學會雜誌」の抄錄）

以上記する處により之を觀れば祖谷族に在つても、伊奈衆に在りても、亦五箇村衆に在つても其の村居の風習及び經濟生活の樣式は彼我概ね同樣であつて多くは中世時代のものを其儘繼承して德川時代に及びたるを知るべく、斯くて彼等は山間の貴族であると同時に又文明の落伍者であつたとも云ひ得られるのであるが、在郷の武人たることに於て變りはなかつた。

（其の五）各地散在の舊族鄕士

德川氏の覇權確定せられ、諸藩駕御の制度打ち立てらるるに及び、幕府の中央集權制度は外形內容共に備はり、全國二百七十有餘の諸侯は之より全く德川氏に臣從することになり、爾來全國の封建制度は江戶に集權政府の把持者たる德川氏があり、地方には全國に跨る譜代外樣の大小名があり、大小名の下には家老以下足輕に至る家臣があつて武家社會を固め、此武家階級の下に庶民たる百姓町人及び職人仲間の輩が配屬せられ、武士及び町人は城下町に、百姓は鄕村に住居し、其の間一絲亂れざる社會制度が打ち立てられてあつたのであるけれども、若干の除外例として列藩の領內には尙ほ古來の名族にして城下に參集せず、地方の舊族として代々其家系を保つことを許されたものが散在したが、德川氏は天下を定めた後、必ずしも劃一的なる政策を採らず、各地に散居し百姓に似て其實百姓でもない舊族中、諸國平定の後土地の藩主に忠誠を誓つたものは成るべく之を保護して在鄕を許し、場合によつては之を利用して治村の任務に當らし

むることが有利であると思はれたのである。蓋し當時各地に草切又は長百姓等の名を以て呼ばれたるものがあつたのであるが、幾多の政變を經たる後に到りたる德川時代にあつては、兵農の分離は既に行はれ、鄉村の在住者は何人たりとも武器を貯ふることが出來ぬ、況してや其家を守るべき手勢の如きものは思ひもよらぬことである。左れば幕府成立後間もなく、德川氏は此の種舊族鄉士の存續に着眼し、之を鄉村の政治に善用せんことを努めたのである。是れ德川氏は既に全國の諸侯を其幕下に服從せしめたから、今や何の武力をも具へない地方の勢家を滅ぼすに及ばねば、幕府は成るべく之を利用して集權政治の進步に利用せんことを努めた、夫の德川百箇條に『遠國在の農家一樣たりと雖、其の村々所々に古來由緒ある長たる者あり、平百姓と同して同じからず、古來の者を擇で可宛守役居下位上を淩しむべからず、天下の大規なり、外樣譜代に不限、國司領主及代官の者へ此旨可申渡事』とあるのは、全く德川氏が此等舊名族を保護して政治に利用せんとしたる用意に外ならぬのである。(註十九)

（註十九の一）作恐書付を以奉申上候

第十三區

攝州八郎郡來下村

鷲尾愛右衞門

一、今般舊來鄕士と稱し家筋由緒有之者士族入籍可仕旨被仰出候、私儀遠祖桓武天皇御子葛原親王八代安濃津三郎貞清二男維綱始て鷲尾幸名太郎と號し、後白川院御宇西海に賊徒蜂起承□勅征之功勞により爲右衞門孫義久丹生山田庄乳母の家に成長し、元曆年中源平合戰の砌、一の谷城廓攻に攝州武庫山より鵯越の間道の案內者と成、源義經、武藏坊辨慶、龜井六郎義久共一の谷坂落、其の戰功依有之、義經卿より鎧一領、太刀一振、辨慶、龜井六郎各より太刀一振宛押領す、私居住地へ候爲入、石に腰懸日の丸扇賜、今以て家紋に仕候、今に屋敷に腰懸石顯然御座候。一の谷戰後、奥州平泉合戰に討死仕、一子義時來下村に歸居住仕候間、代々苗字帶刀鄕士に有之舊幕の節大阪番所へ帶刀にて罷出、辨慶龜井等の太刀折々持參可仕旨被仰聞、持參仕候、大阪奉行御順見の節は御立寄有之、右太刀御覽被成候儀も御座候、然る處、御一新の折柄、鄕士始末明治元年四月兵庫元番所御廳の節願上候

處、段々御取調の上、同六月永代郷士可爲旨被仰渡、難有奉存候、尤其の節御總督岩下様に御座候、此段乍恐奉申上候、是迄の通仰付被下度奉願上候、右御聞濟被成下入籍被仰付候はゞ難有仕合奉存候　以上

明治五年申年四月十日

右　愛右衞門　他行に付

代　小左衞門㊞

右之通奉願上候に付乍恐奥印仕候

第十大區

戸長

戸田平兵衞㊞

兵庫縣御廳

（「記錄寮書類」）

（註十九の二）郷士の者士籍へ編入の儀に付伺書

中津井郷士

室　深

右祖先來、中津井村在住隣村にて知行候處、德川氏の代に至て其の采邑を喪ひ、郷

士にて罷在石川氏松山在城の頃より大藏屋申付、曾祖父三郎右衞門寛政七年中新知百石永世宛行、他行の節は槍若黨にて差許し、是にて連綿相續候處、昨辛未七月中、藩を廢せられ候砌、舊縣に於て格祿共廢止候得共、其由緒來譜に於ては鄕士に相違無之者に付無祿の士族に編籍被仰付可然者と奉存候、別紙二通相添此段相伺候也

壬申五月廿日　　深津縣

大藏省御中

一、高百石

右爲新知永々無相違可被宛行之者也

寛政七卯年

六月十九日

在江戶

細木曲膳

平岩安太夫㊞

佐藤請六郎㊞

室三郎右衞門へ

覺

本　諭

一、御自分先達而格段結構に被仰付候に事に在之候得者、隨意他行等の砌、道具爲持並若黨の儀可爲勝手事、尤御用向役用筋は右等の儀決而不可有遠慮候以上

寬政七年
卯八月　　岡本長左衞門㊞
　　　　　中川九郎左衞門㊞

室三郎兵衞殿

（「記錄察書類」）

（註十九の三）由緒大概

先祖鈴木重宗儀、南朝の遺臣にして、當國移住の後海東郡の內、溝文、袴反、江西、竹田総橋五村を領し、織田家に屬居候處、其後東照宮御創業の初め織田中將爲御援當國御出馬の節、十代前の祖鈴木重安叔父蟹江城主佐久間信正留守前田利致謀叛蟹江戰爭の儀は、頗る大事件に候處、重安儀魁戰死亡仕其弟鈴木重治戰功有之、從東照宮直に可被召使旨を蒙り候處、處士にて罷在度願に依て佐久間家被城材及兵艦を賜居宅再營、終に當村居住仕、慶長年德川義直公當國御就封の際、清須城に於て當國本貫の處士と謁見の節も亦赤目横井氏次席に被命、黃金拜受仕、其後七代前の祖鈴木重直儀爲家祿蟹江の內西野に於て田畑拾町步被下置候處、强て辭退申上候得共、勤役筋出精仕、就中天和年海西郡鳥ヶ地御番町御取建、同心三人被

差置候處、御預被命曾祖父鈴木重春代、享保年右被廢止候迄御預申居、其他代々の者私相應の御國用相勤來、御隣境等異變有之警衛相勤候儀、或は郡村の内暴動筋等出來鎭撫被命候儀も其節に相勤、且家へ付元譜代家來を始、百姓男女六百人餘御座候、去癸亥年故將軍家御上洛の節等にも海東郡蟹江本町村鄉士にて書上、且つ其の頃御國備へ付献砲彫銘にも銘字伺濟の上蟹江本町村處士と相記申候儀にて、舊藩にては二三男共謁見の家格に御座候　以上。

壬申三月　　海東郡蟹江本町村鄉士

鈴木四郎㊞

名古屋縣御廳

鈴木四郎儀舊來の由緒も有之候者に付、其縣貫屬無祿士被仰付候條其旨可申渡事

壬申四月　　大藏省

（記錄寮書類）

（ロ）登用鄉士

庶民たる百姓を登用して士格に列らしめた鄉士は其性質が他の非戰鬪員た

る鄕士にも增して武士の實質から遠ざかつて居る、此の種の鄕士は其の名こそ武人であるけれども、元來百姓の功勞を認め之を新に武士に列せしめたものであるから、寧ろ彰勳士と云ふ方が適當であるかも知れぬ。蓋し德川時代に於て庶民を表彰する方法としては其功勞者を士分に取り立つることであつたのであるが、斯くして表彰せられたる鄕士は、苗字帶刀の特權を認められても、其は必ずしも武人として軍旅に馳驅するを要しない者であつたから、之を今日から觀れば、夫の民間の人士が永年勸業に盡力したる功勞に依り藍綬褒章を與へられ、又國家多難の際國庫に財物を献納して位階勳章を賜はつたものにも比し得べきものである。水戶の藤田幽谷が『五百金を蓄て君上に献ずれば、俄かに鄕士にもならるれば、かたがた勝手よろし(中略)今は鄕中の農人は士百姓とて人是を賤しめ商賣をして金をたむれば俄に鄕士にも成て、昨日までの親類にても、同輩にても事によりて手討にもするなり』と論せる如き、又此間の事情を語つたものである。卽ち當時地方の有志にして土工水利の如き鄕村の公益事業に盡瘁

し、又は金錢を藩庫に獻上すれば、藩は其の功勞を賞して苗字帶刀を免許して特權階級者たる鄕士の待遇を與へたのである。（註二十）

人間身邊の裝束に制限を加へ、唯特權の所有者に限りて此の制限を解き、社會的表彰の方法となした例は澤山ある、德川氏は苗字帶刀は庶民に對して嚴重に之を禁止してあつたから、特に之を許されたる者は其の社會では至大の名譽を博した。庶民の功勞ある者を鄕士に列せしめしが如き全く是に外ならぬ、斯くして庶民の名譽心を刺戟して地方開發に盡さしめんとしたものが德川氏の採れる治民策の一端であつたのである。

（註二十の一） 苗字帶刀夫役指免狀 （那賀郡淸川重吉氏所有）

覺

左の者儀那賀郡八貫堰築留並久留米新田用水御普請御入目の內へ御國恩爲冥加金子指上候段奇特の心得尤の事に候、依之、左の通申付候條此段可被申付候

以上

六月三日

中山村御藏百姓

龜五郎

右の者儀此度本人苗字帶刀夫役指免候
右の通御當職御下知有之候に付令寫指遣者也
慶應三卯年七月

稻田幾太郎㊞
箕浦久左衞門㊞
大口三助㊞

中山村夫役御免人
清川龜五郎方へ

（「阿波藩民政資料」）

（註二十の二）舊來の由緒を以て鄕士百姓町人共の内屋敷地山林等地子免除の分一切廢止、自分相當の地租上納申付反別其の外精細に取調收穫の模樣等篤と檢査致し、尤も國家に功勞有は其の跡不可堙滅者は其の事情精敷取調、他の御賞典可相伺旨昨年十月中御布告有之候、然處館縣管下岩代國伊達郡深川村堀江宅の右衞門、同郡下保原、渡邊佐市右衞門、右兩人往昔より鄕士と稱し屋敷地免稅相成居候

に付右原田相尋候處、伊達郡上郷下郷拾五ヶ村天水場にて、年々植付の期に至り渇水困苦致來候な、右兩人の祖先共關波村地內字瀧の原と相唱候場所より小平川流水新割砂子堰へ載せ揚候に付爾來下流拾ヶ村の耕地に於て聊渇水の憂患無之、十分養水に罷成、其の他數代の內信達兩郡村々の內、永荒起返新田開拓、用水路溜井數ヶ所切開候に付、右功勞として免地相成候趣、委細書面を以て申出候、依之御趣意申渡、高反別取調候處、相違無之候間、貢稅御取立方奉伺候、就ては右兩人の者共是迄鄕士唱士族並合に取扱來處、自今平民同樣の姿に相成候ては歎息可仕候間、地稅の儀は外農同樣取立方申付、更に舊功の賞として永世双刀御免士族へ編入被成下候はゝ今後開拓勸勵の一端にも相成且は當人共に於ても祖先の功勞子孫へ傳へ、感佩可仕候、依之別紙貢稅御取立方調帳由緒書等相添奉伺候、右は最早地元引渡濟相成候へ共管轄中取扱候事務の內、本文の事件引殘候間、此段御諒察大藏省へ御進達被下度候也

壬申四月　　　　元館縣

青森縣

鄕士免稅屋敷貢稅御取立方調

岩代國伊達郡

梁川村鄉士

字新町

一、屋敷 長七十間 横七十間 壹町六反三畝十步

堀江宅之右衛門

高十六石三斗三升三合　石盛十

此貢米

八石八升六合四勺六才

但免四ツ九分五厘壹毛

同國同郡

下保村鄉士

一、屋敷 長四十九間 横三十六間 五反九畝十二步

渡邊作市右衛門

高五石五斗四升

此貢米

三石三斗九升三合五勺二才

但免五ッ七分一厘三毛

右は岩代國伊達郡梁川村鄕士免税屋敷高反別書面の通相違無御座候依之貢税御取立方取調奉伺候也

壬申四月　　元館縣

乍恐以書付奉歎願候

私始祖堀江與吾右衛門源家貞義は、本國勢州の産にて、往古北畠中納言顯家陸奥の被任國司下向の砌の枝族に有之隨從罷下、同國伊達郡大石村の館に住居罷在候處、元弘年中顯家於攝州浮落に付、右與吾右衛門討死仕候、依之若年の嫡子家族共流浪仕、大石村右館の麓字多郡玉野に住居罷在申候、其間二代に御座候、右玉野と申所に與吾右衛門屋敷跡と相唱、今以御座候、三代目與吾右衛門正高文祿年中當梁川に引移鄕士にて罷在申候其倅五郎左衛門家政慶長三年會津の城主上杉景勝殿の領地に罷成候處、伊達郡東根鄕村々にて鄕士二十五騎の頭役被申付、於梁川與力七器被預置、何垂相馬兩領堺警固等相勤申候、其以後又候前々の通以由緒召出、知行貳百石給り、伊達郡郡司の役被申付相勤申候處、伊達家と上杉と一亂

の砌に候へば、當郡も右兵亂の內慶長五子年信夫郡松川接戰の砌、武功も御座候に付、追々加增有之右一亂鎭靜後、伊達兩郡村々にて亦荒新田開發の役儀被申付相勤申候、則於村々、水路堰溜井等取立普請爲仕、其上市場新田等取立其外立林爲仕立、鄕方へは桑楮漆柿等迄爲植、畑方へも夫々致盡力植仕付致候に付年々上納仕、只今に御益筋に罷成申候、右の通段々勤功等有之五代目先祖與吾右衞門正富上杉播磨守殿へ相仕へ、當町に住居仕、則當領にて此地申請勤仕罷在候處、元和九年播磨守殿、有故減祿相成り候折柄、家中一統知行同斷にて六代目先祖與吾右衞門正景も隨て相減、右與吾右衞門儀は其頃播磨守殿伊達信夫鄕郡代被申付、相勤其砌就中伊達郡上鄕下鄕十五ヶ村の儀は天水場所にて年々植付の期に到田主共一同困苦致來候趣相唱、依て右與吾右衞門正景利害勘考の上關波村地內より上保原村二ツ俣に到迄凡八千九十六間の間大堰堀割、小牛川流水載揚げ、砂子堰と相唱右十五ヶ村壹萬九千六十七石余の田畑を周流培養仕、大業成就仕候後は年々植付の差支無之趣に申傳事に御座候、其上藤田村大技村梁川村に市場を見立毎月市立最寄の村々御百姓手都合宜敷、諸費買仕候、右の以勤功知行高貳百石の外、新田場の內、梁川にて手作一町百石、飯田村にて百五十石、關波村にて百石、柱

田村にて百石、下保原村にて百石、都合七百五十石被下置候右新田の内高四百五十石は御年貢に仕、則當村飯田村、關波村柱田村御百姓仕立、百石は下保原村割元與兵衛と申者にて先祖役儀に罷來候節遣し、其外百四十石餘又候當村の者へ遣し、只今の新田な爲取立殘高五十石餘にて相勤申候、尤も不納地に被申付住居仕候、其後伊達信夫兩郡は大郡故、先代與吾右衛門手配仕來、頭の上、福島町、桑折町、秋山村、保原村右四ヶ所へ割元と申者相立、諸用爲勤申候、然る處、播磨守殿、有故て知行の事に罷成、信達兩郡上知に付七代目先祖彦三郎正長、元來梁川の者にて御座候故、辭職の上知行返納仕浪人相乞、引籠罷在候處、右伊達信夫兩郡舊幕伊奈半左衛門代官所に罷成其砌半左衛門殿より右先祖彦三郎被呼出、右の村々用地用水相掛、都合宜仕候、其上新田所にて、取立候て永世の爲筋相計候段、被聞分候由にて、由緒の通鄕士にて割元役相勤候樣被申付、給分十六石三斗三升被下置、諸役免除被申付、前々の通相勤罷在申候、其以後追々舊幕代官方支配に相成り、松平出雲守殿領地にも相成、其後も亦候代官方支配に罷成、當御支配に罷成候得共、先の通御取扱被成下難有仕合奉存候、然る處今般地税御取上の趣被仰出候段、御達の趣拜承仕候、隨て奉上願候も恐縮の至りに奉存候得共、元弘年中より當都へ移住に相

成候以後、段に五百四十餘年來、貳十四代連綿相續仕、前書にも委詳奉申上候通、子堰成就の儀御洞察被爲仕、自今の相續相成候樣御憐愍の御沙汰被成下置度偏に奉伏願候、右願の通被仰付置候はゞ、難有仕合奉存候以上

明治辛未年十二月

岩城國伊達郡梁川村
堀江彦三右衛門

梁川御役所

岩城國伊達郡下保原村
鄕士
渡邊佐吉右衛門

私先祖、往昔信夫郡の內亘理村椿館と申所へ居館罷在、代々伊達氏の家臣にて照宗侯に至り浪人に罷成、其後上野と申者の代、慶長五子年、上杉中納言景勝侯會津御在城にて、信達兩郡一圓に御領地被成候に付右上野儀も往昔の由緒を以て伊達郡東根鄕村々へ住居仕居候鄕士共の支配頭を蒙、當保原へ引移仙臺領相馬領の境々の固を相勤罷在、其後慶長五年より砂子堰泉原村の內瀧の原と申所より水上け口梁川鄕士堀江與右衛門先祖私祖先兩人にて目論見、同九辰年致成就、右

堰水下拾五ヶ村餘御田地用水に罷成候、同郡富澤村明夫内と申溜井一ヶ所右兩人にて取立、普請致成就右溜井の儀は五ヶ村御内地用水に罷成候、其後元和八年永荒新田畑開發の役被仰付、追々開發仕候に付、右爲御褒美地方三十二石餘知行仕候、後伊奈半左衛門樣御代官の節も右の地方拜領仕候、寛文十戌年國領半兵衛樣御代官所に相成、御檢地帳へ御請入被成候、然る處堰溜井御田地開發の切其御筋へ被仰立、其高御物成國領半兵衛樣御代より御藏米にて拜領仕り候、延寶七未年本多中務大輔樣天和二戌年拓植傳兵衛樣御代官所、同三亥年松平出雲守樣、松平主計頭樣御領地の節も被下置、享保十六亥年會田伊右衛門樣御預り地の節書付差上、荒川權六郎樣御代官所の節御伺ひの上同十八丑年御證文頂載罷在候、文久五申年御代官野田甚五兵衛樣御支配の節も前書の米御物成内より被下置、寛保二戌年より松平越中守樣文政六未年より阿部能登守樣御領地御料御私領共御代々在來之通被下置頂載仕候、右書上候通相違無御座候、猶又古來より所持仕候御書物寫奉差上候

上杉樣御領地の節平林藏人殿志駄修理殿より御書付の寫

富澤堤の儀水下高に隨て可申候保原は自餘の高より過して一ハイに可申付も

の也仍如件

慶長十年四月廿日　平　林㊞

堀江與吾右衛門殿

渡邊新左衛門殿

伊達郡下保原村の內新田開作念に入其外御奉公道申に付、開作の內高三十二石壹斗三升五合の處知行に出置候以來御奉公油斷有間敷候者也仍て如件

元和八年十二月廿六日　志　駄㊞

渡邊新左衛門殿

伊達郡東根の內下穗原村大塚村二井田村右三ヶ所の內新田見立の處七年休に置出の間、成程令開作毛附次第に休明候者御所納可致者也仍て如件

元和十年子二月廿五日　志　駄㊞

渡邊新左衛門殿

被下置候地方の事

一、貳拾五石　は　堀江與吾右衛門持分の內

一、參拾貳石七斗は　平林判にて開る分

一、四拾貳石三斗は　元々御檢地其身の手作より見立候分
三口合高百石分
右は東根總肝煎御奉公申付て出置所實正也仍如件
寛永三年七月二日　　志　駄㊞
渡邊新左衛門殿
猶東根下保原の内新田百石の處出置致開作相當の御軍役可致者也
寛永七年三月三日　　志　駄㊞
渡邊新左衛門殿
關波の内、大門の内、新田の内、細谷の内、金原田の内、保原の内、山戸田の内、七ヶ村新
田開作七年休に申付候、休明候者相當の役儀可致者也、仍て如件
寛永十五年八月廿二日　　河　田㊞
柿　本㊞
渡邊新左衛門殿
其方手作高の内三十石七斗七升八合此物成貳十石從跡々爲用捨、新帳並御帳に
も雖除來之當子の年より相改り、右高御帳へ結入候、然ども十石の儀は前々の通

無相違被下置候間其方手形を以て、御藏米にて請取可被申候　以上

寛文十二年子八月　高田九郎右衞門㊞

渡邊新左衞門殿

（「記錄系譜類」）

（註二十の三）源之丞村長たること元の如し（中略）

寛政三未年源之丞一村の指揮宜しきを以て其賞として苗字帶刀免許あり、于時源之亟考ふる時あり、先代は武家を捨てゝ農民となる、然るに我に至り帶刀するは其祖に孝ならざるに似たり、且又帶刀したらむには子孫の者は奢侈の心を生ぜん、乍去、君命默止し難し、是を以て我が生涯を限りとし、帶刀することに出願して許可を得ん、其子の代に至らば又舊に復して農民たらむと終に之を藩主に請ふ、許可せられて生涯二人扶持を賜はる。

（「郡邑記拔抄」）

（註二十の四）　碑文

古說に忠と孝とは人道の大本とせられたれば、遠くは君に忠を盡し、近くは祖に孝を致すが誠の人と云ひてぞや、祖先の功績を顯はすは孝の極みにてこそ。爰

に愛知縣士族鬼頭氏の祖先の履歴を其の家傳によりて記さんに、水尾帝の皇子貞純親王七代の孫從五位下左衛門尉源爲義の八男爲朝に出づ、世に鎭西八郎と呼ぶは是なり保元の亂に伊豆國大島に配せらる、嫡男義次其島に生る、後家人に誘はれ玉ふて尾張國愛知郡古渡里に來り住めり、土御門帝の御時、紀伊國に鬼黨と稱する族起りしを、義次に命じて討たしめ給ふ、其時賊魁の頭を得て献ずるによりて鬼頭と云ふ。 家名を賜ひ、其軍功を賞して、從四位下に叙し、左衛門尉に任じ、上西門院の判官代に補せらる、後古渡里に邸宅を構へて居れり、同所闇がりの森に八幡宮を祀りて氏神となし、元興寺に七堂伽藍を造營して祈願寺とす、因て義次の聖牌肖像今に在り、其の長男を義保と云ふ、壯年逝世によりて次男義繼統を繼ぐ、次を繼信と云ひ、次を義信と云ひ、次を繼光と云ひ、次を定義と云ひ、次を義光と云ひ、次を信光と云ひ、次を光雄と云ひ、次を義重と云ひ、次を高光と云ひ、次を光信と云ひ、次を義弘と云ひ、次を義遠と云ひ、次を義直と云ふ、世々武將に仕へて勳功あるを以て、各々官位に進み、所領を賜はる義直に至り織田信雄公の變によりて所領を失はれ、妻子を携へて愛知郡八田村に蟄居す、實に天正十七年なり、次を篤義と云ひ、次を義廣と云ひ、次を家義と云ふ、共に素志を得ずして空しく民間

に在り、義廣次男景義通稱を吉兵衛と云ふ、頗る大志あり、國主尾張大納言義直卿の命を奉じ愛知縣中島新田、熱田新田、小田井草野新田、海部郡蟹江作屋新田、西福田新田東福田新田、海西郡平島新田、鵜田須新田、竹田新田、龜ヶ池新田、上押萩田新田、下押萩新田、馬ヶ地新田、子寶新田、東蜆新田、西蜆新田、鳥ヶ地新田、六條新田、坂中地新田、鮫ヶ地新田、小具足新田、荷の上古川新田、知多郡乙川新田、美濃國安八郡大牧新田、合せて二十七個所總高二萬二千石餘を開墾し、尚ほ木曾川木津用水及び萱津用水をも開鑿せりとぞ、此功によりて國主謁見を許され、又帶刀をも許されし趣殉行記に見えたり、次を忠義と云ふ、通稱は吉太夫海東郡東福田村に移住し、國主の長臣志水氏に仕ふ、次を重勝と云ひ、次を常義と云ひ、次を義陳と云ひ、次を義剛と云ひ、次を義近と云ひ、次を信寶と云ひ、次を常義と云ふ、實は義則の三男なり、次を義忠と云ふ、同く志水氏に仕ふ、王政維新の際士族に列せらる、次は鎭之助義治なり、斯くて義治惟へらく吾家系連綿として、世々功績あるは、偏に祖先の恩頼なれば、其美名を後代に傳へむと孝心益盛なり、夫の闇がりの森八幡神社境内鎧塚と云へるは義次著名せし甲冑を埋めし舊地にて其所に社殿もありしかと、後世廢絶せしを愁み、明治十六年官許を得て神殿を再建し、尾澤神社と稱し同年

十月十二日遷宮の式を行ひ、爲朝義次景義の三朝臣の神靈を合祀す、是より先明治十三年七月今上天皇御巡行義治の家を以て行在所となし給ふ、其時賜はる所の白布を以て齋服となし本日着用す、何の幸か之に如かん、右のあらましは、社傍の碑文に顯はせり、此の美擧に際し縣令國貞廉平君書記官及屬官數員を率て臨席あり、爰に義治申しけらく、同所なる元興寺の地は祖先の墳墓比々たり、然るに漸漸荒蕪に屬せしは、痛嘆の極みなり、故に更に碑を建て後代に明ならしめんとす、因て碑面の題字は縣令の揮毫を賜はり、予は熱田神官の宮司受賜りて、世に忠孝の道を教ふる身なるを以て、其記文を筆せんことを請はる、然るに國貞君此擧を果さずして、早世せられしかば後任なる勝間田君に請ふて此の擧を果せり、此よし有のまゝにかく記すなむ。

明治十八年　　正七位　角田忠行誌

在郷名族のことを考ふるに當つて、何人の念頭にも浮ぶことは羽後酒田の本間家であるが、本間家は本邦第一の大地主であつて、其不動産は維新以前十萬石高を唱へ、當時の小藩は到底此一私人たる本間家に及ばす、左れば其土地の人々

本間家を讃へて『本間さんには及びも無いが、せめて成りたや殿樣に』と謳つた程である。然るに此本間家致富の原因は德川時代に於て米穀や雜貨の輸出入等により其產を興したるによるものであつて、決して中古より有り來つた土豪の遺存したものではない、本間家に關しては曾て喜田文學博士が其の實地見聞の結果を社會史研究の中に述べて『本間家に就て何も知らない以前にあつては、本間家は何れ古代の鄕士であつて、猶信州伊奈谷の親方(お館)や阿波の祖谷山の名主の如く、又其小作人は伊奈の被官や、祖谷の名子の樣に古來主從の關係を持續して、其が不思議にも德川時代を通じて其儘に持ち傳へて來たものか位に思つて居つたのであつた、隨つて其所領開發の次第や、小作人との關係や、大名專制時代に其所領を持ち傳へる事の出來た事情なども知りたいと云ふのが庄內入りの一つの目的であつたのだ、然るに其先祖はやはり他の多くの町人と同じ樣に、遺利を求めてやつて來た比較的新しい來り人で、庄內の豐富な米を上方に輸出しては古着其他の物資を庄內に輸入し、其商賣で儲けた金を以てだんだ

ん近傍の地面を買ひ集めたのだと承つてはよくも其時代にあれ丈けの身代が出來たものだと驚かされた外に、歴史的探究の樂しみは少くなつてしまつた(中略中興、光丘翁が公益の爲に盡す所多く、殊に領主酒井侯の爲に貢献する所が少くなかつたので、もと一商人の身分が取り立てられて高取りとなつた、士分となれば商賣も出來ず、又不動産をも所有することが出來ぬ、そこで特に許されて亡父の名前の庄五郎とか云ふ無形の人を押し立てゝ其名義で土地を所有し、商業を營んだものだ。」と記されてある、之によりて觀ても、本間家は世間の人の想像する如き由緒のある土豪の末裔ではなくして、近代的營利手段により暴富を贏ち得、後ち藩主酒井氏に財政上の援助を成し、其功を認められて士格に取り立てられたる處の登用郷士であることが判るであらう。

第四節　鄕士の生活と村落社會

鄕士は一面經濟人たる農業者であると共に、他方にては社會人たる武士階級であつたから、彼等が農村社會に於ける生活は自ら此等半士半農なる社會經濟事情の下に制せられたものである。

鄕士は多く農村に於て土地を有し、其或者は自ら鍬を取り、又或者は人を使ふて農業を營み、以て土地から上る穀菽又は小作料を以て其生活を支持したものである。即ち各種の鄕士中、舊族鄕士と云ひ、救濟鄕士と云ひ、何れも相當の土地を有する武士又は鄕士であつたから、彼等が生計の根據は實に此の土地生產力の上にあつたと云はねばならぬ。されば彼等は其日常の生活に於て一面には其武士又は鄕紳たる面目を保つ爲めの修養や奉仕を怠らなかつたと共に、其所有地を經營又は管理して農業生產を擧げねばならなかつたのである。是れ鄕士が家中士と其經濟的性質を著しく異にする所以であつて、家中士は藩內の鄕

村に給地又は拜地持として分處せしめられ、其の土地から上る貢米によりて生計を支持するか、或は全く切米給を受けて生計を維持したものであるけれども、郷士は概ね藩主から何等の俸祿を受けず、一に其の所有地を經營することによつて生活を支持したるものである。

郷士中には自作農たる郷士あり、又地主たる郷士があるけれども、彼等が其土地の經營によつて生計を維持する點に於ては皆な同一である。而して其の土地經營法に關しては的確なる調査材料を見出すことが出來ぬけれども、武元立平が其勸農策の一節に於て論じたる所聽くに足るものがある、曰く「今諸士在宅と申儀一通の在宅と申迄にては何の益も無御座候其仕方を荒々申候に、人多く地狹、農に餘力有て、惣作散田無御座村方は不殘御藏百姓に被仰付、唯農民少く手餘地御座候村方へ諸士在宅被仰付、百石の知行なれば三つ成、三十石の取箇にて御座候得ば地面にて三十石の年貢出申田地を被下置、其田地を作り取りに可被被付三十石の年貢地と申すは二十斗代六ツ免の地にて申候得ば凡田貳町あ

り、貳町の田地を作るには平場にて丈夫四人、山寄にて五人を用ふべし、其人は其村々にて百姓の貧者を家內共に召抱て譜代の家來となし、又は兩三人は年切の奴婢にても買置而耕作仕候へば、主人自身耕作仕候には及び不申、其家來皆耕民に相成申候、扨右の田貳町にて裏毛の麥を取候へば、凡安麥四十石を收むべし、四十石の麥は二十人を養ふべし、然れば右の家來の扶持方は麥にて足るべし、扨貳町の田の有米中分の實りにて四十石を收むべし、其內主人の家內喰分に十石引ても殘り三十石は賣拂ひて諸入用となすべし、百石の知行にて三十石取て其の三十石を喰分と諸入用に用候を作り取りに仕候へば、喰分程引て殘る所三十石、諸入用に相成候へば、同じ百石の知行にても地面にて直に取り候へば、大に取筒多き事にて御座候、二百石三百石の知行も此割にて推て知るべし、又貧民を譜代に召抱候へば、其衣服小遣等構ひ候迄にて、給米は入不申、又田野に散在仕候得ば、酒食宴會の費少く、薪雜事に錢を出し不申候ば、大に利分に御座候、尤右の田地に高掛りを出し、又耕作仕候に牛銀、肥代、農具等又は家來の衣服諸遣ひに入用多か

るべく候へども、四五年の後は入用も瑣細の事にて取納る所多く相成可申候、扨又平士以下も在宅仕候得ば是は田地割合に少く御座候得ば、自身も農業仕候樣に可仕に御座候』、即ち武市は其の鄕藩たる備前地方を經濟的觀察の對照地となし、鄕士一戶に對しては、土地二町を配與し、此二町に二毛作を行はしめ、夏毛たる米作を以て一家の經濟に充て、冬毛たる麥作を以て農耕に使役する下男下女の生活費に充てしめようとしたのである。是れは單に一場の議論であるけれども、尙ほ之によつて、當時の學者が見て收支略ぼ相償ふべしとしたる鄕士の經營すべき土地面積及び經營上に取るべき方法として見られた一端を覗ひ得べく、想ふに各地方に於ける鄕士も恐らく之と同巧異曲の方法によつて其生活を維持したものであらう。經濟人たる鄕士の生產的方面の觀察は以上の如くであるが、然らば其消費經濟は如何であるかと云ふに、當時各藩共に一般の武士に節約を勸めたものであるが、鄕村に住居する鄕士の生活は其衣服に於て、住居に於て、又其の食物に於て、城下に於けるよりも遙に低少の費用を以て足つて居た

のである、郷士の平時着用したる衣服が如何なるものであつたかは、曾て九州地方の旅行者が薩摩や肥前地方の郷士の生活の一端を叙して『九州にては侍の妻女は白木綿を手織り之を紋服に染めて良人登城の晴衣に充てたりしが、漸次に洗ふて常服に下げ、更に洗ひ洗ひて終には耕作の汗著とまでになし之を洗刹の紋付と云へり、近き頃まで肥後薩摩の田野を行かんか、侍が洗刹紋服に一刀を帶して耕すは常に目撃する所なりき』（鍋島直正公傳第一編一〇八頁）と記したことのあるに見ても、其質素なる生活の一斑を知り得るのである。郷士の中でも夫の山間に陰棲して、一村の王者たる觀を呈にしたるもの、又は新田開發や献金献穀によつて登用せられた郷士は其が成立の原因上概ね爾地の郷士よりも廣大なる土地を所有して居たから、其生活も自ら大地主たる風格を具へて、家居の宏壯なるものが尠くない、今日田舍の村落に見ゆる城廓の如き結構を有する舊家の邸宅は概ね此種の郷士により營まれたものである。

次に社會の優位者として村落に重んせられたる郷士は、其村落社會に對して

果して如何なる影響を及ぼしたかと云ふに、鄕士は夙に德川氏から農村社會階級の上位者として待遇せられたから、彼等は平素は其居村に於て上は藩主の優遇を受くると共に、下は百姓階級より尊敬を受け、且つ自ら又好んで勢威を張つたことを想見するに難くない、地方凡例錄の記者が『百姓席順の儀苗字帶刀御免の外、由緒有之百姓、前々より神事祭禮其外村方集合等の節名主組頭より上座致す百姓有之、先年席順及二出入一奉行所へ差出に成、取調の上、由緒有之候は雖レ無レ紛苗字帶刀御免の外は支配を請ふ村役人の可レ致二上座一謂無之、名主組頭と次第に着座すべし、其餘の百姓は其次席たるべし、平百姓席順の儀其邑の可レ任二鄕例一尤上下の分り無之者は其席へ到着の先後に準じ可レ座付旨御下知相濟みたり、然れば、百姓に次第無之とは一圖に言ひ難し、右體の出入等有之は其心可有事也』と云て居るのに徵しても、當時苗字帶刀を許された鄕士格者が庄屋又は名主の上座に列するを得たことを證し得るのである。此他鄕士は一藩に盛儀の行はるゝ際にも禮を厚ふして待たれたる例が少くない、夫の土佐の山内氏が舊長曾我部氏

の遺臣たる一領具足等に土地を給して新田郷士に取り立てた時、藩國例年の盛典たる正月十一日の馭初式に郷士を參加せしめ、彼等をして肥馬に鞭ちながら君前を馳驅するを得しめたるが如きは、郷士が村落に於て社會的優待を受くると共に、城下に於ても藩主の馬前に殊遇せられたる例を示すものである。

既に斯くの如く優待せられたから、彼等の中には自ら好んで郷村に勢威を張り中には無法にも居村の農民を酷使して顧みないものもあつた、想ふに同じ武士であつても、家中の士ならば其平生の擧動自ら上役に抑制せられて自ら謙遜せざるを得ないけれども、郷士は恰も鳥なき里の蝙蝠にも等しく、時ありてか專恣横暴に逸することもあつたのである、滄浪夜話に『郷士、是は先祖より由緒ありて祿を賜ひ、郷里に住居せしめ、多くは常職なくして纔の軍役の制あるのみにて、司配頭遠く、且つ常職なくして郷里に住居する故に、平生の交り皆民なれば、益友は無く、驕傲にして、才智長じ難し、先學校に入て學ばせ、才覺次第、教師共なし、又は武術の師ともなすべし』とあるが如く、彼等は其社會的地位は優れて居ても

平素其の居村に在ては、交るにも益友なく、農民を蔑視し、獨り自ら高く止つて居たのは事實であるらしい、而して鄕士が村落の農民を抑壓したる例は薩摩の外城衆中にて於て求むることが出來る、卽ち島津氏の外城たる前進陣地では、農村社會の幹部は鄕士によりて組織せられ、農民は平時は兵糧の生產者、戰時には雜役人夫の如きものであつたから、鄕士は平時農民に對しては恰も軍隊の將校が雜卒に對する如き態度を以て接し、百姓にして路上鄕士に逢へば卽ち最敬禮を强ひられ、聊かの缺禮でもあれば鄕士の手は忽ち刀の鞘に觸れ、其時百姓が詫證文を入るれば卽ち良し、然らざれば切り捨て御免の厄に逢ふても詮方なかつたのである。

之により見ても鄕士なるものゝ在住することにより、其の村の農民が平時如何に低頭平身の苦痛を餘儀なくせしめられたるかを知り得るであらう。斯るは實に當時に於ける農村社會一般の風潮であつて、封建制度の命脈たる武門の威嚴を保つ爲めには、一方に經濟的施設を以て彼等を保護すると共に、他方には

社會的にも之を殊遇したるにより、郷士の慢心亦自ら増長して、斯る弊害を生んだものであらう。

第五節　鄕士制度の社會的効果

偖て然らば種々なる内容と品類を有する鄕士制度は果して豫期せられた如き成績を擧げ得たかと云ふに、其は鄕士の種類及び其期せられたる當初の目的によつて異同がある、先づ其の戰鬪員たる鄕士に就き見るに、其が一藩防備の爲めに置かれたる薩摩藩の場合の如きに至ては、之により同藩特異の大農兵團を作ることが出來たから先づ豫期の目的を達せられたりと云ひ得るであらうけれども、仙臺藩の鄕士の如きは武士が鄕村に住つて却て精兵の實から遠ざかり、明治維新戊申の役に際しても伊達大藩の士氣大に振はずして、敗北に續くるに至り、之を其の後ち十年にして崛起したる西鄕麾下の薩摩の鄕士が力戰勇鬪したるに比較して遜色有りとせられた所以のものは、其間種々なる原因あるによるであらうけれども鄕士制度による戰鬪員組織の必ずしも常に精鋭なりと云ふ能はざるを語るものである。若し夫れ救濟鄕士に至つては、經濟的原因によ

り て成り立ちたる農兵であれば、其が本來の性質の上から見て精銳なるべき筈も無く、現に土佐の鄕士の如き、野中兼山の本制度創立の當初にあつては每年正月十一の馭初式の盛儀に鄕士を參加せしめて訓練を與へたけれども後には之を必要とせざるに至り、又新年初頭藩主に對する挨拶の如きも之を省くことゝなつてから、鄕士は次第に武士と云ふよりは寧ろ農民たるの色彩を濃厚に帶ぶるに到つたと云ふ。由來兵の强きは、其環境の良否にも原因するは勿論であるけれども、其の絕えざる訓練と調敎に負ふ處のものが多いのである、而して訓練と調敎は兵を一處に集居せしむる場合に於て克く其の目的を達し易く、之を鄕村に散居せしむるに於ては自ら其訓練の散漫に失するを免れないのである。故に多くの地方に於ける鄕士が概ね戰士としては鈍重なる百姓風に化し了り、同時に又居常優等階級として庶民の間に自ら高く持したる爲め、訓練と修養を缺いて、城下武士等に一步を輸するに至りし所以も亦同じ理法の下に之を見ることが出來る。若し夫れ非戰鬪員たる鄕士に至つては、彼等は元來戰鬪に從事

せしめらるべき鄕士にあらずして、當時封建政治の仕法として舊族又は功勞者を優遇する爲めに之を武士に列せしめたのであれば、彼等は武士の名の下に佩刀を許されたけれども、其は唯名譽の表彰法たるに止つて、何等武士の實質を帶びたるものではない、故に此種の鄕士を律するに農兵の觀念による鄕士を以てするのは聊か當を失したる感がないではないけれども、當時の社會的通念として等しく鄕士の名目の下に取扱はれ來つたから、此種のものをも等しく之を農兵に由來する鄕士に數へて考察したるまでのことである。以上述ぶる處を以て綜合するに德川時代に於ける鄕士は其種類の雜多なりし丈け其の關聯する處甚だ廣く、夫の當時の學者等が力唱したやうに、武士を鄕村に散居せしむることにより、必ずしも兵を强くし國を富まし、又鄕村社會の平和を之により保持し得たものとばかりは斷じ難く、之が制度の成績は一に鄕士其の物の種類及び、之が設置の目的並に之を維持する爲めに用ひられたる藩の種々なる方策によつて著しい相違があつたやうである。

第六節　明治維新と鄕士制度

第一項　武門の倒壞と鄕士の歸屬

幕府が倒れて明治維新となると共に、鄕士制度も廢止せられて其影を止めないことになつたのであるが、今之が廢滅したる事情を按ずるに、封建制度が崩壞したのは云ふまでもなく武門の實權が頽廢して其力を失つた結果であれば武家の倒るゝと共に其の一翼であつた鄕士の喪はれたのは固より自然の成行である。

明治維新と鄕士との關係に就ては先づ彼等が維新後に於て社會階級者として如何なる取扱を受けたかを觀ると共に、維新後經濟上の變遷に際し、彼等が如何なる措置を以て之に順應せんとしたかを見ねばならぬ。

維新の劈頭、大政が奉還せられてから後、政府は取敢へず舊藩の地域を以て地方政治の單位となし、舊藩主を以て藩知事としたけれども、是れは一時の權宜か

ら出でた當面の方策であれば、永續すべき筈もなく、其頃の急進思潮であつた舊を棄て、新に就くの勢は斯る過渡的施設を一日も早く放棄せしめねでは止まなかつた。卽ち明治四年七月十四日には斷然廢藩置縣の令を下すに至つたのであるが、之と同時に舊藩主は妻子を具して東京に來り、住宅を定めて永住することゝなつた。是れ明治政府が舊來の武門政治に對し最後の雉刀を振り翳して數百年來の根帶を刈り除いたものである。蓋し旣に明治元年、各藩は大政を奉還したけれども、爾後舊藩の名稱は依然として殘り、且つ舊藩主が在來の儘に藩知事である間は名は新政府治下の一行政區であり、又身は一地方長官であつても、其藩廳の組織及び其の官吏は全く舊藩時代其儘を踏襲したるものであるから封建の舊弊は依然として地方社會に殘り、爲めに新制を弘布するの妨碍となるものが尠くなかつたから遂に明治四年中央政府は意を決して全國の藩知事制度を廢し、且つ其知事たる舊藩主を東京に招致し、其跡に直に縣と郡を置き、其の長官としては政府の信ずる新人物を配し縣には縣令又は權縣令、郡(郡は明治

十一年改置)には郡長、村には戶長及び副戶長を置いたから、之より地方政治の面目全く一新せられたのである。斯くして維新前後に於ける地方社會の變革は寧ろ明治元年に現はれずして、明治四年廢藩置縣の實施せられたる時に現はれたと見るが至當であらう。

藩制が廢止せられ、舊藩主が皆東京に貫屬すると、彼等は曩に制定せられた華族令により堂上の諸公家と共に華族の列に置かれて各々公侯伯子男の一つを稱ふることゝなつた。顧れば七百年の昔、當時既に廟堂に蟠居して居た貴族を壓して、政權を掌中に收めた新興武門の階級は爾來幾久しく興亡盛衰の世變を辿り乍ら、政權を掌握し來つたけれども、今や明治維新と云ふ空前の政變に遭ふて武士を中堅とする封建制度は瓦解し、永年蟄居閉住を餘儀なくせられた舊公家諸家と共に新に華族なる階級の內に配置せらるゝに到つたのである。斯くて今や往年の仇敵であつた文權の末流と武權の後繼者とが同一の社會階級に落合ふて明治時代に其餘光を放つことになつたのである。人事世態の變移、其

因果するや遠くして又奇しきもののあるを見るべきである。

藩主が東京に貫屬すると共に、各藩の士族も亦各府縣に屬せしめ、最初は家祿米を給して其の生活を維持せしめたが、後には金祿公債證書を交付して之に代へた。

斯る間に在つて、鄕士たる在鄕の武士は如何なる取扱を受けたかと云ふに、彼等は元來其社會上の身分としては武士であつたけれども、實際は必ずしも武士とばかり見得べきものでないから、戶籍編成に際し、全國の所謂鄕士を士族とし て可なりや、又は平民として可なりや否やに就て疑のあつた場合も尠くなかつた。當時、戶籍に關する事務は大藏省の所管に屬して居たけれども、其歷史的事務に關する分は別に史官を置いて取調べしめたのであるが、此等の係り官が鄕士の取扱方に關し交涉を重ねた顚末を觀るに、

鄕士士族へ入籍の儀、史官へ御囘答案

鄕士の輩士族へ編入の儀に付見込可申遣旨御書面の趣承知いたし勘辨

の處郷士と唱候者の内由緒格別にて夫々取調候半而者一概に士族へ難加とのことに有之候間、御布告案中郷士と稱し、舊來家筋由緒有之候など御改相成候方可然存候其外存寄無之如何の回答候哉

壬申月　輔

史官御中

（「記錄寮書類」第三册）

とあつたが、之に對し、政府は從來由緒あつて郷士と稱へたものは之を士族に編入することゝし、遂に明治五年二月十四日太政官布告第四十四號を以て

從來郷士と稱し由緒有之候者は士族入籍可被仰付候條委細取調書を以て大藏省へ可伺出事

（「大藏省秩錄處分參考法規」）

と布達して郷士の歸屬すべき族籍を定めた、此の布告の出づるや、全國各地の郷士で家系の明かな者は各々其由緒を書き出し、氏姓を稱へて舊來から平民でなかつた旨を立證して士族に列せられんことを請願するものが續出するのを見た。例へば前顯引用の文書中にも見ゆる如く攝津八郎郡來下村在の鷲尾愛右

衞門の如きは七百年前源平兩氏相戰へる時、一の谷鵯越に於て源義經の先導を勤めた鷲尾經春の子孫であると名乘り、其の證據として家の庭には義經の腰掛石あり、家には義經から賜はつた扇子がありと申立て居る如き、又其他の諸地方に於ける舊鄕士の子孫が或は先祖の武勳を讃へ、又は自村に於ける土工水利又は新田開發の功を以て苗字帶刀を許されたものであることを理由として士族に列して貰ひたいと申請した如き、皆明治政府が新設したる士族に列して、新社會に地位を保たんことを希望したるものに外ならぬ、左れ其各藩に於ける舊鄕士は明治維新の際悉く士族となつた譯ではなく、其士席に列せられたものは一藩の防備制度として特に置かられた鄕士か、又は地方廳の措置により編入せられた者か、又は各地に散在したる苗字帶刀御免の舊鄕士が自ら進んで士族に列せられんことを政府に申請したるものばかりに限られ、爾餘の鄕士で地方廳から何等の指圖を受けず、又自ら其手續をなさない者は遂に士族に列するの機會を失ふて平民の籍に編入せられたのである。

第二項　舊郷士と新社會

封建制度の倒壊したる後に於ける一般士族の經濟生活は洵に慘憺たるものであつて、彼等は既に舊藩時代に藩庫の仕與が薄ふして、其生活の頗る窮迫して居たのであるのに、今や僅かなる金祿公債を交付せられて急に變じたる新社會の生活に面せねばならず、而して此の新士族中溫順無策のものは其の給與せられた公債の利子により生活を補つたけれども、多少の野心を懷くものは商工業に其手を染めたのであるが、何れも所謂士族の商法で失敗に終つて資本を失ふを常とした(註二十二)。斯くて彼等は前年迄は馬に乘り槍を立て、平民に對しては土下座の禮をも爲さしめたのであるのに、今や貧困に迫つて街頭に人力車を曳くものもあつた、其稍上等なるものは巡査となり、敎員となり、更に優れたるものは職を官途に求めて仕進したけれども、攀緣の路なきものは失意落魄の憂目を忍ばねばならなかつた。其甚しきに到つては士族の子女で暮夜羞辱を忍び身を花柳の巷に放ち、毎夜客の枕席に侍する者も亦尠くなかつたから、政府も之

を見兼ねて士族の子女の賣春するを特に禁じた程である。

（註二十一） 七月の頃より下谷御徒士町本所深川番町の邊其外に小身の武士家祿奉還の儔又は元御用達町人等商賣を始む骨董舗分けて多し、或は貸食店酒肆茶店、汁粉、蕎麥、麥湯、鮓、漬物、紙類、煙草、蠟燭、乾魚其餘色々の物を商ふ人多し、夫が中に下谷おかち町、殊に盛にして招牌を掲げたるもあり（是を番付に著し角力に、取くみ或は世間の噂をなして童謠、俗謠につゞりなし、梓に上せて街巷に鬻くもの甚多し、然れ共多くは商賣の道に疎き輩なれば、贏餘を以て活計とするに足らず、間もなく閉店の人多かりし云々、番町、小川町邊其餘武家邸櫛比の地に其第宅を自ら毀ちて沽却せるもの多し云々。

（「明治歷史餘錄」）

斯の如く舊城下武士が新社會の經濟生活に失敗を重ねて資產を蕩盡し、流離散落の中に身を終らんとし、其或者は失意不平の情を晴らす爲めに、無智の徒を煽動して百姓一揆を起さしめ、自ら先頭に立つて暴徒を指揮するものもあつた。爰に於て、明治新政府は此れ等無產士族の救濟策を講じ、或は彼等を新開地に送り授產制度を立てゝ農業に從はしめ、または官吏に登用し、巡査に採り、或は小學

校教員とするなど、種々の方策を建てゝ漸く彼等の不平を緩和するを得たのである。實に明治維新の際に於ける諸國の貫屬士族は其數四十三萬人を算したとの事であれば、明治新政府が此等不平士族の暴擧を恐れたのも無理からぬことである、斯く舊城下士が維新後七顚八起の裡に時世の變遷に處せねばならなかつた間に在つて、舊鄉士の輩は如何なる境遇に入つたかと云ふに、彼等は既に數百數十年來鄉村に在住して百姓に似たる生活を營み、維新變革の後に在つても、其舊來の持地は全部自己の所有地と認められたから、此土地を經營しさへすれば別に生活に窮するが如きことはなかつた即ち地租改正の時に當り、政府は舊來の鄉士の經營し來つた土地に對しては其所有權を認め、別に金祿公債を與ふることをなさなかつたから、彼等をして克く新社會に順應して其經濟生活を支ふることを得しめたのである。卽ち舊城下士たりし新士族の輩が新社會に於て悲慘なる生活を營む時に、田舍の舊鄉士は引き續き農村に止まり、祖先相傳の土地を耕し、自ら給して自ら足ることを得たのである、顧へは彼等は曾て其生

活が庶民たる百姓に似て居るとて城下武士より蔑視せられ、同じ武人の階級にあり乍らも一段下位に立つことを餘儀なくせられたのであるが、一朝封建社會崩れて明治時代に至れば、其地位俄然顚倒し、舊城下士の多くが經濟上の窮乏により四方に離散しつゝあるに反し、彼等は却て泰然として自村に踏み止り、其の傳統的家系の高きを誇りつゝ村人の尊敬を博することを得たのである、而して斯く經濟上に於て比較的優位を占め得たる彼等は、如何に新社會に活動したかと云ふに、彼等は元來武士として農村に在住して居たから、其社會的地位が優越であつたのと、讀書學問を樂しむ餘裕のあつたこと及び其の村政を托せられたものにあつては、藩廳其他の上司と常に通信を交へ、且つ互に來往するの機會があつたから、文學高尙の素養自ら備はつて、識見一鄕に秀づる者多く、隨て廢藩置縣の後舊鄕士にして村内に留るものは或は戶長たり、副戶長たり、又は其他の役人を勤むるものあるを見たのであるが、其の他鄕に出でた者に在つては或は國事に奔走して一縣一國の政治に參與せしものもあつた。 夫の土佐の舊鄕士が

維新後同地方農村の開發を助け、今日に到つても尙村落社會に重きをなして居る如き、又薩摩の郷士が西南戰役の際西郷隆盛の麾下に馳せて叛軍に鴻業を樹てたことは姑く別とするも、大正の今日に至る迄、鹿兒島縣下を通じて農村社會の中堅を爲し、村落の社會組織は全く舊郷士を以て其固めとする風のあるは實に數百年來の傳統的遺風が今尙民心を支配しつゝあるを語るものである。若し夫れ、大和の十津川郷士が幕末天誅組を組織し討幕に從ふて南朝以來の忠君思想を發揚したる如きは、其峽中に保育せられたる誅君觀念が再び花を咲かせたもの云ふべきであるが、此の由緒ある郷士も自然の壓迫には堪へ難く、明治二十二年暴雨に襲はれ氾濫して此地の山を崩し、其村居を荒廢せしめたる際、遂に一郷を擧げて北海道に移住して了つたと云ふ。以て德川時代に於ける郷士制度の社會的効果のあつたことも左ることながら、明治時代の農村社會に影響する處ありしことをも察すべきである。

第三章　綜合觀察

以上述べた處を綜合するに、上古より兵と農とは一途に出て、王朝の頃一度之を分離しようとしたけれど、其の果して何程迄行はれたか否か疑はしく、後ち王朝政府の支持者たる貴族の勢威の弛廢したのに乘じて起つた武士は其經濟生活の源泉たる庄園を活動の根據として農兵一途の時代を作りつゝ次第に實力を養ひ、先來の貴族を排して遂に自ら中央政權に結び付いたのであつたが、更に後ち又此武門階級の組織分子を成したる各地の豪族が時を經る間に膨張して各々獨立の侯國を形ることになつて、世は所謂戰國の形勢に變じ、戰術も亦著しく進步した結果、兵と農とが分離するに至つたのである。然るに德川時代に至つては、封建的中央集權が極めて完全に行はれ、兵と農とを分離することを以て治國政策の眼目としたのであるけれども、其封建治下に於ける人民の制御は必ずしも一律一樣に行かなかつたものゝ如く、地方によつては或は前代の遺物として

て、或ひは新規に出來して點々の地に散在するのを見たのである。德川時代の郷士は其出現の事情は區々であり、又自ら種類を異にする毎に性質も著しく違つて居たけれども、之を大體の上から見れば、中世の農兵制度を其儘繼承せるもの又は其中絶したるを再興せるもの、特に軍役に出動せしめん爲に採用せるもの、幕府又は藩廳が公共事業に盡したる者の勳功を認め之を表彰する意味で郷士に登用した者及び家中の武士を農村に放ちて移住土着せしむることによつて出來た郷士等の別種があつた。

德川時代の諸學者が當時都市の過度なる膨張と家中士の風儀の惰弱に流るるのを歎き、彼等を村落に移住せしめて往年の農兵制度に復せしめんとした立案は概ね空論に屬して、殆んど實行せられたものはなかつたけれども、各藩財政上の窮乏による藩士の生活を救濟する爲めに城下士の農村土着を奬勵實施したものばかりは概して其功を收むるを得た。而も斯くして土着せしめられたる郷士は、既に成熟したる農村に移住したのではなくして、多くは藩內の荒蕪地

を開拓したるによるものである。而して夫の前代に於て一領具足等の兵農であつたものや、藩主の國替により其の地位及び生活の方途を失ふて困窮に陷つた者を、新臨の藩主が救濟する爲めに新田開發の業を起して鄕士に列せしめた者の如きは、同じ救濟政策によつて成立せる鄕士でも、其事由が聊か異り、前者の場合には被救濟者が藩主直屬の家中士であるのに反し、後者の場合は臣從關係の下にあらざる浪士を救濟する手段として行はれたものである。

藩主又は幕府が家中士を農村に土着せしめ、又は前來の鄕士制度を其儘繼承し、又は新に農兵を組織して防備軍に充てた場合には、其鄕士は藩內に於て克く數萬、數千人を算ふるに至つた、例へば島津藩に於ては寶曆年度に於て鄕士數既に二萬餘人に達し、又明治三年度の鹿兒島藩屆出による全藩の士族十九萬二千人を算したとのことに徵しても其一端を知り得るであらう。然るに他の種類に屬する鄕士に至つては其舊族鄕士と云ひ、登用鄕士と云ひ、何れも武士として の待遇を受けたものではあるけれども、實質は寧ろ武士と云ふよりは文官の性

質を帶ぶるものであつたから、僅に點々の地に散在するに止つて居た、而して此等散居の郷士は其家系の高貴なることゝ、又公認せられたる社會的優遇とによつて、一郷一村に重んぜられ、村落社會の重鎭を成して居たのである。

明治維新は封建制度の崩壞によつて生れたものであつて、之を社會的に云へば庶民を壓した武門の刈除であり、經濟的に云へは土地生産に從事して居た農民の土地に對する解放である、而して土地に對する解放、語を換へて言へは、百姓に對する搾取政策の廢絶は、一面武門武士が據て以て生活の根據としたる米鹽給付者たる農民との經濟的絶緣を意味するものであれば舊城下士の輩が當時假令政府から若干の公債を交付せられたからとて、其生活上に非常なる窮迫を伴ひ來つたのは云ふ迄もない。況してや彼等の中順れない商法に手を出し失敗を重ねて悉く資産を失ひ、四方に離散せるものに於てをや。然るに舊郷士等が維新改革によつて失ひたるものは單に武士格たる社會的名譽ばかりであつて、其地方の地主たり、自作農たるの特質に至つては依然として之を保有するこ

とを得たのである。故に徳川時代には寧ろ低級武士として蔑視せられた郷士が維新後に至り却て其の位置を轉倒し、經濟人たる地主として新社會の一勢力たらんとする徴候の現はれたのは自然の勢である。維新急變の際に於いて一般民衆が士族なる新社會階級に對して抱いた觀念と、土地なる經濟要素に對して抱いた觀念とを較べて見るに、當時の人々は尙ほ前來の風習に制せられ、士人を畏敬することの甚しかつたに引替へ、土地を目するに耕作を强制せられたる穀物生産場となし、且つ負擔する貢租が過大であつた處から、其經濟的價値は殆んど之を認めず、寧ろ一種の厄介物視したのである、故に明治維新となつても、農村社會の人々は斯る舊慣の情勢から脫することが出來なかつたから、舊郷士等は其土地の所有權を認められたことを喜ぶよりも、寧ろ士族なる新社會階級の列から離れまいとて色々苦心したのである。是を以て明治初年戸籍制度の起るさるや、彼等は各々其系譜を記し、祖先の勳績を陳べて士族に編入せられんことを請願し、政府に於ても其資格あるものは、吟味を遂げて之を士族の籍に列せ

しめたのである。

斯くして、維新の後一方には士族となり、又他方には地主ともなりたる舊鄕士等は舊家中士たりし士族が流離轉變の生活を營んで居た間にも、克く社會急革の難に堪へ、晏然として其村に住居するを得たのである。唯彼等の中、政治的野心や射利心に富めるものばかりが或は政治に奔走したり、企業に手を出したりして、家產を蕩盡する有樣であつた。而も其の克く父祖の家業を守り、財產を保つて後日に備へたものは、家門の高きによりて村人に尊敬せられ、資產を有することにより自ら修養し且つ子女の敎育に缺くることなきを得て、永く地方鄕紳たるの信望を維持し、其子弟の間からは逸材高足の士の輩出するに至るを見たのである。

封建時代に於ける武門の道德信條であつた武士道と經濟事情との關はる點を見るに、世の學者或は日本の武士道を以て儒敎思想が佛敎及び神道に融合精

錬せられたのにあるとするけれども、斯の如きは寧ろ一個の抽象論であつて、未だ充分に其の眞意を盡したものとは云ふことが出來ぬ、洵に武士道は新渡戸博士が曾て "Chivalry is a flower no less indigenous to the soil of Japan than its emblem, the Cherry blossom; nor is it a dried-up specimen of an antique virtue preserved in the herbarium of our history. It is still a living object of power and beauty among us; and if it assumes no tangible shape or form, it not the less scents the moral atmosphere, and makes us aware that we are still under its potent spell. The conditions of society which brought it forth and nourished it have long disappeared, but as those far-off stars which once were and are not, still continue to shed their rays upon us, so the light of chivalry, which was a child of feudalism, still illuminates our moral path, surviving its mother institution."

と華麗なる言辭を以て讃美した如く、克く既往數百年に亘る封建社會の中心思想を爲し、武門の權威一に此の道德信條によつて繋がれたものゝ様であるけれども、今私かに斯る剛健優美なる思想と活動の因て來りたる處を按ずるに、其れ

が多分に經濟的原因、殊に兵農一致時代に於ける田舍の小地主が權門勢家に年貢徵收權を認め、又は無地の野武士が其主將から土地を恩給せられたる際、其恩義に感じて自ら奉公を擢んずるに至つたことに眞個の源流を求め得るを思ふのである、蓋し當時地方に於ける地主にして兵將であつた土豪が其所領の安堵を保證せらるゝことを條件として權門勢家と主從關係を結び、又は新に身を武門に寄せて土地を恩給せられたものが、其の保有するを許された土地を「一所懸命の地と呼び、此土地保有の報償として主君の前に身命を堵し戰陣に働いたものであるから、武士道の觀念も亦經濟的事情を除外しては其本源に觸るゝことを得ない、卽ち當時朝權の衰微したるに伴ふて社會の秩序漸く亂れ、人々日夜不安に襲はれたるに際し、地主であると共に兵將であつた豪族等は自己の身命及び財產を保護せん爲には自ら防衞し、防衞して及ばなければ他の權門勢家と主從關係を結びて之に忠誠を誓ひ、其保護の下に自家を全うしたことから、夫の義勇奉公なる道德的信念を萠し、後ち封建制度の確立せらるゝに及び、次第に佛敎

及び儒教の感化を受けて淳化し、武門階級間の光彩ある道德律として久しく人心を支配するに至つたものである。

凡そ一國の社會經濟は其國特有の自然的狀態及び傳統的國民性に培養せられて發達するものであるから、假令或制度が外形上には同一に見ゆる場合でも之を精細に吟味して見れば、其間に著しい相違の點あるを發見する場合が尠くない。されども、人類社會は甲地と乙地の間に於て相關現象を呈することがあると共に、又時には單に觀念の聯合に於て類似せる點を發見することがある、今玆に引用比較せんとする英國の鄕士たるヨウマン」の沿革及其が現代社會に及ぼせる影響の如き、其一例である、蓋し天涯相隔たる東西の制度を取りて對照することにより、却て日本固有制度の本質を明かに得しる場合があると思ふ。

英國に於ける Yeomanry は同國に於ける庄園制度の發達に伴ふて起つたものであつて、彼等は遠い昔から既に若干の土地を有し、自由の民として庄園に住居

したのであるが、領に對する忠勤により其主の信認を受けて土地を與へられ、又は自ら貯蓄したる金を以て他の貧民から土地を買ひ求めて地方の郷紳となり第十六世紀のエリザベス」王朝時代には、英國農村社會に於ける一勢力として村落文化の中堅を成すに到つたのであるが、此頃に於ける「ヨウマン」が英國の田舍社會に有せし地位は「ディッチ・フィルド」が其著 ”Old Village Life” に於て、

“ The rise of the yeoman in social inportance was a feature of the country life of this period, a noble class of men, the back bone of England, who, as Harrison says, in time past made all France afraid, and tyey were, and are, respected in their neighbourhood, though agricultural depression has in modern days almost deprived them of their lands. They were farmers of their own holdings, and in Elizabethan times they throve and increased their gains. They often farmed, also, the squirés lands, grayed cattle, frequented the markets, kept servants, were shrewed and clever, and became rich. They often bought up the properties of poor and unthrifty gentlemen, sent their sons to the University and the Inns of Court, and made them gentlemen.”

と論じたやうに、農村文化の進化の上に大なる貢献を成したのである。 卽ち彼等は庄園の内には住んだけれども、庄園内の農奴たる villein の如く不自由でなく、また Copy holder の如く自己の小作權を領主に登錄するを要せず、全く自由の民として農業に從ひ、一朝變事あらば、武裝して軍陣に出づべき心身强健なる勇士であつて、曾つて一たびは敵國佛蘭西を震慄せしめた程に、尙武の氣象に富みながら、尙且つ其村にあつては農民として稼業に從ひ其資力を割いて子弟を敎育することを怠らなかつた、而して此鄕紳たるヨウマンが武士として活動した例は夫の十七世紀の中葉に於ける「クロムウエル」の革命戰爭の場合に求むるを得るであらう、卽ち當時淸敎徒の長老にして兼て又大革命家たる「オリバー・クロムウエル」が、其の信徒から成る國會軍を率ゐて、チャールス國王に反旗を飜すや、全國の地主たる squire 等は多く勤王軍に加擔したけれども、ヨウマンは其宗敎的信念によつてクロムウエルの麾下に馳せ參じ、戰鬪に從事じたのであると云ふ。然るに此の鄕兵たる「ヨウマン」は後ち產業革命の至れる頃から、農民都市集中の

大勢に促されて年と共に其數を減じ、又田舍に殘れるものに在つても其所有地を失ひ、最早往日の如き裕福なる生活を營むことが出來ず唯其子孫が今日各地に點々散在するを見るに過ぎざる有樣である。而も今次の歐洲大戰に際しては、此等舊郷士の子孫は其傳統的勇武の氣象と身體の強健なるとにより、大陸の戰場に於て克く偉大なる功績を擧げたとのことであるが、此に就ては前顯ディッチ・フィルド」が

Their good name remains. English yeomen have done good service to their country, and never greater than in the recent Great war. The yeoman owns the farm he tills, and many suffered and lad to sell their land during the long period of agricultural depression. Now that farming is reviving, we hope they may regain their lost position and preserve their good name.

と述べて彼等の功績に讃辭を與へ、且つ將來も尚ほ英國農村の發達に寄與せんことを希望せることによつても其一斑を知り得るであらう、之に見ても英國の識者が今尚ほ過去の郷士制度に憧憬して、之が再現を想ひ、此制度により一方に

は衰退に瀕せる英國農業の振作を圖ると共に、精鋭なる軍隊を舊鄕士の家系に求めんことに留意せることが判るであらう。

「ヨウマン」に若干類似したる日本の鄕士としては、元龜天正の頃、土佐に在つた長曾我部氏の一領具足及び中世以來薩摩に在つた外城衆中に比儔を求むるを得る、卽ち一領具足及び外城衆中が平時鄕村に在住して農業に從ひつゝ文武の道を勵み、一旦緩急あれば直に干戈を採つて主君の馬前に馳せ參じたが如き、又土佐の一領具足が後年山内氏の治世に及んで新田の開發に從ひ、其下に英國の Copy holder に稍似たる仲地頭と稱する永小作人のあつた如き、又薩摩の鄕士の下には農奴たる villein にも比すべき百姓階級のあつた如き、且つ此等鄕士が封建制度の下に於て克く農村文化の中心となり、一藩士氣の鼓吹及び人文の化育を助けた如き大に注目に値する。殊に鹿兒島藩にては武備の强大なること天下に冠絶し、英のヨウマンが曾つて佛蘭西國民に恐怖せられた如く、薩摩の鄕士は德川氏により一敵國を以て觀られ、殊に西南戰役に際しては、私學校の生徒とし

て集りたる郷士の子弟より西郷隆盛の叛軍に數萬の精兵を供給したと云ふ如き、又土佐の郷士中より明治維新の際俊髦が輩出して維新の急進的革政を促すの動機を成した如き、宛も英國の「ヨウマン」が「クロムウエル」の率ゆる國會軍に投じて功績を樹てたるに似たると共に、又所謂英國文化の核心たる紳士級の人物が多く此郷士の家から出でたことに克く似て居る。以て彼我制度の起因と發達衰亡の事情は著しく互に異つて居るけれども、亦其間に於て若干東西相通ずるもののあるを見るであらう。

結論

鄕士は一方には社會制度であると共に經濟的制度である、又政治上の施設であると共に、軍事的設備である、一藩の制度としての鄕士制は明治維新と共に消滅して全く其跡を絕つて了つたけれども、兵を農に寓するの政策乃至觀念は維新以來今日に至る迄種々の形の下に見ることが出來る、例へば明治五年二月十八日、政府が始めて徵兵令を布いた際には、太政官より徵兵告諭を發したのであるが其一節に『神武天皇珍彥を以て葛城の國造となせしより、爾後軍團を設け、衞士、防人の制を定め、神龜、天平の際に至り六府二鎭の設け始めて備はる、保元平治以後朝綱頹弛兵權終に武門の手に墜ち、國は封建の勢をなし、人は兵農の別を爲す、降而後世に至り名分全く泯沒し、其弊勝て言ふべからず、然るに大政維新列藩版圖を奉還し、辛未の歲に及び遠く郡縣の古に復す、世襲座食の士は其祿を減じ刀劍を脫するを許し、四民漸く自由の權を得しめんとす、是れ上下を平均し人

權を齊一にする道にして、卽ち兵農を合一にする基なり、是を以て士は從前の士にあらず民は從前の民にあらず、均しく皆國一般の民にして國に報ずるの道も固より其別なかるべし云々』と云はれて居るが、此の徴兵は其名稱こそ鄕士でも地士でもなけれ、事實は新興政府の發布したる法規により中世の兵農一途の精神に則つて壯丁を農民から徴せんとするものである。此他尙ほ明治政府が逈か後年に至つて實施したる夫の北海道の屯田兵制度の如き、北邊の防衞に任ずる守備隊に荒蕪地を給し、彼等をして平時は其田村に在つて農業を營ましめ、一朝事あれば武器を採つて戰地に出役せしめんとするものであつて、農兵の形式から云へば寧ろ中世の防人に比すべきものであるけれども、其實質は德川時代に於ける特置鄕士制度に髣髴たるものがないでもない。

北海道に於ける屯田兵制度は明治八年から實施せられたるものであつて、初め東北地方の舊士族中戊辰の役に從事した者を移して開墾に從事せしむると共に、北方警備の任に當らしめたのである、武器としては米國

から大砲及び小銃を輸入し、北海道廳内に屯田事敎局を置き大佐以下の武官を任命して、軍事敎育に當らしめた。屯田兵には平時は開拓地の農業に從はしむると共に、行軍を行ひ練兵をなして、神身を鍛錬せしめた、日清戰役の際には此屯田兵をも出征せしめたのであるが、後ち明治三十二年第七師團設置せられ、全道に徵兵令の布かるゝに及び、屯田兵制度の必要自ら薄き、三十七年九月に至り、全く之を廢止するに至つた。明治八年から三十二年に至る二十五箇年間に於ける屯田兵移植總數七千三百餘人、家族四萬餘、屯田により建設せられたる村落の數は三十一を算へたと云ふ。

更に又日露戰爭直後に創設せられたる夫の在鄕軍人制度の如き國家の豫備軍を村落に置きながら、唯其嚴格を要する軍事敎育のみを勤務演習によつて施し、其の餘の一般的兵事修養は各地に常置せる分會に於て行はしめつゝ、平常は農業に從事せしめて農產の業を興し、一旦事あれば徵して之を兵營に入れ、又は

野戰軍に編成して國防の務に就かしめんとするものであるから、在郷軍人制度も亦夫の屯田兵制度と共に兵農一途の精神を現代に再顯したるものと見るを得るであらう。

顧へば曾て一たび農兵制度起り、中古の末に至り消滅し、後ち徳川時代に至り特殊の事情に促され、國内黠々の地に或は遺存し、或は新設せられたのであるが、徳川幕府倒れて維新の鴻業成ると共に、郷士制度は廢滅に歸したけれども、其兵を農に寓するの思想乃至類似の施設に至ては幾變轉を經たる今日の時代に於ても尙ほ且つ採用せられて居るのである。是れ畢竟軍陣に馳驅する勇士は其體軀强健なるを要すると共に、戰士に必須なる犧牲的精神の旺盛ならんことを要し、而も剛健の精神と體軀とは自然の惠澤の最も豐なる農村出身の兵士に於て初めて之を望むことが出來るのであるから、明治大正の今日に至るまでも往時の郷士と異態同質なる制度が尙ほ、行はれ來て居るのである。歐洲諸國では、英國の「ヨーマン」及び之に類似せる郷士は今や既に殆んど其跡を絕つたけれど

も、農村起用の兵士が克く戰場の困苦缺乏に堪へ得るの事實は今次の歐洲大戰によつて克く立證せられ、其戰禍の收まつた後は、兵士に歸農を奬勵し、國防の豫備軍として、彼等に若干の土地を給し、此土地に Hero estate なる高雅なる名稱を附けて居るのであるが、制度其物の形態は往年の「ヨウマン」と著しく異つて居るけれども其施設の下に潛む精神に至ては、古今に通して渝らぬものがある。以て勇壯精鋭の軍隊を得る方法として兵を農民に寓し、又は豫備兵を村落に常居せしむるの思想が今日も尚ほ東西を通じて重要視せらるゝ所以を見るであらう。

舊鄕士たるものゝ中、今日遺存する各地の舊家は我國に於ける農村文明史の研究上頗る重要なる地位を占むるものである、日本に於ては農民史の研究が等閑に付せられ、其社會史たると經濟史たるとを問はず、殆んど從來世に顧みられなかつたから、其徵古史科は日に月に失はれて、今や殆んど滅亡に瀕せんとする有様である。然るに地方舊家には、概して代々文事を解する戶主が相踵いで出

て得たのと、彼等の祖先が昔から上司と村民との間に立つて地方政務に執掌した結果、各種の記錄類を保藏するものが尠くない。又此舊郷士の家は啻に文書記錄ばかりでなく、其の家屋の構造及び其の保有する器具の類に於ても後人の尙古趣味を唆るものが多い。例へば家屋の用材に鉋を懸けず、釿を以て仕上げた建築を見る如きは其年代の相當に古きを語るものである。蓋し各地の舊家は元來土地を有する地主であつて、生活に餘裕があつたから、其の子孫が家傳の遺物を賣却したり、又は之を改作して自家の生活に使用する必要の少なかつたのにもよるであらうけれども又其連綿たる家系に對して自ら負ふ處が高いから代々の家長も自ら尙古趣味を懷いて、家傳の什器を大切に保存するの風を成したのであらう。此の意味に於て各地方に遺存せる舊家こそは我國農民史料を藏する寶庫であつて、其貴重なること、宛も美術界に於ける平泉の中尊寺、奈良の正倉院にも比すべきものがある、故に世の農民史に志を懷く人々は此等舊家の家系を尊重して之を存續せしめんことに努むると共に、舊家自身も亦進んで

門戸を開き學徒に研究の資料を供給すべきである。今や日本の農村社會は小作事情を多分の原因として物情漸く騷然たらんとし、隨て地主階級に屬する舊鄕士の世間的地位及び經濟上の利得は日に月に縮小せられんとしつゝあるに當りて、彼等舊家が農民史學の文献に關する寶庫であり、又生きたる材料の供給者であると云ふことは、頓て彼等をして意を安んじて將來の社會に健在せしむる所以の一つであれば、舊家諸君は宜しく今日の世情に顧み、一方資料を出門して斯學の進歩を助け、以て、居村の青年をして根柢ある愛鄕心を懷有せしむると共に、自ら身を修め家を整へて其の光輝ある鄕紳の傳統的面目を發揮すべきである。（終）

追　記

恒久鄕士に就て

はしがき

綜合研究に於ける學術上の興味は蒐集したる材料を咀嚼し、解釋し行く間に於ける普遍性の發見に在る。此の普遍性を發見し、其の性狀の下に潜む各時代の社會現象を刻銘に觀察せんとする處に、史學理論の面白味があり、學術的研究の目的も亦存在するのである。

乍去、綜合的研究の方法には一の大なる逸脫が伴ふを常とする。即ち個々の材料の帶有する特殊性は之が爲め大半失はれて、其が中に潜む種々なる色彩と感情は遮蔽せられて見ることを得ざるに至るのである。余が此の鄕士制度の研究に從つて居る間にも、始終此淋しさと心許なさを痛感して止まなかつたのであるが、此の缺陷を補ふためには別に鄕士制度に關する特殊研究を蒐めた論文集でも刊行しない限りは、其の渇を癒やすことは所詮むづかしいことだと諦めながら、尙ほ

諦め得ざる氣持を持ち續けつゝ校正に從つて居つたのである。然るにゆくりなくも、畏友慶應大學教授恒松安夫氏が頗る有益にして興味ある材料を特に郷里から取り寄せて貸與して吳れたことは、余に取つて何程嬉れしい遭遇であつたか知れぬ。　恒松氏が材料を示して吳れた時は、既に本書の校正を全部完了した後のことであつたけれども、同氏の好意を本書の中に錄したいといふ希望が出版主によつて容れられたので、余は喜び勇んで此の追記一篇を筆にするに至つたのである。追記ではあるが、此の一篇を讀むことにより本論に試みた余の條理的史論が如實に證據づけられ、且つ動もすれば冷硬に流れんとする論理的行文に豐潤な感情と色彩が施されるやうにも思はれて喜ばしい。

一

出雲の宍道湖を繞る半島の頸部にあたる地點に鰐淵と云ふ村があるが、此村には天台宗の古刹鰐淵寺がある。　此の鰐淵寺は推古天皇の第二年、智春上人の創められた寺ださうで、創建の年代から云ふと、日本最古の寺と稱する奈良の法隆寺よりも古いと云ふ。　其後星移り物變り、各地に庄園の起つた時分には、此の鰐淵寺も亦寺領を擁する一個の庄園として可なりの僧兵が養はれ、又其後の領主等も此古

利の靈驗にあやからんとて土地を寄進し、終には今の簸川郡宍道、莊原邊より、遙堪、鹽冶、高濱、國富、鳶巣邊に亘つて寺領を擴げ、領内至る處農兵を養ひつゝ、出雲の西北部に對しては絕大の權力を振つて居つたのであるが、今之より述べんとする恒久郷士の元祖は此の鰐淵寺と深い關係がある。其關係と云ふのは、恒松家の元祖充忠が曾て此寺の總支配人を勤めて居り、又其の恒松姓の起原を成せる恒松の保と云ふのは鰐淵寺領内なる高濱村に在るのである。之より先き、充忠の父立原久綱は―恒松と改めざる以前は立原姓を稱へた―其甥山中幸盛等と共に尼子の直臣として山陽の毛利と力爭したのであるが、連年の敗戰に事は志と違ひ、遂に身を以て四國の阿波に遁世したのである。其時、子の充忠は時勢を慨し、再び兵を擧げん日もがなと、寺の總司に身を粧ふて好機の到るを待つて居る間に、主君尼子の軍勢は毛利氏より最後の止めを刺され、後ち毛利氏は秀吉と和睦して歡を通ずるに至ると云ふ時代の急變に逢うては、充忠も最早武人として此世に永らふべき理由と思慕を失はざるを得なくなり、遂に斷然意を決して村落の農民となるに至つたのである。時に天正十年、信長は明智に弑せられ、秀吉長驅して中國に向ひ、毛利勢と修睦を訂したる直後のことである。

二

阿波に遁れた久綱は佛門に入り名を珠榮と號して德島に餘生を送り、慶長十年に永歿したと云ふが、出雲に殘つた子の充忠は其住所たる恒松の保を棄てゝ西方、石見の國長久村に移り、其處に新村を拓いて永住することになつた。　恒久郷士と云ふは此の恒松の恒と、長久の久を結んで斯く呼ふに至つたのである。　當時充忠は年齢僅かに二十四歳であつたが、彼が生みの父は彼に生別して遠く海南の邊陬に閉居し、他方、主君尼子氏を亡ぼしたる毛利氏は間もなく秀吉に降りて世情の激變した際であつたから、壯年の充忠は心潜かに其昨日まで毛利氏を敵に廻はして力爭したるは何故であつたかを疑ふ程にも打ち驚いたことであらう。　充忠が其志を武邊に絕ち、弓矢を棄てゝ石見國に移り、長久の里に居を構へて郷士となるに至つたに就ては、思ひ遣らるゝ憫れな事情の數々があつたのである。

併し、充忠は曾て屢々尼子氏より感狀を與へられた程の鬪將たる久綱の子であり、彼自らも亦若年ながら一個の大丈夫であつたから、充忠若し志を武門に絕たず、自ら毛利なり、又は秀吉に通じて仕進の途を求めたならば、必ず相當に登用せられたことであらうけれども、充忠の當時の境遇は寧ろ弓矢を棄てゝ歸農することを

より良策としたのである。充忠若し志を武門に棄てなかつたならば、或は恒松家は後年何處かの城下士として仕官したことであらうが、彼を取らずして之を取つたが故に、同家は永く長久村の郷士として德川時代の末期まで其村の鎮めたるを得たのである。

三

充忠が今の安濃郡長久村に移住して來た時は、此地一帶尚ほ茫漠たる曠野であつたらしい、最初、充忠が出雲の恒松の保から連れて來た從者は總べて八人であつたが、此等の從者は其主家たる恒松氏の邸宅を圍繞して、屋敷を構へ、村では之を門(カド)と呼んで居つた。門(カド)とは即ち門百姓のことで、主家に對する從臣の家僕の義である。信濃の伊奈谷の御家に對する被官、阿波の祖谷の名主に對する名子や、近江の山中家の屋敷の周圍に住んだ下人と比べて見るべき性質のものである。

土地が廣漠たる草原であるから、屋敷構へをする爲めになすべき地割は自由に其意の如く行はれたものらしい。即ち長久の里に落ち着くや、村を開くに先ちて屋敷の地割をしたのであるが、其地割の仕方は何處も長方形で、碁盤の目の形をなして居たことは、今日でも此村の道を通る者の氣附く處である。村の長たる恒松

家の屋敷も斯の如く長方形をして居るので、其屋號を特に豆腐屋と稱へたさうで、此豆腐家の文字は幕末慶應二年に作成した舊屋敷の見取圖にも(口繪参照)光忠翁が自ら筆を採つて立派に書いてある。恒松本家の周圍に家を構へた從者の人達も其後一代か二代の間は恒松家と主從關係もあつたことであらうけれども、年月の絶つ間に先代の如くには其關係が濃厚で無くなり、又色々なる出來事の爲めに其後廢絶に歸した家も相當にあると云ふ。

充忠翁が恒松の保から此村に移住して來た時は宇野井、用田を合せて僅か十戸に過ぎない新村であつたが、翁の一生涯に段々入村して其處に落ち着く者が増して遂に六十戸の村になつたと云ふことであるが、僅か三四十年の間に十戸の村が六十戸に増したとは今日に於ても寧ろ驚くべき人家の増加である。之は要するに、恒久郷士の徳を慕ふ百姓心理の動いたこともさることながら、充忠が村を建つるに際して土地を相し、其民産を興し、住民に生活の餘裕を與ふるに足るの土地柄を選んだと云ふことが大なる原因であつたらう。恒松家からは其後分家したものが可なりにあつて、今日でも恒松姓を稱ふるものは、皆其の昔、宗家たる恒松家から分立した人達であると云ふ。

洵に充忠が此地を永住の地と定めたに就ては二つの大きな着眼點があつた、其れは土地の肥沃であることゝ水の便利のよいと云ふことであつた、恒松本家の宅

地の二邊に用水の濠が周流して居る處から見ても、此村一帶が水利と云ふ點には可なりに惠まれて居ることを想像し得るであらう。村に落ち着いてから後も、充忠は其村を居心地よくする方法として村人を精神的に繫ぎ止めんとて、鎭守の社の建立や寺院の造營を企てたのであるが、新田部落の人達を信仰心により落着かせることを忘れなかつた充忠は又一個の政治家であつた。斯くて充忠は其の昔、父祖が苦節數十年の後、刀折れ矢盡きて蒙塵の生涯を送りたる其苦勞の數々を身に體して、長久村に歸農後も專心一途、恒久鄕士として新田村落の開發に其骨身を碎くことを吝まなかつたのである。洵に世が世ならば、尼子本家の國老として何千石の御抱へにも與るべき身を、潔く曠野の草原に身を晒して風雪と戰つた充忠は戰場の鬪將に劣らぬ程の勇士であつた。

四

恒松本家を中心に八戶の門百姓が廻りを取り圍んで出來上つた新田村は地域は廣し、水は流れる、村の鎭守として神社は建てられる、寺院も出來ると云ふ譯で、段々と居心地よい村となつたことであらうが、然かも其間にあつて一つの大きな居心地の良くないことがあつた、毛利家から光らして來る眼の光りが其れであつた。

甲冑を棄てゝ遙々先の農兵部落から長久の村に落ち着いて百姓の仲間に身を投じたものを、毛利氏が其れ程眼を光らして監視しないでもよかつたであらうに、其昔、山中鹿之助と共に驍名を謳はれた立原久綱の末裔である丈け、何時毛利家に對して逆ふことが無いとも限らぬと思はれたのかして、毛利氏よりの探偵は何時も恒松家の動靜を覗つて居たと云ふ。恒松家の系圖を菩提寺の佛壇に納めて隱匿を企てたと云ふ人知れぬ苦心が、村の長者たる此鄕士の家にも幾久しく續いて居た。其れでは後の藩主は其れ程猜みの眼を以て見ればならぬ舊族鄕士を何故に無事に過させたかと云ふに、其處には恒松家に續いた溫順の家風が手傳つたことは勿論であるが、同家の如き舊名族を保存し、之を鄕村の政治に利用せんことは德川幕府が治民政策の一端であつたのであるから（本論百三十四頁參照）、後の藩主に於ても其れが例令舊士豪の末孫であるからとて、むざ〳〵之を取り潰す譯には素より行かず、却て同家を利用して村の政治の發達を期せざるを得なかつたのである。

此のやうな苦心で以て保存せられた系圖によつて同家三百年の沿革が今日でも明に覗ひ得られるのであるが、今、尼子麿下の鬪士立原久綱のことは姑く之を別として、恒久鄕士の開祖たる充忠から順次に系圖を手繰て見ると元祖充忠―第二世充次―第三世慶忠―第四世業忠―第五世頁忠―第六世瑤忠―第七世元忠―第

八世與忠―第九世光忠―第十世隆慶―と云ふ名前が脈々として續いて居る。尤も恒松家に在ても他の一般の名家の場合に於けると等しく、必ずしも代々賢眞の主ばかり續いて出た譯ではなく、中には左程でもなかつた人が出たことであらうが、第七世の元忠(嘉永六年齡八十九にて歿す)と、第九世光忠(明治十六年六十九歳にて歿す)の二人は能く家を治めて產を興した人であつたらしい。本書の口繪に撮影したる屋敷内の增築中に「元忠增築」「光忠建」の文字がさらに見ゆる處から見ると、此の兩翁こそは當家再興の賢者であつたらしい。

在鄉の名族が其界隈に勢威を張り、村の主長として重んぜられたのは、一面には其家に附いた系圖にもよることであらうけれども、他面には又其家自らが當時の上層階級たる武門の一端であると云ふことが主なる原因であつたのである。然るに當時在鄉の武門が其家を完ふするには先づ藩主に忠誠を誓ひ、其託せられたる村の政治を立派に仕遂げればならぬ。而して其頃の村の政治の重なるものと云へば年貢を滯りなく取り立てゝ之を藩庫に納むることであつたから、當時の在鄉の武士も矢張り百姓の味方とはなり得ずして、多くは藩の勘定役人の爪牙として働かざるを得なかつた。是れ故に村の鄉士にして庄屋を兼れたる家柄に對しては、百姓は表面には服從しても、内々反感を懷くに至るは想像し得られることであつた。恒松家に在ても亦此等の事情から逃るゝことが出來なかつたと見え、慶

應二年長州戰爭の飛汁で、安濃、邑智地方に百姓一揆が蜂起した際、雪崩を打つて亂入した一揆勢は遂に恒松家に押し寄せ、同家に火を放つて燒き拂つて了つたと云ふ。天正以來二百餘年の間、累代の家主が增築又は繼ぎ足しなして作り成したる親しみ深い邸宅を一朝にして烏有に歸せしめた暴戾は如何にも殘念に思はれたことであらう。左ればこそ當時の家主光忠翁は先祖累代の家居の模樣を描いて後代の子孫に知らせたいとの考から、自分の記憶を辿つて態々繪圖を書いた程である。

五

維新の際、恒松氏が士族に編入せられんとすればならぬことはない家柄を、特に平民に編入せられたのに、其の曾て祖先が折角武邊を去つて農民になつてから二百餘年に及べるものを、今更單なる名義丈けの族籍とは云へ、士族に移籍せらることの意義なさを思ふ光忠翁の取計であつたらう。

維新後になると、舊鄕士の働く舞臺は大に擴がつて來た、四民平等の世の中となつては、舊鄕士の家格の光りも昔ほどには冴えなくなつたが、唯二百年來蓄へられた土地財產と、傳統的に修養せられた人品と、社會に立つて世間の人を支配し得る

氣力とは、地方社會の何人も見て異まぬ實力であつた。恒松家第十世の家主隆慶翁が其の生前、殊に明治末期の帝國議會に於て「進行博士」の令名を博し、其の黨僚に重んぜられたことを思ひ見れば、斯の家にして斯の人を出したることの當然であることを信ぜぬ人は無からうと思ふ。殊に隆慶翁が明治三十四年に其元祖充忠翁の二百五十年祭を執り行ふたる際には、當時東京に於ける顯官名士が爭ふて古を懷ひ積善を頌するの詩文を贈つて光彩を添へ、又近鄉の有志が偉々と祭場に押し寛けて其の祭典に參加した盛事を思うて見れば、歷史が生み出す後世への產物も可なりに大きいものであることが肯かれる。

以上山陰の一邑落に於ける舊族鄉士の由來を討ね、其家系が綿々と續いて現今に及べる史實を拾ふて、在鄉名家の興隆したる跡を稽へて見たのであるが、余が本論に於て縷述したる史論の條理は此の恒久鄉士が辿り來つた二百有餘年の變遷によつて如實に說明せられて居ることが想はれて尠らず快感に打たるゝのである。然かも永年の間、鄉士の家風に練成せられて今日に及べる其の家の青年紳士と相對し、澁茶を啜りながら、古今の史談に語り耽ければ、其の鄉家の經來りたる上下三百年の歷史の數々が眼前に去來して奥床しい。

索引（假名遣の法によらず字音に掲る）

チ

ツ

テ

ト

ナ

ニ

ノ

ハ

ヒ

大正十四年六月十五日印刷
大正十四年六月十八日發行
（郷士制度の研究）
定價二圓五十錢

版權所有

著者　小野武夫

東京府下花原郡馬込村三五五九
發行者　新村武之進

東京市麴町區紀尾井町三
印刷者　濱野英太郎

東京府下大岡山高工前
發行所　大岡山書店
振替六九八七二番

東京印刷株式會社麴町出張所印刷